

2016年熊本地震 日本イコモス報告書

文化財の被害状況と復旧・復興への提言

The 2016 Kumamoto Earthquake

Report on Damages to the cultural properties
and

Recommendation for their restoration and rehabilitation



2019年3月
日本イコモス国内委員会

March 2019
Japan ICOMOS National Committee

2016年熊本地震 日本イコモス報告書 文化財の被害状況と復旧・復興への提言

The 2016 Kumamoto Earthquake
Report on Damages to the cultural properties
and
Recommendation for their restoration and rehabilitation



2019年3月
(一社) 日本イコモス国内委員会
March 2019
Japan ICOMOS National Committee

被害状況など



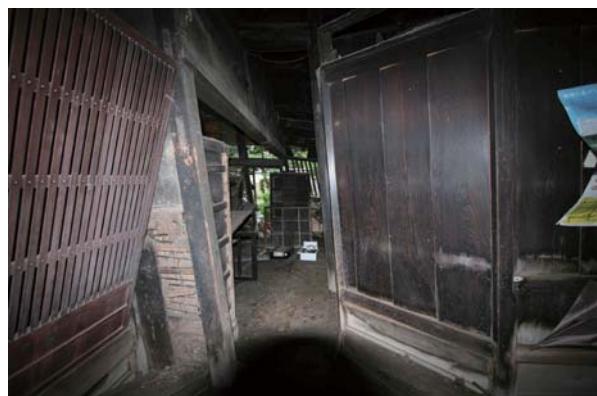
①熊本城 北八十八間櫓



②熊本城 宇土櫓



③江藤家住宅



④江藤家住宅 柱が著しく傾斜し建具が外れた内部土間



⑤江藤家住宅 柱や壁が著しく傾斜し壁も崩落した裏手



⑥八王社 大きく傾斜した本殿と倒壊した拝殿



⑦西原村の民家 一階部分が倒壊



⑧吉田松花堂



⑨森本襍表具材料店 被害状況の調査



⑩西原村の被災住宅



⑪ PS オランジュリ 落下した木摺天井材

⑫鈴木邸 壁が剥落したファサード



⑬メディアの取材を受ける所有者



⑭所有者との意見交換



⑮森本襍表具材料店 建物内部の調査



⑯ジェーンズ邸 ジェーンズの会との意見交換



⑰震災後 八王社での相撲大会

熊本県 市町村区分図



はじめに



2016年4月14日午後9時、さらには続いて16日深夜に熊本県において震度7を観測する大地震が発生し、各所に甚大な被害が相次ぎました。避難者は、最多で18万人を超す夜もありました。文化遺産に関しても、いずれも国的重要文化財に指定されている阿蘇神社の楼門・拝殿や熊本城の東十八間櫓や北十八間櫓が全壊するなど、大きな被害が出ました。

発災直後の緊急的な人道支援、住まいの支援の段階を経て、次なる課題の一つとして、倒壊を免れた価値のある民家や集落の祠などの歴史的な建造物を、いかに守り抜いていくかということがあります。

日本イコモスは地震災害そのものとその後の復興への努力の情報を、被災者に寄り添いながら、調査研究してまいりました。発災から3年を経過したこの段階で、これまでの作業を取りまとめ、同じような地震被害の可能性を有する国内諸地域さらには海外諸国と共有することによって、自然災害からの文化遺産の保存の望ましいあり方を探っていく際の貴重な手掛かりとなることを願って、本レポートを発刊いたします。

日本イコモス国内委員会

委員長 西村 幸夫

被災文化財の復旧・復興と今後の保存・活用の健全な発展への提言〈概要〉

1. 被災文化財建造物への緊急措置と支援

被災直後の被害拡大防止や危険防止のための緊急措置を敏速かつ適確に実施するため、文化財所有者、行政担当者、建築士、工務店等であらかじめ行動マニュアルを作成しておくことが重要である。また、災害ボランティアが未指定文化財も含めて文化財の特性を踏まえた適切な支援活動ができるよう、その活動を調整統括できる者を決めておく必要がある。

2. 文化財の被災調査開始時期と復旧等の支援のあり方

文化財の被災調査は、被災直後から一定期間を経て、所有者等が被災建造物等をどうするか検討を始めた頃から開始するのが適切である。また、調査組織間の連絡協議体制を事前に構築し、調査の方針や段取り等を調整しておくことが望ましい。

国指定、地方指定、登録、景観重要建造物、未指定等文化財建造物の態様は様々であるが、それぞれ修理、復旧に課題を抱えている。未指定文化財については都道府県主導の下、市町村単位で事前にリストを作成し公的な位置付けとして周知するとともに、所有者が修理等の負担に耐えられない場合に備えて、建物を社会的に受け継ぐ仕組みも必要である。

3. 応急危険度判定・公費解体の問題と修理・復旧に係る制度的課題

「応急危険度判定」における「危険判定」（赤紙）は、「建物がすぐに倒壊する危険があることを意味するものではありません」等の説明を別途、必ず加えるべきである。また、多くの被災者に公費解体を選択させることもあったが、「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」に全壊・半壊世帯への支援金を加えて修理費用に充当すれば、住宅や店舗等にも再生・活用の可能性があることも重要な視点である。

国指定文化財以外の歴史的建造物について、自治体は文化財保護条例のほか建築基準法第3条の「その他条例」をできるだけ早く整備し、大規模修理や活用のための改修時に建築基準法の適用除外とできるようにすべきである。

4. 文化財の復旧支援にかかる各機関の役割と課題

文化庁、都道府県、市町村とも災害時に対応できる制度、施策、担当職員は不十分であり、その改善に早急に取り組む必要がある。

文化財ドクター事業では主にヘリテージマネージャーが建造物の被災状況の調査等を行ったが、「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」の創設後は、本来の設計監理の専門家としてではなく、設計監理の専門家を管理する業務が基金の運用者から課された。事業に参加している設計者間で開かれた議論の場を設け、様々な被災程度や所有者の資金能力に応じて柔軟に当面の修理方針を設定すると共に、将来の追加修理への支援も可能とする制度が必要であった。文化財ドクター事業制度における業務内容の仕分けや報酬等の改善、さらには復旧設計基準の策定が必要であると同時に、文化財ドクターやヘリテージマネージャーの活動を支援する地方自治体職員の人材確保や能力向上ならびに自治体間の相互支援が必須である。

5. 文化財の復旧復興事業への補助・支援と被災文化財等復旧復興基金

国の復旧復興予算は被災文化財の修理等には限定的であり、グループ補助金も対象範囲が限られている。震災1年半後に創設された「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」は登録文化財、未指定文化財に対する保存修理へ助成する画期的なものであるが、創設までの間に公費等により解体された歴史的建造物も多かった。

このため、被災が甚大で広範囲に及ぶ場合、未指定文化財を含む公的に位置付けた文化財の復旧復興に迅速に対応できるための、都道府県に義務付けられている災害救助基金のような常設の基金の創設や、地震保険を文化財適用へ拡大し一部を公的資金で賄うことを検討する必要がある。

6. 文化財の復旧復興と今後の防災のために

歴史的建造物については、速やかに耐震強度の調査や耐震補強を行う必要がある。また、地震をはじめ風水害など自然災害に対応する総合的な防災・減災計画策定の必要がある。

被災文化財の復旧・復興後の保存と活用のため、地域の商業活動や観光振興計画等においても積極的に位置づけることが望ましい。

7. 文化財の復旧・復興及びその後の適切な保存・活用のための総合的な計画策定

改正文化財保護法に基づいて、熊本県は文化財保存活用大綱、熊本市その他市町村は文化財保存活用地域計画、文化財所有者等は保存活用計画を早期に策定し、文化財の復旧・復興及びその後の保存と活用を計画的に進めることが必要である。

上記の地域計画等の「策定等に関する指針」にあるように、文化財の耐震化や防犯・防火設備の整備等、及び災害発生時における緊急活動等について詳細に定める必要がある。また、これらの実施のための人員確保や応援態勢等も定める必要がある。

同指針では、未指定文化財を含む文化財リストは災害発生時における被災状況の把握に重要であるとし、また調査・把握された未指定文化財について、自治体は「提案」制度により積極的に登録を進め、平時の保存活用をはじめ災害後の復旧等においてもより良い支

援をすべきである。また、同指針では、歴史的建造物の活用にあたっての文化財保護条例等の整備による建築基準法の適用除外などの取組や「文化財保存活用区域」の設定についても地域計画に記述することを奨励しており、自治体はこれらにも積極的に取り組むべきである。

現在熊本市で策定中の「歴史的風致維持向上計画」は、震災からの復旧復興及びその後の歴史まちづくりに大きな効果を上げることが期待される。熊本市の計画を、国が早期に認定することが望まれるとともに、他の市町村でも同様の取組が奨励される。

都道府県及び市町村が策定する地域防災計画に、災害から保護すべき重要な要素として文化財を位置付け、具体的な保護の施策や復興復旧の援方策を盛り込むべきである。

8. 自治体の文化財関連人材の充実と支援体制について

自治体において専門職員、特に文化財建造物等の専門職員の配置、他部局の建築専門職員等を併任させるなどの体制の整備、また緊急時に備えて、他県・他市町村から災害経験のある職員を含む応援ネットワークの構築等の充実が極めて重要である。

9. 結び

私たちは熊本地震について、これまでの3年間、調査や支援など多様な活動を行ってきた。上記はこの実践から明らかになった課題や問題点の指摘と将来への提言をまとめたものである。熊本地震から文化財の早期復旧復興はもとより、他地域も含めた将来的防災・減災と文化財の保存・活用の健全な発展に役立つことを願っている。

目次

1 地震と被害の概要	1	3 歴史的文化遺産の活用とまちづくり	50
1.1 地震の概要	1	3.1 熊本市新町・古町地区	50
1.2 文化財の被害の概要	5	3.2 熊本市川尻地区	54
		3.3 小川地区	56
2 被害状況と復旧	6	3.4 益城町	61
		3.5 大津町	64
2.1 熊本城石垣・建造物	6	3.6 西原村	67
2.2 江藤家住宅	10	3.7 通潤橋	69
2.3 矢野家住宅	13		
2.3.1 矢野家住宅（本宅）（国登録文化財）	13	4 復旧に向けた支援制度、支援活動	72
2.3.2 矢野家住宅（新宅）（国登録文化財）	15		
2.4 阿蘇神社（重要文化財）	16	4.1 災害復旧対策の諸制度	72
2.5 ジェーンズ邸（熊本県指定文化財）	18	4.1.1 応急危険度判定	72
2.6 吉田松花堂	21	4.1.2 罹災証明書の判定（家屋被害認定調査）	73
2.7 森本襖表具材料店	23	4.1.3 応急修理制度	74
2.8 鈴木邸（旧中村小児科病院）	24	4.1.4 公費解体・自費解体	75
2.9 木村家住宅（熊本市景観形成建造物）	26	4.1.5 被災宅地復旧支援（復興基金）制度	75
2.10 清永本店	28	4.1.6 地域コミュニティ施設等再建支援（復興基金）制度	75
2.11 川尻公会堂	29	4.1.7 熊本市町並み復旧保存支援事業	76
2.12 PS オランジュリ （旧第一銀行熊本支店）	31	4.1.8 地震保険	76
2.13 熊本大学歴史的建築	35	4.2 グループ補助金による文化財の救済	77
2.14 本妙寺仁王門	38	4.3 被災文化財等復旧復興基金による補助制度	79
2.15 京都大学大学院理学研究科附属 地球熱学研究施設火山研究センター （旧京都帝国大学阿蘇火山研究所） （国登録有形文化財）	39	4.4 文化財ドクター	81
2.16 地域のコミュニティーの核となってきた神社等	41	4.4.1 文化財ドクター派遣事業（Dispatch Conservators for Historic Buildings）	81
2.17 ミッション系学校等の近代洋風建築	42	4.4.2 文化財ドクター活動	83
2.18 熊本地震による石橋の被災状況	44	4.5 文化財レスキュー	84
2.18.1 明八橋	44	4.5.1 文化財レスキュー制度	84
2.18.2 大坪水路橋	44	4.5.2 熊本における被災文化財レスキュー活動 —何を救出したか—	85
2.18.3 下鶴橋	45	4.6 民間の中間支援組織（熊本まちなみ トラスト）による支援活動	86
2.18.4 馬門橋	45	4.7 熊本地震ワールド・モニュメント財団 (WMF) の支援活動	89
2.18.5 二俣福良渡	46	4.8 日本イコモスによる熊本地震被災文化財 保存支援活動	91
2.18.6 轟橋	46		
2.19 古墳	47		

5 復興に向けた道筋	95	6.6 文化財の復旧復興と今後の防災のために	109
5.1 復興タイムライン	95	6.6.1 未指定・未登録文化財のリスト作成	109
5.2 地区别別、文化財種別に見る復旧の経過	99	6.6.2 歴史的地区のリスト作成—面的保全のための群的把握	109
5.3 町屋居住者へのアンケート調査	101	6.6.3 耐震調査及び構造補強の実施と総合的な防災・減災計画の策定	109
6. 被災文化財の復旧・復興と今後の保存・活用の健全な発展への提言	105	6.6.4 復旧後の活用と地域の商業活動との連携	110
6.1 被災文化財建造物への緊急措置と支援	105	6.7 文化財の復旧・復興及びその後の適切な保存・活用のための総合的な計画策定	110
6.1.1 緊急措置の行動マニュアル	105	6.7.1 文化財保存活用地域計画等の策定と推進	110
6.1.2 災害ボランティアの支援活動の調整統括	105	6.7.2 歴史的風致維持向上計画の策定	110
6.2 文化財の被災調査開始時期と復旧等の支援のあり方	105	6.7.3 地域防災計画に文化財保護を位置づける必要性	110
6.2.1 国指定文化財	105	6.8 自治体の文化財関連人材の充実と支援体制について	111
6.2.2 地方指定文化財	106	6.9 結び	111
6.2.3 登録有形文化財	106		
6.2.4 熊本市景観重要建造物・景観形成建造物及び「認定町屋制度」	106		
6.2.5 未指定文化財	106	資料編	112
6.3 応急危険度判定・公費解体の問題と修理・復旧に係る制度的課題	107		
6.3.1 応急危険度判定の課題	107		
6.3.2 罹災判定区分と公費解体の問題	107		
6.3.3 建築基準法等の適用除外の課題	107		
6.4 文化財の復旧支援にかかる各機関の役割と課題	107		
6.4.1 文化庁	107		
6.4.2 都道府県	107		
6.4.3 市町村	108		
6.4.4 中間支援組織等	108		
6.4.5 大学、専門職能団体及び助成財団	108		
6.4.6 文化財ドクター事業とヘリテージマネージャーの課題	108		
6.5 文化財の復旧復興事業への補助・支援と被災文化財等復旧復興基金	108		
6.5.1 国の復旧復興予算の限界	108	写真（表紙、ii～iv頁）	
6.5.2 グループ補助金	109	苅谷 勇雅：表紙、③⑥⑦⑫	
6.5.3 熊本県地震被災文化財等復旧復興基金	109	矢野 和之：扉、①②⑯、裏表紙	
6.5.4 文化財の復旧復興のための常設の基金の必要性	109	佐々木 健：④⑤⑧⑨⑩⑪⑬⑭⑮⑯	

執筆者・講演者・協力など

執筆担当者（50音順）

磯田 節子	熊本高専 特命客員教授 ※	3.3
伊藤 重剛	熊本大学名誉教授、NPO 法人熊本まちなみトラスト 理事長 ※	2.13
伊東 龍一	熊本大学大学院先端科学研究所 教授	2.9
稻垣 光彦	ワールド・モニュメント財団 日本代表	4.7
稻葉 繼陽	熊本大学 永青文庫研究センター長 教授	4.5.2
莉谷 勇雅	小山高専 名誉教授 ※ 2	6
木本 泰二郎	(株)文化財保存計画協会 主任研究員 ※	2.2、3.5
栗原 祐司	京都国立博物館 副館長	4.5.1
小谷 桂太郎	前 西原村文化財保護委員	3.6
佐々木 健	東京都市大学 客員研究員・非常勤講師 ※ 6	3.1、5.3、6
竹田 宏司	玉名市役所	2.19
田中 穎彦	文化庁資源活用課 調査官 ※	4.4.1
田中 尚人	熊本大学熊本創生推進機構地域連携部門 准教授	3.7
辻 泰明	熊本大学減災型社会システム部門 研究補助員	4.1.1～4.1.7
鶴嶋 俊彦	熊本城調査研究センター 文化財保護主幹 ※	2.1
西村 幸夫	東京大学名誉教授・神戸芸術工科大学 教授 ※ 1	序言
花里 利一	三重大学大学院 工学研究科 教授 ※ 4	1.1、2.5、2.12
平野 祐一	平野地域計画 主宰	2.17
富士川 一裕	(株)人間都市研究所 代表取締役、NPO 法人熊本まちなみトラスト 事務局長 ※	2.10、3.1、4.2、4.3、4.6
藤原 恵洋	九州大学 名誉教授 ※	2.15
古川 保	すまい塾 古川設計室 代表	2.11、3.2、4.1.8
本田 泰寛	第一工業大学 自然環境工学科 講師	2.18
益田 兼房	立命館大学 客員教授 ※ 5	2.5
松野 陽子	益城町文化財保護委員会 副委員長	3.4
宮野 桂輔	高木富士川計画事務所	2.6、2.7、2.8
宮本 利邦	阿蘇市教育委員会教育部教育課	2.4
矢野 和之	(株)文化財保存計画協会 代表取締役 ※ 3	1.2、2.3、2.16、4.8、6
山川 満清	(公社)熊本県建築士会	4.4.2
山口 謙太郎	九州大学大学院人間環境学研究院 教授 ※	1.2、2.14
横内 基	国士館大学理工学部建築学系 准教授 ※	5.1、5.2
熊本県教育委員会文化課		4.3

※日本イコモス国内委員会 会員

1：委員長、2：副委員長、3：事務局長、4：理事・ISCARSAH、5：理事・ICORP、6：IWC、7：ISC20C

フォーラム・シンポジウム 講演者・パネラー(50音順)

アレックス・カー 東洋文化研究者 ※
大西一史 熊本市長
後藤治 工学院大学 理事長・教授 ※
西村幸夫 東京大学名誉教授・神戸芸術工科大学 教授 ※ 1
舟引敏明 宮城大学 教授 ※
村上 裕道 京都橘大学 教授 ※

調査等協力

鯉坂 徹 鹿児島大学 教授 ※ 7
高山 峰夫 福岡大学 教授
山尾 敏孝 熊本大学 名誉教授
佐藤 弘美 金沢工業大学 講師 ※
本田 澄代 熊本市経済観光局文化振興課 主査
北 茂紀 (株) 北茂紀建築構造事務所 代表取締役 ※
木下 寿之 (株) 文化財保存計画協会 主任研究員 ※
小幡 一之 (株) 文化財保存計画協会 主任研究員
長谷川 順一 住まい空間研究所 主宰 ※
細川 道夫 文化財保存修理専門家
松下 隆太 (有) 来夢建築設計事務所 代表取締役 ※
和田 耕一 和田建築設計工房 主宰

協力

文化庁
熊本県
熊本市
熊本大学
熊本学園大学
(公社)日本建築士会連合会
ワールド・モニュメント財団(米国)
国際インテリアデザイン協会 日本支部
NPO 法人熊本まちなみトラスト
被災文化遺産所有者等連絡協議会
ピーエス工業(株)
(株)文化財保存計画協会

編集

日本イコモス国内委員会
(熊本地震被災文化財支援特別委員会)
苅谷 勇雅 副委員長
矢野 和之 事務局長
佐々木 健 会員 (IIWC)
常木 麻衣 事務局

編集協力

丹羽 温子 (株) 文化財保存計画協会 研究員
寺内 朋子 studio T2

助成支援

(公財) 日本財團

1 地震と被害の概要

1.1 地震の概要

2016年熊本県地方に大きな被害を与えた地震は、4月14日21:45分頃に発生した前震と4月16日01時25分頃に発生した本震および震度1以上の地震動を1000回以上観測した余震から成る連続地震である。4月14日の前震、4月16日の本震とともに、震度7を記録しており、計測震度観測が始まった1996年度以降、震度7を記録した3回目の地震となった。(過去2回は、2004年新潟県中越地震、2011年東北地方太平洋沖地震) 中央構造線の西端から延びる断層帯が九州中部をほぼ北東-南西に横断しており、今回の地震は、その活断層によって起こった内陸型地震である。この熊本県地方の地震活動度を示すために、歴史地震について以下に示す。表1.1.1に17世紀以降の熊本地方で被害を及ぼした地震の一覧を示す。また、図1.1.1に熊本地方の歴史地震および活断層と今回の前震・本震の震源の位置を示す。

表1.1.1に示すように、17世紀以降の約400年間において、今回の地震のような内陸直下型の地震で、かつ、マグニチュードが5を超えたものは5回あり、最大でM6.5である。従って、地震活動度が高い地域とはみなされておらず、建築基準法施行令で規定される地域係数も0.8で、沖縄を除いて最も低い値である(東京都、大阪市、京都市等は1.0)。このような地震環境の下で今回の地震が発生している。

表1.1.1 熊本地方に影響を及ぼした17世紀以降の地震¹⁾

年月日	地域・名称	M	主な被害
1619.5.1	肥後・八代	6.0	麦島城はじめ公私の家屋破壊
1625.7.21	熊本	5-6	熊本城火薬庫爆発。天守付近、城中の石垣被害。死者約50
1707.10.28	宝永地震	8.4	
1723.12.19	肥後・豊後・筑後	6.5	肥後で死者2,負傷者25,家屋倒壊980
1769.8.29	日向・豊後・肥後	7 3/4	延岡城・大分城で被害大,熊本領内で死者1,家屋倒壊115
1792.5.21	雲仙岳	6.4	前山の東部が崩れ、津波。津波による死者約5000,家屋流失2000以上
1854.12.24	安政南海地震	8.4	
1889.7.28	熊本	6.3	熊本市付近で被害大。死者20,負傷者54,住家全壊200全
1941.11.19	日向灘	7.2	死者2,負傷者7,家屋全壊19
1946.12.21	南海地震	8.0	死者2,負傷者1,住家全壊6
1975.1.23	阿蘇山北縁	6.1	一宮町三野地区に被害集中。負傷者10,住家全壊16

4月14日の前震は、日奈久断層、4月16日の本震は布田川断層によって発生したとされている。ともに、右横ずれ断層である。震源の深さはそれぞれ約11km、約12kmであった。新編日本の活断層によれば、これらは確実度I(活断層であることが確実である)³⁾、活動度B級(1000年あたりの変位速度0.1-1.0m)に分類されている。なお、日奈久断層の変位速度は0.7m/1000年と推定されている。地震調査委員会は、日奈久断層および布田川断層が活動した場合、それM6.8、M7.0程度の地震が発生する可能性を指摘していた。

次に、地震の震度分布およびピーク加速度分布を示す。図1.1.2に気象庁による前震および本震の計測震度分布を示す。図1.1.3は、防災科学研究所による本震のピーク加速度分布である。



図1.1.1 熊本地方の歴史地震と活断層¹⁾

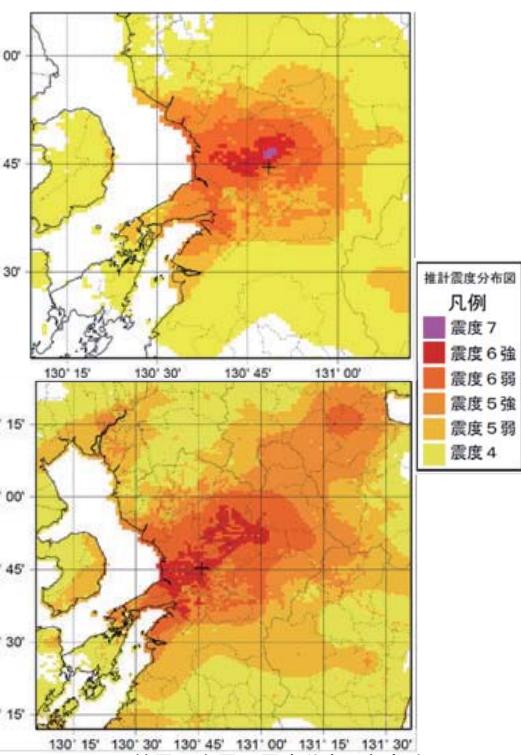


図1.1.2 前震と本震の震度分布(気象庁HP)

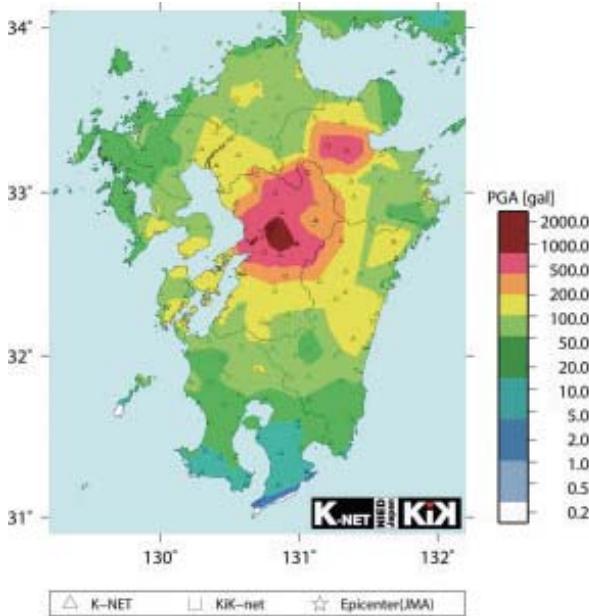


図 1.1.3 本震のピーク加速度分布 (防災科研 HP より引用)

建造物の地震応答を評価するための尺度に応答スペクトルが一般に用いられる。地震動特性と建物の動的特性の両者を考慮したものである。本報告では、震度 7 が観測された益城町役場、KiK-net(KMMH16) 益城、および西原村役場の地震動特性を示す。今回、南北方向より東西方向の方が、振幅が大きな地震動であった。

東西・南北方向および 2 方向合成波形の加速度波形および加速度応答スペクトル ($h=5\%$) を図 1.1.4、図 1.1.5、図 1.1.6 に示す。応答スペクトル図には、1995 年兵庫県南部地震神戸海洋気象台記録、建築基準法施行令第 2 種地盤のスペクトルも合わせて示す。また、表 1.1.2 に、3 観測地点の加速度記録を積分して得たピーク速度を示す。

本報告で示す文化財建造物が所在する地域における本震のピーク加速度 (3 成分合成) を表 2.1.2 に示す。本表には示していないが、益城町 KiK-net 観測地点では、3 成分合成で 1362Gal を計測している。

図 1.1.4、図 1.1.5、図 1.1.6 からわかるように、震度 7 を観測した益城町の地震動記録と西原村の記録では、応答スペクトル特性に大きな差がある。また、同じ益城町の記録でも、役場の応答スペクトル値は周期 1~2 秒において KiK-net 記録の約 2 倍である。西原村役場の応答スペクトルは 1 秒以下の短周期とともに 2~3 秒のやや長周期にピークがみられる。2~3 秒のやや長周期成分により地動速度が 200cm/s(表 1.1.1 参照)、応答速度が 300cm/s(図 1.1.6 参照)を超えており、断層の動きが表れている可能性もある。今回の

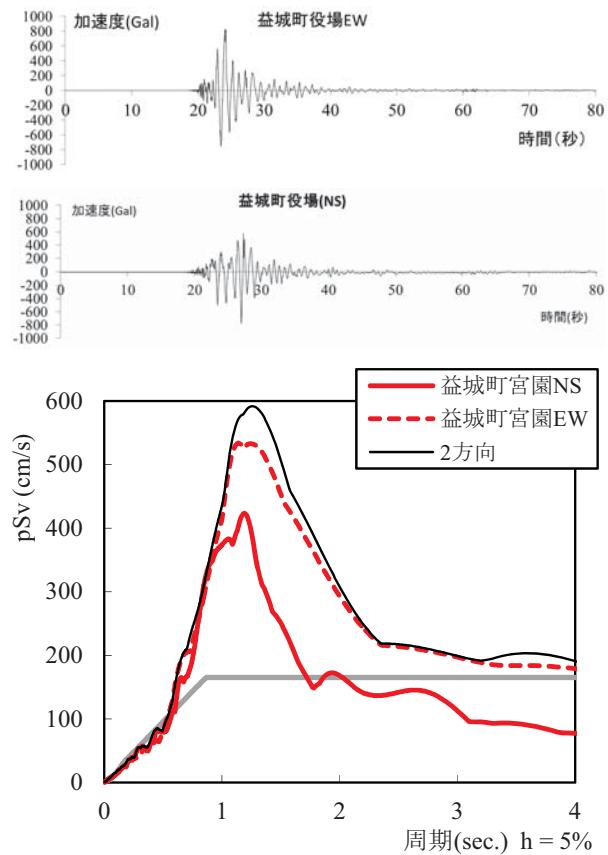


図 1.1.4 益城町役場で観測された地震動波形と応答スペクトル (中川博士提供)

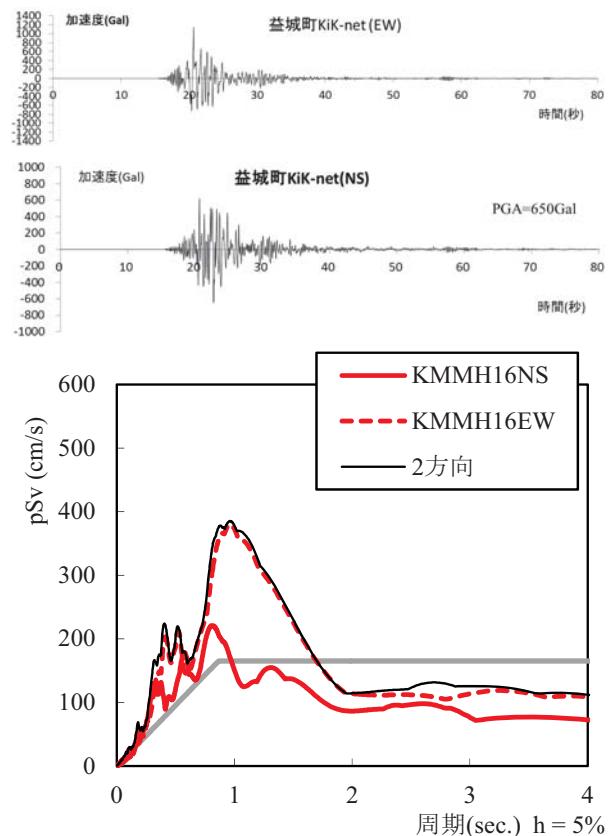


図 1.1.5 益城町 KiK-net で観測された地震動波形と応答スペクトル (中川博士提供)

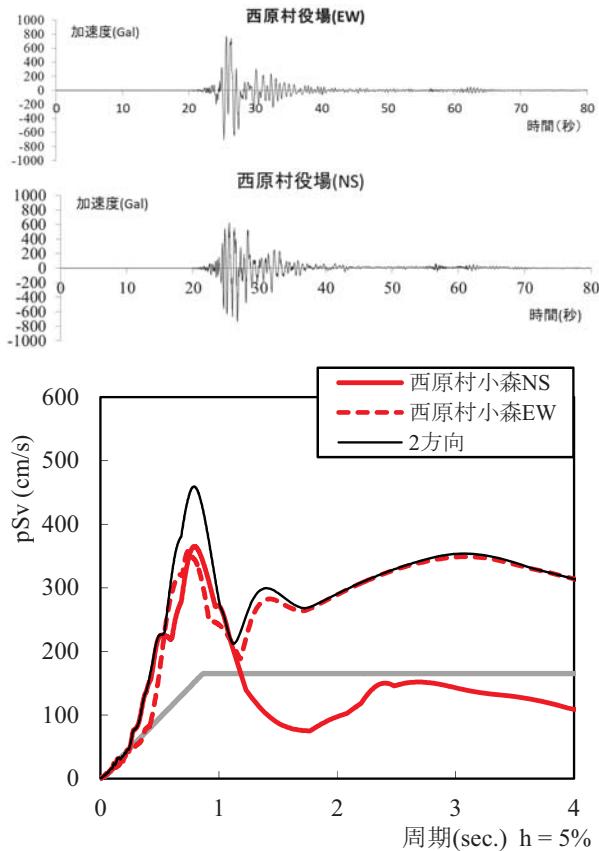


図 1.1.6 西原村役場で観測された地震動波形と応答スペクトル（中川博士提供）

表 1.1.2 ピーク速度一覧

	EW(kine)	NS(kine)
益城町役場	177	104
益城町 KiK-net	123	80
西原村	206	94

地震は、震源深さが浅く、震源域の地震度特性はその位置によって大きく異なることがわかる。

熊本市内の KNET による地震動記録によれば、周期 0.3~0.5 秒の短周期成分が卓越していた（図 1.1.7 参照）。西原村役場の地震動記録にも短周期成分の勢力が大きい（図 1.1.6 参照）。この周期域は短周期構造物である組積造建造物に及ぼす影響が大きい。熊本城の石垣が甚大な被害を受けたのも、この短周期成分の卓越による石垣構造の応答に起因すると考えられる。この傾向は、2011 年東日本大震災で組積造建造物が大きな被害を受けた被害状況と共通している。本調査報告で示す、PS オランジェリ、本妙寺仁王門、八勢眼鏡橋も短周期建造物である。今回の地震の特徴として、震源域およびその近傍では、地点によって地震動特性が大きく異なること、歴史的建造物が多く現存する地域（熊本市内）では、組積造建造物に影響する短

周期成分が卓越していたこと、断層近傍では断層のすべりによる長周期成分がみられたことが挙げられる。

本節の最後に、内閣府による被害統計を示す。5月 31 日現在、人的被害は、死亡 49 人、重軽傷 1663 人、建物被害は、住宅が全壊 6090 棟、半壊 20219 棟、一部破損が 85635 棟、非住家被害数は 1042 棟、火災は 16 件である。また、土石流等の発生 57 件、地滑り 10 件、がけ崩れ 115 件である。

本節の最後に、内閣府による被害統計を示す。5月 31 日現在、人的被害は、死亡 49 人、重軽傷 1663 人、建物被害は、住宅が全壊 6090 棟、半壊 20219 棟、一部破損が 85635 棟、非住家被害数は 1042 棟、火災は 16 件である。また、土石流等の発生 57 件、地滑り 10 件、がけ崩れ 115 件である。

表 1.1.3 本報告で示す被災文化財建造物が所在する地域の計測震度とピーク加速度（本震、防災科研 K-Net,KiK-Net）

観測地点	計測震度	ピーク加速度 (cm/s ²)	観測地点震央距離 (km)
西原村小森	6.6	904	15.8
阿蘇市一宮	5.5	403	35.5
熊本市中央区	6.0	657	6.3
熊本市東区	6.0	843	4.2
熊本市西区	6.0	678	7.5
熊本市南区	5.9	595	9.0
熊本市北区	5.8	1027	9.0
大津町引木	5.7	669	17.1
御船町	5.7	499	6.2

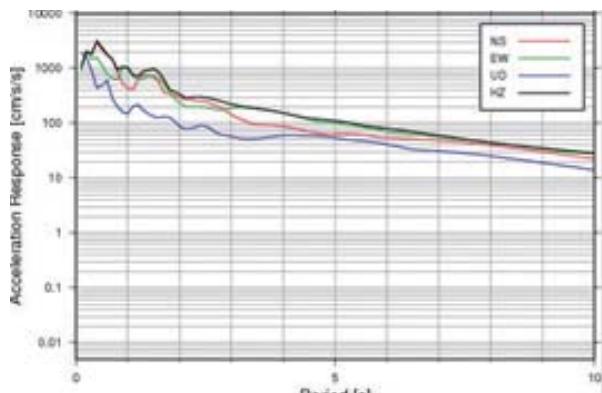


図 1.1.7 K-net 熊本 (KMM006) の観測記録の応答スペクトル（防災科研 HP より）

〈謝辞〉

図 2.1.4, 図 2.1.5, 図 2.1.6 に示す地震動特性は京都大学中川貴文准教授に協力いただいた。

〈参考文献〉

- 1) 総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会編：日本の地震活動 - 被害地震から見た地域別の特徴, pp330-333, 1997
- 2) 宇佐美龍夫著：新編日本地震総覧、東京大学出版会, 1991
- 3) 活断層研究会編：新編日本の活断層、分布図と資料、東京大学出版会, pp358-363, 1991
- 4) 地震調査研究推進本部地震調査委員会：平成 28 年熊本地震の評価, 平成 28 年 5 月 13 日 (気象庁作成 HP)
- 6) 防災科学技術研究所：2016 年 4 月 16 日熊本県熊本地方の地震による強震動
- 7) 内閣府防災のページ：平成 28 年熊本県熊本地方を震源地とする地震に係る被害状況等について (5 月 31 日 10:00 現在), 2016

1.2 文化財の被害の概要

本節では今回の熊本県熊本地方を震源とする一連の地震による文化財等の被害の概要を述べる。図 1.2.1 は国指定の重要文化財や登録有形文化財等の 2016 年 5 月 30 日現在の被害件数（計 150 件）と構成比を示したものである。登録有形文化財の被災建造物が最も多く 57 件、次いで国指定の重要文化財の被災建造物が 39 件で、これらの建造物の被害が全体の約 2/3 を占めている。これに史跡や名勝の被害を加えると全体の 9 割を超える。

図 1.2.2 は図 1.2.1 に示した国の被災文化財等 150 件をその所在地で分類し、都道府県別に示したものである。熊本県の文化財等の被害が全体の約 2/3 を占めており、次いで大分県、福岡県の文化財等の被害が多く、この 3 県の被害が全体の 9 割を占めている。

図 1.2.3 は熊本県、熊本県内の市町村、大分県の指定を受けた文化財等の被害件数をまとめたものである。熊本県内の被害件数は 2016 年 4 月 28 日現在、大分県内の被害件数は 2016 年 5 月 23 日現在の情報である。建造物と史跡の被害がほぼ同程度の件数報告されている。福岡県の文化財等の被害については種類の情報がないものの、2016 年 5 月 10 日現在で福岡県指定の文化財等に 11 件、福岡県内の市町村指定の文化財等に同じく 11 件の被害が報道されている。

熊本県では、震度 7 を 2 度記録した西原村、益城町、震度 6 強を記録した熊本市他、断層に沿って歴史的建造物にも大きな被害があった。煉瓦造や石造の組積造に被害が大きかったが、大部分の建造物は木造軸組み構法のため、神社社殿や近代洋風建築、古い住宅建築の一部に「倒壊」が見られたものの、変形しながらも「大規模半壊」「小規模半壊」ですんでいる。

この中で、熊本城の復旧には数百億円程度要するといわれ、その他は合わせて百億程度の規模である。期間は熊本城が 20 年、その他は 10 年近くを要すると考えられる。

地震から 2 年半以上経ち、修理工事は一部完成しているものの、大部分は工事中で未着手のものもある。

【参考文献】

- 文部科学省:熊本県熊本地方を震源とする地震による被害情報
(第32報), 2016.5.30
- 熊本県:H28.4.14 発生地震による文化財への被害状況まとめ,
2016.4.28
- 大分県教育庁文化課:平成28年熊本地震に伴う大分県内の文化財被害状況について, 2016.5.23
- 毎日新聞地方版:熊本地震 総額3億7300万円 県内被害まとめ
/福岡, 2016.5.11

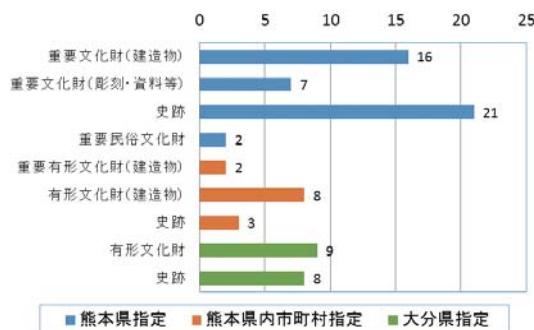


図 1.2.1 国指定文化財等の被害件数（種類別）

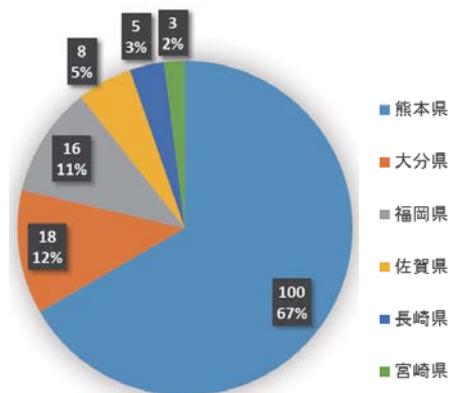


図 1.2.2 国指定文化財等の被害件数（都道府県別）

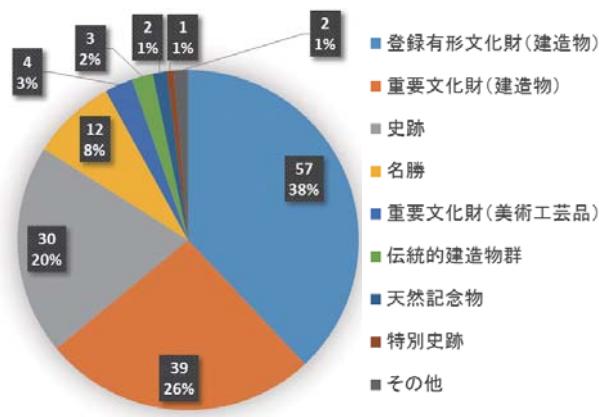


図 1.2.3 県・市町村指定文化財等の被害件数

2 被害状況と復旧

2.1 熊本城石垣・建造物

熊本城跡は南方に向って伸びた台地の尖端部とその裾周りに形成された平山城である。天正16年（1588）に肥後国北半の大名（慶長6年から球磨郡・天草郡を除く一国領主）となる加藤清正が、慶長4年（1599）から茶臼山と呼ばれた高台を中心に高石垣を廻す工事を行ない、慶長12年（1607）頃には中核となる本丸を完成させている。のちに細川氏が移封となり、部分的な改修や修理を施し幕末を迎えた。明治初頭には陸軍駐屯地となり、国内最後の内戦の西南戦争では天守・櫓・御殿などの多くを焼失したが、宇土櫓をはじめ城門、櫓等はよく遺存し、特に石垣及び堀がよく旧観を保ち、近世城郭の典型として価値が極めて高いことから特別史跡となっている。

平成28年熊本地震では、先ず4月14日夜半の前震で石垣の6箇所が崩落し、石垣の孕み出しや石垣上面の陥没や地割れといった地盤被害が広く確認されたほか、重要文化財10棟及び復元建造物7棟で屋根瓦や外壁の漆喰の落下などの被害があった。そして28時間後の4月16日深夜の本震では、517面の石垣が崩壊し、被害面積は総石垣（973面）の3割に達し、その内の229面（50箇所）は崩落している。また、重要文化財では13棟すべてが被災し、内、2棟が倒壊し、3棟が一部倒壊した。このほか復元建造物も20棟すべてが被災し、5棟の堀が倒壊している。以下、主要な被害と現況について概説する。

天守

昭和35年に再建された鉄筋コンクリート造の大小二つの天守は、地下47mに達する深基礎杭に支えられ倒壊を免れたが、土台の石垣に被害があった。特に明治10年の火災で焼損し、明治22年の地震で被災し修復されていた穴蔵内面石垣は全てが崩落・崩壊した。外面石垣が「清正流石垣」として著名な大きく反り上る大天守石垣に大きな被害はなかったが、小天守石垣の北面・東面に大きな被害があった。

天守建物は最上階を除けば大きな被害がなく、震災前から検討していた耐震補強を施して復旧し、内部についても新たな展示を施工中である。土台の石垣のうち、大天守は穴蔵内壁を中心とした復旧に留まるが、被害が大きい小天守では外面石垣・穴蔵内壁ともに大規模な積み直しが必要となる見込みである。



図2.1.1 平成28年熊本地震での熊本城跡の石垣被災箇所図



写真2.1.1 天守の被災状況

数寄屋丸御門跡

平左衛門丸と数寄屋丸の間に開いた2折れの鉤型虎口で、藩政時代には規式の通路として使用されている。

前震で通路に面した石垣が崩落したが、本震ではその崩落範囲が拡大し、通路を埋め尽くすように石材が落下している。西側の石塁上面での観察では石塁中央に地割れが走り、これを境に東面石垣が崩れ、西側では石積みのすぐ背後に空隙ができ、その空隙に天端の石材の尻が沈みこんで石垣上部が孕み出しの状態にある。

この通路の両面は明治22年地震でも同等の被害があり、間知石状に石材を再加工する方法や間詰め石の省略、落し積みなど当該期の技術で復旧されている。この修復時の裏込めには土砂の混入が顕著で、平左衛門丸側の石塁は上部1.5mほどを省略して完工している。崩落石材の回収作業では、下位の石材が石垣根元に落下し、その上に裏栗石や上位石材が滑落し覆い被さっていることを確認している。



飯田丸五階櫓台

初期に普請された曲輪隅に慶長末期頃になり付加された隅櫓で、西南戦争直前に解体され、現在の櫓は平成 17 年に復元された建物である。石垣は定型の算木積みを用い、築石は粗加工による長方体状石材で、石材の高さを揃えて布積みだが、明治 22 年の地震で上半部が大きく崩落し、陸軍が修復している。

今回の地震では、陸軍が修復した南面・東面・西面のうち、前震で南面の上部 6m × 6m が崩落し、本震で南面の崩落範囲がさらに拡大して東面も大きく崩落した。そのため南東の角石 6 個が柱状に残り危険な状態であった。倒壊防止の緊急工事を経て櫓を解体し、現在は変状した石垣の復旧を進めている。

西櫓御門跡

飯田丸の西辺石垣線上にあった「百間櫓」の一角に開いた出入口で、今回の地震では櫓門の土台となる両石壘が根元から崩落している。出入口を造る両石壘の地上高は 3m、幅 5m であるが、通路側や曲輪側の勾配は 77 度前後と急角度で、隅角は重箱積み、築石は粗割り石の布崩し積みである。崩落した石壘内部にはソフトボール大の粒径にほぼ揃えられた円礫のみを充

填した裏グリで、土砂等の混在はなかった。石壘上面のグリ石は地震時の搖りこみ沈下で 10cm 程度陥没している。

東十八間櫓

本丸東部の東竹之丸の東櫓門の出入口を形成する高さ 19m の石垣上に建つ梁間 4 間、桁行 18 間の重要文化財の平屋の長櫓である。石垣・建築ともに慶長 12 年頃の普請で、石垣の根元勾配は 53 度前後で石垣全体に美しい反りをもつ。

前震では櫓の西側曲輪面に細かな地割れが確認されていたが、本震で櫓の基礎の一部である石垣東面が大きく崩落し、その影響で西面・南面の石垣上部も崩落している。櫓台の南半は全てグリ石を詰めた石壘で、拳大から人頭大の円礫がびっしりと充填され、土などの混入はほとんど見られなかった。回収された築石は 1800 個を超える最大級の崩落箇所となる。曲輪面の地割れは、本震では本数が増大し規模も拡大していた。

倒壊で落下した櫓の木材や屋根瓦などは大きく毀損していたが全て回収し、清掃・釘仕舞いをしたうえで来るべき櫓の再建に備えて城内に設置した倉庫に格納している。



写真 2.1.6 被災前の東十八間櫓



写真 2.1.7 被災後の東十八間櫓

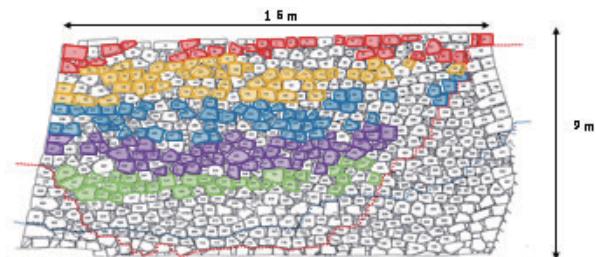


図 2.1.2 宮内の石垣立面図



図 2.1.3 宮内の石垣の崩落状況

宮内の石垣

二の丸西端にある高さ 9m、長さ 16m の石垣で、石垣下部の孕み出しが顕著となり、平成 15 年度に石

材に番号を付しながら一旦解体して積み直す保存修理がされている。今回の地震では修理箇所とほぼ同一の箇所が被災しており、崩落石材の原位置が判明する。

崩落範囲の最下部 4 段ほどの石材は石垣直下にうつ伏せ状態で転落していて、その上を裏グリが覆い、その裏グリ層の上に上部築石が上下関係のまま半円状に広がり落下していた。つまり崩落箇所の下端部が最初に崩壊し、続いて裏グリが流出し、次いで上位の石垣が上下関係を維持したまま滑落するように一気に崩落したことを示唆している。

まとめ

平成 28 年熊本地震での熊本城跡の被災は、近代以降に一つの指定文化財が受けた自然災害の被害として最大級である。“伝統的工法で建造された高石垣が廻る総石垣の本丸”という特別史跡としての熊本城跡の本質的特色が、二度にわたる最大震度 7 の巨大地震の揺れによって被害を必然的に大きくさせることになった。さらには石垣上に建つ重要文化財の櫓や堀、史跡整備のため復元された城郭建築の倒壊や損壊を惹起させたことで、際立った震災事例として衆目を集めることとなった。

地震が城郭石垣に及ぼす影響とその崩壊メカニズムの解明は、その修復や震災対策のためにも喫緊の課題で、土木系学会などの支援を得て進行中である。しかし、地盤特性や石積み技術、被災履歴、修復履歴といった個々の石垣がもつ個別的要素に左右されて複雑であり、その解明は容易ではない。修復では文化財の価値を損なわない方法を採用するが、史跡の安全性の確保もまた大きな課題として突きつけられている。さらに城郭石垣の本質的な価値を将来にわたり維持していくため不可欠な無形の伝統的石積み技術の継承と技術者育成という課題がのしかかっている。熊本城跡の被災は、文化財石垣をめぐる今日的で多様な課題の存在を照射した啓示でもあった。

震災後の復旧状況

震災直後は民有地や市道に崩落した石垣の回収やネット被覆や大型土嚢による崩落防止工事など、市民生活回復のための緊急工事を優先的に実施しながら、崩壊・崩落の拡大が懸念される石垣について、崩落石材回収後に崩落面へのモルタル吹付けやネット被覆による崩落防止工事など、保護対策と安全対策を順次行なっている。石垣と共に倒壊した櫓や門、堀など重要文化財建造物については部材を回収し、専用の格納庫



写真 2.1.8 震災から 2 年後となる 2018 年 4 月の熊本城跡



写真 2.1.9 2018 年 11 月の天守閣



写真 2.1.10 2018 年 11 月の飯田丸五階櫓



写真 2.1.11 数寄屋丸御門跡の現況と工事用スロープ



写真 2.1.12 本丸長局櫓跡北側崩落部分の崩落防止工事の様子

に清掃整理の上で保管している。

2018 年 3 月、熊本市は復旧の基本方針と復旧の手順と期間を定めた『熊本城復旧基本計画』を策定した。計画は 20 年後の 2038 年度の完了を目指すもので、基本方針は①被災した石垣・建造物等の保全、②復興のシンボル天守閣の早期復旧、③石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧、④復旧過程の段階的公開と活用、⑤最新技術も活用した安全対策の検討、⑥100 年先を見据えた復元への礎づくり、⑦基本計画



写真 2.1.13 (重文) 東十八間櫓台崩落部分の崩落防止工事後

の策定・推進、の七つを掲げている。

計画策定に先立ち、屋根瓦の大量落下で注目を浴びた再建建造物の天守閣、石垣の崩落で不安定な基礎となつた復元建造物の飯田丸五階櫓、一部倒壊の重要文化財長堀等はいち早く復旧に着手している。

天守閣は大きく崩落した地下の穴蔵内壁石垣を伝統工法による復旧を実施中で、躯体は最新技術による耐震補強工事や軽量化による耐震化を行い、内部展示も一新して 2021 年度の公開を目指している。飯田丸五

階櫓は櫓本体の解体・回収が終了し、今後は毀損部分の石垣解体を経たうえで旧状の石垣に積み直す手順となる。台風被害もあった長堀は、長さ 242m の全てを一旦解体し、地下遺構確認の発掘調査を行なっており、遺構保存に影響がない範囲で構造補強を追加して復旧する計画である。

一方、50 箇所に及ぶ崩落があった石垣の復旧は順次進めているが、その行程は大きくは①崩落石材の回収、②崩落部分の崩落防止、③回収した石材の調査、④石材の原位置の特定による石垣復旧工事の設計、⑤石垣復旧の施工、となる。このうち原位置の特定は参考となる崩落・崩壊以前の石垣の立図面や写真が必要で、復旧を円滑に進めていくうえでの課題となる。また、工事の施工には伝統石垣技術に長けた専門技術者（石工）が不可欠で、その確保も同様な課題である。

熊本城跡は幾重にも廻された高石垣が特徴の史跡だが、1889 年の熊本地震でも今回に匹敵する石垣被害がっている。出入口の虎口や穴蔵内壁等、特に急勾配で大地震には容易く反応し崩落している。史跡の価値を損なうことなく安心安全な史跡として復旧するという自明の命題が改めて問われている。



写真 2.2.1 主屋（被災前）



写真 2.2.2 主屋（被災後）

2.2 江藤家住宅

江藤家住宅は熊本県菊池郡大津町陣内に所在し、肥後地方における上層住宅の屋敷構えを残す邸宅として平成 17 年に国の重要文化財（建造物）に指定されている。約 80m 四方の敷地中央に南面して主屋、南西隅に長屋門と馬屋、小屋、主屋南東に中の蔵、敷地西辺中央に裏門、敷地北辺境界及び西辺の一部に石垣が積まれる。主屋のほか 4 棟、附 1 棟（小屋※石垣、水路、宅地含む）が指定物件である。なかでも主屋は、これまでの調査から文政 13 年（1830）には現状に近い形になっていたと考えられている。江藤家住宅は住まい続ける中で、明治、大正、昭和と増築が重ねられて現在の姿となっており、各時代の質の高い内部意匠が良好な状態で残されている。

前震では、主屋北側の煙突が倒壊、中の蔵の土壁が一部崩落した程度の被害であった。本震により主屋は大きい箇所で 1/8 以上西側に傾斜し、屋根瓦や土壁が落下した。内部は広間上部の天井が一部落下、座敷は南側に傾斜し、床の貼り付け壁が損傷した。主屋は構造的に土間を中心とした棟、南側の座敷を中心とした棟、北側の比較的新しい住居棟の三つに分かれており、それらの接続部分が大きい箇所で 50cm ほど破断した。馬屋は西側外壁が剥落し西側の道路に大きく傾いた。中の蔵は柱が礎石からずれ、軸部が西側に傾斜した。また過半の土壁が落下した。裏門は西側の道路に倒壊した。敷地北側の石垣は、一部に孕み出しが生じた。江藤家住宅は本震の震源となった布田川断層の北東に位置する。主屋をはじめとする建物は、本震により西側もしくは西南西側に傾斜しており、東北東から西南西にのびる布田川断層のズレの方向と似た傾向を示している。

応急処置対応として、主屋は傾斜の著しい西側の屋外と内部に仮補強を施し、倒壊防止の措置を講じた。また梅雨時期には、屋根破損による建物内部への漏水が著しく障壁画への影響が懸念されたため、先行して剥ぎ取りを行い別途保管した。馬屋は道路側への傾斜が 1/8 程度と大きく、また柱脚の腐朽も著しかったため、安全確保のため一旦解体した。中の蔵は残った土壁を解体撤去し、傾斜を押えるため内部に仮補強を施した。石垣は孕み出しの箇所のみ解体し石材を保管した。

今後、平成 32 年度までに主屋は工事を完了する予定。中の蔵と馬屋は平成 31 年度から修理工事に着手

し、平成 33 年度までの 3 年間で完了予定。長屋門、裏門、小屋、外構等の工事を順次進め、全体が完成するのは平成 34 年度末の予定である。

平成 30 年度現在、主屋は被害が甚大であった西側土間部分を一旦解体し、部材の繕いを進めている。土間部分の軸部は、被災前の段階で蟻害や蒸腐れによる腐朽が進行しており、その結果、地震による被害を大きくしたと考えられる。一方、南側の座敷と北側住居部分は軸部の傾斜は大きかったものの、部材自体の破損は少なく、建て起こして戻せると判断し作業を進め



写真 2.2.3 中の蔵（被災前）

ている。主屋は年代の異なる時期に建てられた、複数の建物が寄り集まつたものが現在の主屋を形成しており、個々の建物どうしは主要な構造部材で接続されていないことが解体して判明した。これが今回の地震での被害を大きくした要因の一つではなかったかと思われる。今後行われる構造補強では建物の耐力自体の補完と、それらバラバラの建物をどのようにして一体的にするかが課題である。

また、江藤家住宅の主な瓦は「目板瓦」という地域的特徴を持った瓦で葺かれており、復旧後も出来るだ



写真 2.2.4 中の蔵（被災後）



写真 2.2.5 馬屋（被災前）



写真 2.2.6 馬屋（被災後）

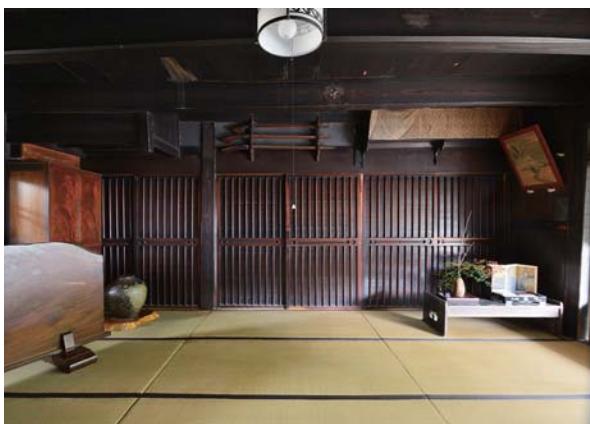


写真 2.2.7 主屋内部・広間（被災前）



写真 2.2.8 主屋内部・広間（被災後）

2. 被害状況と復旧



写真 2.2.9 瓦下し



写真 2.2.10 座敷棟建て起こし



写真 2.2.11 土間上の破損 梁の蟻害が顕著

け既存の瓦を再用できるよう、破損を確認した上で洗浄して保管している。

江藤家は修理後も「住まい」として住宅本来の機能を維持することで、命ある民家として生き続ける。そのための整備工事や防災工事も並行して進める予定である。

また地域の有志で「江藤家住宅まもろう会」(現在、会員数 47 人) が震災の 1 年前に結成された。今回の地震により江藤家住宅は甚大な被害を受けたが、所有者と地域が育んできた絆はさらに強いものとなっている。

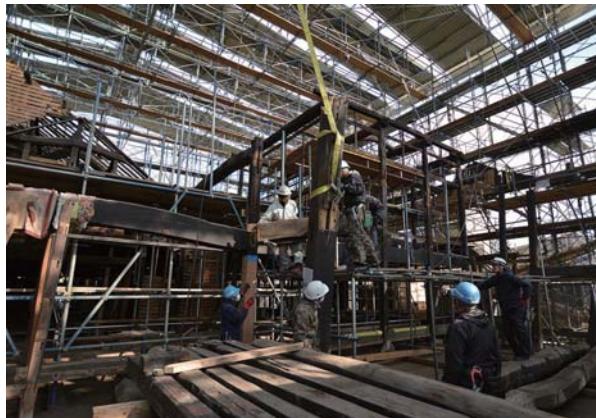


写真 2.2.12 土間棟解体



写真 2.2.13 土間棟解体完了



写真 2.2.14 補足する目板瓦製作の様子

2.3 矢野家住宅

2.3.1 矢野家住宅（本宅）（国登録文化財）

矢野家住宅（本宅）は、1873年の建築で、江戸期の在御家の屋敷構えを踏襲しており、1999年に登録有形文化財となった。主屋、倉、味噌蔵、納屋、表門、裏門、中門の計7棟からなる。敷地には3本の亀裂（納屋、主屋、倉）が東西方向に走っており、南北方向に大きく揺れ、南方向に地盤が移動していることが認められる。このため、軸部が礎石などから外れているところも多いが、軸部が移動したというよりも



写真 2.3.1.1 矢野家住宅（本宅）・納屋前の道路

地盤の方が移動したからである。

主屋の瓦屋根は葺き替えられており、ほぼ健全であったが、一部の壁が崩落する等大きな損傷がみられ、亀裂を有する箇所を含めると大部分の壁が健全な状態ではない。軸部は柱に部分的に傾斜が見られ、礎石真から外れている個所も多い。主屋下に入る亀裂のため、南北方向に地盤にズレが生じ、ザシキの落とし掛けの脱落や敷居鴨居が外れるなどが生じている。

蔵の内部ドマに亀裂が走り、土台石と軸部が大きくずれており、梁が柱を押しているため、倒壊の恐れもある。



写真 2.3.1.2 矢野家住宅（本宅）・納屋の亀裂



写真 2.3.1.3 矢野家住宅（本宅）・納屋の柱と礎石のズレ



写真 2.3.1.4 矢野家住宅（本宅）・中の門の倒壊



写真 2.3.1.5 矢野家住宅（本宅）・主屋 オモテの壁崩落



写真 2.3.1.6 矢野家住宅（本宅）・主屋 ザシキトコの壁

2. 被害状況と復旧



写真 2.3.1.7 矢野家住宅（本宅）・倉



写真 2.3.1.8 矢野家住宅（本宅）・倉の解体中



写真 2.3.1.9 矢野家住宅（本宅）・主屋ザシキトコの左官工事



写真 2.3.1.10 矢野家住宅（本宅）・主屋ザシキトコの修理完了



写真 2.3.1.11 矢野家住宅（本宅）・中門と東側塀の修理完了

表門は薬医門であるので表側（西側）への傾きが大きい。裏門は軸部はほぼ健全であるが、瓦のズレが見られる。中門は火打ちや筋交いで補強されていたため、そのままの構造を残しながら転倒した。

礎石や土台石と緊結していない伝統工法の方が、倒壊を免れることを物語っていることは興味深いことである。

これら登録文化財の建物のうち、倒壊の危機にあった蔵は、文化庁に現状変更届を提出し、2018年3月に解体し、部材を保管している。棟札が発見され、明



写真 2.3.1.12 矢野家住宅（本宅）・味噌蔵の修理完了

治19年（1886）竣工であることが判明した。この蔵には和釘とともに洋釘（輸入釘）も使われており、このころ洋釘に変わっていたことが判った。

修理は、2017年秋から文化庁の補助金を得て設計が始まり2019年2月に完成した。

倒壊していた中門は、そのまま建て起こし、瓦を葺き直した。裏門は屋根葺き替え、表門は、立て直しと瓦の一部を葺き替え、付属する塀の修理を行った。味噌蔵は屋根葺き替え、漆喰壁塗り直しを行った。納屋は歪みが激しかったが、立て直しと壁の追加による構

造補強を行った。

主屋は漆喰壁、砂壁、なまこ壁等各種壁の補修と軸部歪みの補正、建具の調整を行った。

2.3.2 矢野家住宅（新宅）（国登録文化財）

新宅は本宅の東隣に位置し、1929年に建築された一部2階建てで、矢野家本宅と同時に登録された。屋根や軸部はほぼ健全である。壁の一部崩落や亀裂、漆喰上塗りの剥落が見られるほか、階段が西方向に動き、ズレが生じている。



写真 2.3.2.1 矢野家住宅（新宅）被災後



写真 2.3.2.2 矢野家住宅（新宅）の指鴨居

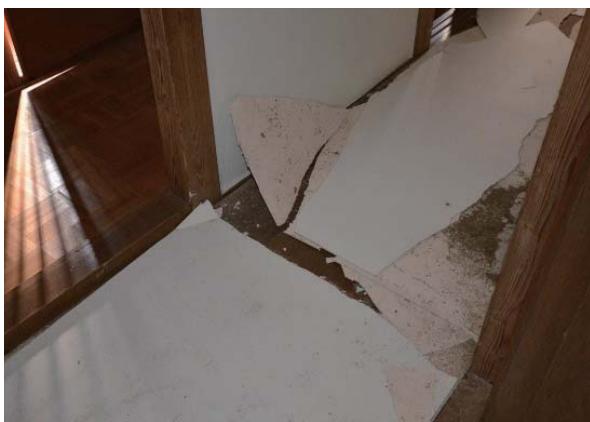


写真 2.3.2.4 矢野家住宅（新宅）・壁の上塗崩落

この建物は、他の伝統的住宅建築に見られるように周囲に壁が少なくほぼ解放となっているため、耐震要素はないと考えられるが、軸部はほぼ健全な状態を保つことができた。これは、矢野家住宅（本宅）に見られる地盤の大きな亀裂が新宅まで達していないこと、指鴨居の多用で軸部の耐力が十分あつこと、全体に構造的バランスが良かったことなどが考えられる。

2018年3月から修理が開始され、屋根の破損部分の修理、壁崩落部分、壁亀裂部分の修理、地震で変形した襖や障子の調整や張替などが同年9月頃完了し



写真 2.3.2.3 矢野家住宅（新宅）・トコ壁の亀裂



写真 2.3.2.5 矢野家住宅（新宅）

た。軸部の変形が少なかったため、耐震補強は行わないこととし、比較的に工事がスムーズに進んだ。外部の濃いねずみ漆喰、内部の薄めのねずみ漆喰がこの建物を特徴づけている。



写真 2.3.2.6 矢野家住宅（新宅）修理完了



写真 2.3.2.7 矢野家住宅（新宅）・玄関の修理完了



写真 2.3.2.8 矢野家住宅（新宅）・トコの修理完了

2.4 阿蘇神社（重要文化財）

阿蘇神社は、孝靈天皇 9 年（前 282）の創建と伝えられ、延喜式にも記載されている歴史の古い神社で、肥後国一宮として古来より人々の厚い信仰を集めてきた。国の重要文化財に指定されている社殿群は、細川藩の全藩的事業として天保 6 年（1835）から嘉永 3（1850）年にかけて造営された一の神殿、二の神殿、三の神殿、楼門、神幸門、還御門の 6 棟である。このほか文化財未指定ではあるが、昭和初期に建造され近代和風建築として当時の神社建築の様相を良く示す拝殿や斎館などの建造物がある。熊本地震本震において阿蘇神社が所在する阿蘇市では最大震度 6 弱を観測し、楼門が倒壊するなど重要文化財建造物全てに被害が生じたほか、未指定建造物でも拝殿が倒壊するなど大きな被害が発生した。

楼門は、三間一戸二階二重門の形式で上層が非常に大きく、柱が上下層を貫いて通る構造ではないため、本震で生じた歪みが建物の許容を超え、上層の加重も相まって下層は北側へ倒れ、上層は西側へ時計回りに捻じれる形で倒壊した。神幸門・還御門では、建物全体に軽微な歪みが生じて組物の破損や装飾の一部が落下した。三つの神殿では、それぞれ身舎南西隅柱の移動や向拝浜縁の破損等が生じ、特に三の神殿は被害が顕著で建物の傾斜が発生したため、発災当月中に応急対策工事を実施している。

重要文化財については、所有者の宗教法人阿蘇神社が事業主体となり、文化庁の国庫補助適用を受けて災害復旧事業として平成 28 年（2016）10 月に着手された。修理方針として楼門は解体修理、楼門以外は部分修理を行い、また本震と同等震度に耐える耐震性を確保するため必要な補強を施すこととした。楼門には 12 月中に素屋根が設置され、翌年 1 月から 11 月までかけて解体格納された。格納と並行し部材調査が実施され、部材の繕いは現在も実施中であり、平成 31 年 4 月以降から組立復旧に向けた工事に着手する予定である。楼門以外の重要文化財についても並行して修理が進められており、平成 31 年 3 月までに復旧完了予定である。未指定建造物は、寄附者が税制上の優遇措置を受ける指定寄附金制度の適用を受け、公的な計画認可の下に寄附金募集して復旧事業を実施している。まず倒壊した拝殿は平成 28 年 11 月から 12 月にかけて解体された。昭和 23 年（1948）に竣工した拝殿は台湾檜を使用しており、良質な部材として現

在では入手できないものであることから、解体部材の一部は重要文化財修理の繕い部材として転用している。また破損の著しかった斎館は平成30年4月に復旧工事に着手し11月に完了した。

平成19年の国指定以来、所有者と地元教育委員会とで緊密に連携しながら建造物の保全に取り組み、平成25年に保存活用計画を策定した。この計画では重要文化財や未指定建造物まで含めた修理・整備計画を示し、境内の環境保全計画や防災計画を定めている。国指定に至るまでの調査蓄積と保存活用計画の策定によって、熊本地震では迅速に復旧の初動に着手することが可能となった。

阿蘇神社は熊本城と並び地震直後から地震被害の象徴として取り上げられ、復旧過程の観光利用がうたわれて県の復旧・復興プランにも掲載された。多数の見学者や復旧・復興の名を冠した観光ツアーやイベントなど各方面からの要望に現場は対応に追われた。文化財災害復旧では、文化財の個別性質によって観光を含む公開活用・情報発信に関して通常の保存修理とは異なる課題がある。特に民間所有の復旧では、復旧実施に加えて観光活用まで求めるのは大きな負担となりか



写真 2.4.1 解体途中の楼門（2017年3月）



写真 2.4.3 報道公開された修理後の斎館（2018年12月）

ねない。また信仰の対象となっている文化財では、所有者や信仰関係者に最大限配慮して対応しなければならない。

なお阿蘇神社では、建築工業系高校生や大学生等の現地学習、建築士らハリテージマネージャー研修の受け入れなど教育活動への協力を積極的に行っており、復旧事業を通じて文化財を活かした教育貢献に努められている。



写真 2.4.2 報道公開された部材修理の様子（2017年3月）



写真 2.4.4 修理の進む神殿群（2018年12月）

2.5 ジェーンズ邸（熊本県指定文化財）

熊本市水前寺公園に隣接して建つ、ジェーンズ邸は、1871年に熊本藩が設置した洋学校の教師として来日した、ジェーンズとその家族の住居として、最初は熊本城近くに建てられた。長崎から大工を招いて建設したとされる。その後、所有者とともに用途もたびたび変わり、3回の移築を経て、1970年に現在地に移築され、熊本市が所有し、資料館として公開されていた。140年以上の長い歴史のなかで、西南戦争の政府軍本営として使われたり、県庁官舎や高校の職員室、日口戦争後のロシア兵収容所、さらに、1932年には、



写真 2.5.1 震災前(正面)



写真 2.5.2 前震による被害状況(正面)



写真 2.5.4 前震による被害状況(正面左)

日本赤十字社の所有となり、記念館や第二次世界大戦後の診療所、血液センターになり、1970年に現在地に移築されて市指定文化財、翌年には、熊本県指定有形文化財に指定されている。

建物は木造2階建であり、洋風の意匠をもつが、主たる構造は伝統的な軸組工法による木造建築物である。外観は『ベランダ・コロニアル』と呼ばれる様式の建物である。とくに、2階のベランダの柱の間にあらスパンドレルの飾りなどの擬洋風建築の装飾が特徴の建築とされる（被災前写真）。建物規模は、平面17.7m × 12.8m、屋根高さ 12.2m である。

構造的には、土塗り壁を耐震要素としている。屋根は和小屋であり、瓦葺き（葺土あり）である（1991年に屋根の改修実施）。1970年以降、構造的な改修は行われておらず、虫害などの問題も顕在化していた。今回の地震前には、耐震的な問題もあり、免震工法の導入計画を有する移築も検討されていた。

以下に今回の地震被害の状況を示す。4月14日に発生した前震では、写真 2.5.2~2.5.5 に示すように、耐震要素である土塗り壁が大きく損傷した。

4月16日の本震で、写真 2.5.6~2.5.7 に示すよう



写真 2.5.3 前震による被害状況(背面)



写真 2.5.5 前震による被害状況(内部)

に全壊した。この建物の周囲には、木造住宅等が建っているが、外観上、被害を受けた建物はみあたらない。この歴史的建造物のみが選択的に被災している。また、資料館として保管されていた多くの文献資料が被災した。被災した文献資料等は、地震後、ジェーンズの会によるレスキュー活動が行われている。

ジェーンズ邸再建復旧への市民活動と、その国際的な意義

熊本の被災した歴史的建造物の救出復旧を、市民団体が尽力された例は多い。しかしこのジェーンズ邸のように、被災前から愛護市民団体「ジェーンズの会」が存在して一般公開活動に関わり、被災直後から熱心に救出保存活動を行った事例は少ない。

2016年5月にイコモス被災状況調査団が水前寺公園奥の現地に行ったとき、「ジェーンズの会」の有志の方々が、雨中にもかかわらず多数集まっておられた。全壊した熊本県指定有形文化財建造物「ジェーンズ邸」の木材の山が、青ビニールシートを被った状態を前に、その再建方法が議論された。当方からは、1995年阪神・淡路大震災で同様に全壊した重文「旧神戸居留地十五番館」での、救出各部材の旧位置を確認して復原



写真 2.5.6 本震で全壊した建物 その 1

し、七割の旧木材を再用することで、価値低下を最小限にした経過をお伝えした。そして、今後の梅雨や台風に備えて、まず木材腐朽防止対策を急ぐ重要性を、会員の皆様にご理解いただいた。

同会では、海外も含む各方面に向けて再建費募金活動も検討していたが、この建物が熊本市の都市計画公園の構成要素として、経費の2/3は国土交通省の国庫補助対象となることが、まもなく判明した。そこで、行政による本格的な部材救出工事が始まるまでの半年間、ジェーンズの会が中心となって部材延命措置としての仮設テント建設工事が行われ、部材腐朽を最小限にすべく、毎週テント内に風を送り込む作業が会員によって継続され、被害を最小限にすることができた。

この建物の所有者である熊本市（担当：文化振興課）は、国庫補助事業として、文化財の価値を当面保護することを目的に、公益財団法人文化財建造物保存技術協会（略称：文建協）と部材調査保存工事の契約を行い、別途確保した熊本市水道局の敷地内にプレハブ3棟を建設して、部材旧位置を確認しながら全部材を清掃運搬して、乾燥保存を行っている段階である。この文建協は、1995年阪神・淡路大震災時の重文神戸旧



写真 2.5.7 本震で全壊した建物 その 2



写真 2.5.8 解体整理保存されたジェーンズ邸部材を見学するジェーンズの会会員たち



写真 2.5.9 解体運搬され整理保存されたジェーンズ邸部材収蔵庫



写真 2.5.10 倒壊現場から救出された書籍道具類を見る
ジェーンズの会会員

居留地 15 番館の倒壊部材救出保存再建工事も、調査設計監理を担当した実績があり、熊本でも一つずつの部材の破損状況等の調査を行い、再建復原工事に備えている。

2017 年 8 月のイコモス現地調査では、熊本市文化振興課のご協力をいただきて、これらプレハブ内部を見学した。ジェーンズの方々 10 名余も参加され、初めて見る整理保存された建築部材を前に、ほっとされた様子であった。

また、同じく熊本市内ではあるが、倒壊ジェーンズ邸の内部から救出された、動産文化財の清掃保存作業が熊本市の手で 2 箇所で行われている現場も見学できた。ジェーンズの講義を受けた生徒の講義録ノートなどの文書図書類、日本でも最古級らしいガラス乾版の写真、旅行カバンや家具道具類、また日赤関係のさまざまな図書文献類などが救出されていた。文献の一部は目録化もされていたようであるが、破損腐朽が激しく復旧は不可能で廃棄せざるをえないものも見られた。会員の方々は熊本の代表的な文化人が多く、貴重な資料に改めて感激している様子であった。こうした救出活動を行った熊本市に感謝し、今後の着実な取り組みも、当然されるべきことと信頼をおいていた。

ジェーンズ邸の再建復旧事業は、再建場所をどこにすべきか、熊本市が現在検討中である。数回の移転をしてきた歴史から、市民や観光客からやや訪れにくい現在地にこだわらず、今後の再生熊本に役立つ場所にすべき、との提案が市民からもなされている。

「ジェーンズの会」は、前述のように、明治 4 年(1871)に肥後藩開設の洋学校に教師として招聘した米人 L. L. Janes の功績を顕彰し、市民の理解と共感を深めたいと、2010 年設立されたボランティア団体



写真 2.5.11 倒壊現場での破損水損腐朽したジェーンズ邸内の文書・書籍・道具類は、清掃凍結乾燥などされて、修復展示がされる日を待っている。

である。米退役軍人ジェーンズは熊本に 5 年間、家族 6 人で滞在し、多くの優れた人材を育て、一方でプロテstant・キリスト教の熊本バンドの育成など、熊本と日本の近代化に大きく貢献した。

木造二階建ての洒落たコロニアル様式の住居「ジェーンズ邸」は、ジェーンズが去った翌年の 1877 年に西南戦争が勃発すると、官軍総督の有栖川宮親王の官舎となった。田原坂で激突した官軍・薩摩軍双方の戦傷者を、平等に救援する「博愛社」の活動の承認を、佐賀出身の元老院議官佐野常民らがこの建物で親王から得たことから、後の日本赤十字社の発祥の場所とされている。

1850 年代のクリミヤ戦争で英国人看護婦ナイチンゲールが敵味方なく戦傷者の介護に当たったのを受けて、スイスでアンリ・デュナンが現在の国際赤十字赤新月社連盟の基礎を設立したのは 1864 年である。佐野の「博愛社」活動はその 13 年後に当たり、日本政府が 1886 年ジュネーブ条約に加盟したため、翌年から国際赤十字の一員としての日本赤十字社に改名した。

文化遺産の災害救援は、大量の文化遺産が略奪爆撃された第 2 次大戦後に、その再発を防止すべく 1954 年に、ユネスコのハーグ条約(武力紛争における文化財保護条約)が制定された。1990 年代のユーゴ内戦解体を経て条約は補強され、ユネスコ傘下の国際 NGO である ICOMOS(建造物・史跡・不動産)、ICOM(博物館・動産)、IFLA(図書館)、ICA(公文書館)などが、赤十字にならって、国際ブルーシールド(青い盾)を結成して、国際的保護活動に当たることになった。各国には、その国内委員会の設立が求められており、条約の批准をした日本でもブルーシールド日本国内委員

会の設立準備が始まっている。そこでは、人為的・自然的な災害による文化遺産の、破壊防止・救出救援を、多様な文化遺産分野を超えて総合的に取り組むことが課題となっている。

今回の熊本大地震における、近代熊本の恩人の記憶継承を目指す市民団体「ジェーンズの会」の、動産・不動産の文化遺産を総合的に捉えた救出救援活動が、国際的にも注目されるゆえんである。

【謝辞】

被災前・前震後・本震後の貴重な被害写真は、西嶋公一氏らジェーンズの会が撮影したものを提供いただいた。

【参考文献】

- 1) 熊本産業遺産研究会、熊本まちなみトラスト編、磯田桂史：熊本洋学校教師ジェーンズ邸、熊本の近代化遺産（上）、弦書房、pp79-81,2014

2.6 吉田松花堂

吉田松花堂の来歴

いわゆるシーボルト事件（1828年）で長崎を追われた吉田順硯（初代）は、御典医を務める家柄ながら郷里に戻ることができず、熊本の地に開業した。熊本城下新細工町に拠点を定め「諸毒消丸」（しょどくけしがん）という生薬を製造販売、大成功を収める。明治・大正期には全国に流通させ巨大な富を生み出し、吉田家は熊本屈指の名士となる。その屋敷は熊本城下を代表する豪邸となり、皇族や政府要人の宿泊先に指定される度に増改築を重ね、今なお900坪の敷地に13棟の建物と庭園が存続している。

現在も創業当時の製薬法が継承されているが、その方法が秘伝とされたため、吉田松花堂は邸内を積極的に公開してこなかった。また、本業に徹する堅実な家風が堅持されたことから、結果的に地価の高い熊本市中心部に立地でありながら、創建時の姿が140年以上に亘って密かに維持してきた。

吉田松花堂の構成

敷地の南側は築山のある回遊式庭園が占め、建物群は敷地の北側に二階建ての主屋（梁間8間半、桁行8間）、東側に平屋の座敷や茶室などが渡り廊下で結ば



写真 2.6.1 吉田松花堂正面（2017年9月）



写真 2.6.2 吉田松花堂正面（撮影年不明 大正期か）



写真 2.6.3 蔵被災状況（南面）



写真 2.6.4 追加した耐震壁（板戸左側）



写真 2.6.5 屋根撤去前の原状の記録（主屋南下屋）



写真 2.6.6 当初の瓦を用いた大棟の復原（主屋）



写真 2.6.7 修復を待つ十五畳（座敷）



写真 2.6.8 茶室棟と庭園

れる接遇スペース、西側は製薬棟や蔵が配置され、それら建築群を囲む高さ 3m の堀とで構成される。屋敷の西南戦争以前の様子ははっきりしないが、戦火で市街地の大半を焼失していることから、その際に類焼した可能性が高い。翌年（明治 11 年）に現在の主屋が建設され、明治 39 年に伏見宮の宿所となった際に東側の接遇部分が建設され、ほぼ現在の姿となった。

熊本地震での被災状況

主屋をはじめ全ての建物で被害を受けたが、倒壊に至った建物は無く、地震後に隣家の解体の際に誤って

一部壊してしまった「外腰掛」を除けば、ほぼ全容を保った。主に、瓦の崩落による屋根面全体の損壊、漆喰壁の崩落、軸部の変形による建物の傾斜、建具の変形、蟻害部分の圧壊などの被害が生じ、その後の降雨による雨漏りで広範囲にカビが発生し、家屋はもとより家財の損傷も進んでしまった。その時点では、それぞれの建物ごとに見れば修復可能な範囲の被害であったが、それが 13 棟分となると莫大な費用とエネルギーが予想され、所有者は屋敷の一部を残して解体することも検討した。

被災直後の対応

しかしながら、なんとか存続したいと願う現当主の強い希望や、このエリアの象徴的存在として親しみを寄せる地域住民の声や行政の後押しもあり、修復する方向で動き始めた。とはいっても、長らく非公開であったため、建物に関するデータが少なく、大学研究室の協力を得て実測図の作成から着手した。また、全国から被災地調査に訪れる研究者、文化行政関係者を案内し、修復保存に手法の情報収集を行った。一方で、被災した蔵の中に収蔵していた屏風や漆器等の膨大な道具類は、被災直後に県立美術館等のチーム（文化財レスキュー）によって保存の為に運び出され、建物の改修にスムーズに着手できるようになった。地震の年の暮れには、傾いた主屋の修正に着手し、歴史的建造物として価値を失わないよう配慮しながら修復に当たっている。加えて、耐力壁が少ない間取りの耐震補強のため、厚い杉板を用いた耐震壁を追加した。これは、邸内で地震前に構造用合板を用いた補強を行った箇所において、長押等の部材に局所的な破壊が生じたことの反省である。

吉田松花堂の修理方針

当建築群及び庭園は大きな改変が加えられておらず、その意味で、文化財的な価値を有しているが、長く非公開であったことから外部に知られることがなく、文化財指定などの公的な動きはないままであった。しかしながら、屋敷全体が被災するという状況になると、所有者個人の資力では解決が困難となり、何らかの公的な支援も期待するところとなつた。

そのため、歴史的事実に基づく修復を基本としつつも、高額な改修となることも避けねばならず、（将来期待される）本格的な改修まで原状を維持できることを目的とする修理を行うこととした。修理にあたっては、文化財修復の専門家の監修のほか屋敷内に残っている創建当初の瓦や壁の仕様を参考としたほか、数十点に及ぶ明治から戦前にかけて撮影された私的な記録写真を参考とした。また、やむを得ず取り外した瓦や土壁等はサンプルとして保存し、写真等による記録も行い将来の本格的修理の際に参考となる資料を残している。

吉田松花堂では、今後もこれまで同様に製薬を続けるが、一方で今回の被災を機に、屋敷の一部を公開して使いながら残していくことの模索が始まった。併せて、国などの指定文化財として公的な位置づけの下に後世に伝えていくことも検討が待たれるところである。

2.7 森本襖表具材料店

この建物には表具用に用いる美しい裂や高級な襖紙、微細な彫りを施した襖の引手や釘隠しなど、日本の伝統的な座敷空間を構成するための膨大な部品や美意識が、業態として奇跡的に存続していた。「ぱったり床几」が象徴的な外観は、その業態と相まって強い個性を放ち、熊本城の城下町を代表する木造建築として広く愛された。正面の間口は14mほどで、そこに明治19年前後に建設された3棟が並び建ち、途中に中庭を挟みながら、約50mの奥行いっぱいに別棟が並ぶ構成であった。

「ぱたり床几」を含む店舗部分は、開放的な造りとするため柱が少なく本震の際に局所的な変形を招いた。また、敷地内に密集する建物がそれぞれに振動したため、接合部を中心に損壊したほか、瓦の落下、土壁の崩落などで趣きは一変し、所有者が建物を存続させるために費やしてきた努力を打ち消して余りある被害となつた。しかしながら、この時点ではまだ、倒壊の恐れは少なく、技術的には修復可能と判断された。

この建物を遺すために、地元の若手グループを中心とした有志による貴重な在庫や家財の運び出し、東京大学などの研究者による実測調査が行われ、存続に向け所有者を側面から支援する動きがあつたが、2017年6月に解体された。所有者が解体を決意する最大の理由は、家業が業態としては斜陽産業であり展望が描けないこと、故に後継者も期待できないことであった。このことは、国内に残る多くの古民家の所有者の経営的環境に共通する事情と察せられ、震災などでそれが一気に顕在化すると、（技術的には存続可能であつても）経営的判断から時を置かずして消失してしまう。歴史的建造物の保存の上では避けて通れず、しかし答えを見出すことが難しい問題だが、歴史的な都市であれ



写真 2.7.1 被災直後の正面



ば同時多発的に民間所有建築物が被災することを想定して官民で知恵や人材・情報を集めておく必要があろう。

森本襖表具材料店は、その消失を惜しむ声が多く、新聞やテレビでも取り上げられ、象徴的な「ばったり床几」を含むファサードのみだが保存が試みられている（まだ、実現していない）。それには長く熊本の古美術を紹介してきた市内の私設美術館がスペースを提供し、一連の事態に危機を覚えた設計者や木造大工、石工、一般市民有志達が、それぞれに出来ることで参画し、かつての城下町の面影を、それでも遺そうとしている。

2.8 鈴木邸（旧中村小児科病院）

かつて、その病院の赤いマンサード屋根は伝統的な瓦屋根の町並みから頭一つ飛び出して、遠く離れた場所からも見えていた。たくさんの患者とその家族が訪れ、門前には露店が出る賑わいだったと、往時の盛業ぶりが伝わっている。大正3年に建築された木造2階建てのこの医院建築は、病院と当主の住まいが一体化したもので、前者は洋風、後者は和風の建築様式で、それぞれに吟味され、数年の歳月をかけて集めた素材資材で建設された。設計者佐藤正巳は熊本県立工業学校を卒業後、教員、海軍等を経て熊本市技師を務めた人物である。

本震での倒壊は免れたものの、玄関車寄の柱を失うなど局部的な損壊が散見され、部分的に崩落した外壁部分から、壁下地や構造材の腐朽および蟻害が広範囲に及ぶことが目視にて推測された。また内装の漆喰壁の崩落が酷く、そのため所有者は片付けに膨大な時間を費やすねばならなくなり、心理的な意味でも負担となっていました。階高があり、縦長窓しかないデザインであるため、壁となる部分の漆喰は腰壁部分を抜いても3m近い高さとなり、それが揺れと同時にまるで氷山が崩落するように下塗りごと滑り落ちて床に激突した。その後に残った部分も何かの弾みに突然崩落するのだから、その恐怖は想像に難くなく、所有者の遭し



たいとする気持ちを揺さぶり続けた。

結果的に、すべての構造材が塗り壁の奥に隠されている大壁構造であったため、表面の壁をすべて壊さなければ軀体が露出せず（壊せば元の雰囲気が失われてしまう）、抜本的な修理に着手することが困難と予測された。これはいわゆる洋風建築に共通して潜在する課題と考えられ、柱が露出する真壁構造とは違う保存の難しさを乗り越える技術的な工夫が必要だ。実際に、この洋館を使って飲食店などのビジネスをしたい、買い取りたいという事業者も有ったが、この点が障害となって新しい投資は具体化せず、地価の高い立地であったことも拍車をかけて、大正時代より多くの地元住民に愛され誇りとなっていた建物は、その庭園にあった貴重な石造美術も含めて瞬く間に更地になってしまった。

なお、公費解体前日に、建具やその枠などがこの建物を惜しむ人々によって取り外されていたが、地震後に開業した洋菓子店の空間の一部として保存・再現されている。



写真 2.8.3 解体中



写真 2.8.2 被災後の室内



写真 2.8.4 再現された受付

2.9 木村家住宅（熊本市景観形成建造物）

木村家は、加藤氏の時代にはその家臣であったが、その後細川重賢の時代に在御家人となったという。敷地の中央やや北寄りに主屋があり、その東隣および背後には蔵がある。

主屋は木造平家、寄棟造・草葺である。平面は東西棟の、東側では北側に突出、西側では南側に突き出すZ字型をなす。西側での突出部分は8畳の座敷で、床の間・棚・付書院を備え、長押を打つ。座敷は痕跡から増築が明らかである。座敷北側の8畳は次の間であるが、同じく長押を打ち、北面には痕跡からかつて床や床脇があったことがわかり、当初の座敷であったと思われる。次の間の東には6畳が2室続く。この東側にはさらに6畳等の部屋が続き、ここから北側に大きな土間が突出する。以上の部屋が上屋の中に納まるが、これに下屋が取り付く。次の間とこれに続く6畳2間の北側、北へ突出する土間の西側（台所）お



写真 2.9.1 木村家住宅 全景（東南側より）

よび北側に下屋がある。また、次の間の背後には廊下でつながった便所がある。屋根は元麦藁葺で、その後稻藁を混ぜて葺いていたが、平成3年の台風被害の修理で合掌を生かした草葺風のトタン葺となった。

当家の言い伝えでは、この住宅の棟上げの際に当家の者が舟で出かけようとしたが腹痛で出かけられず寛政4年（1792）の「島原大変」の津波に合わせて済んだとされている。したがって、住宅の建設年代は寛政4年であるという。8畳の座敷は増築であるが角釘の仕事で、その時期は江戸時代後期とみられる。座敷の天袋小襖の絵の筆者に「雲涛」とあり、藩の絵師・矢野家六代・良敬（安政5年没）である可能性があり、これとも矛盾しない。そう考えると主屋の主要部はそれ以前の建設ということになる。寛政4年の可能性もある。便所とこれに接する廊下は明らかに増築である。しかし、角釘の使用が認められ、明治初期以前に建てられたことは明らかである。当初は茶室として建



写真 2.9.2 木村家住宅 全景（南西側より）

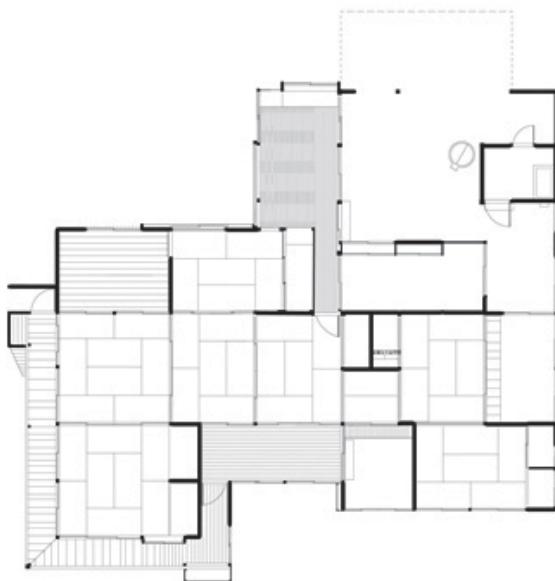


図 2.9.1 平面図

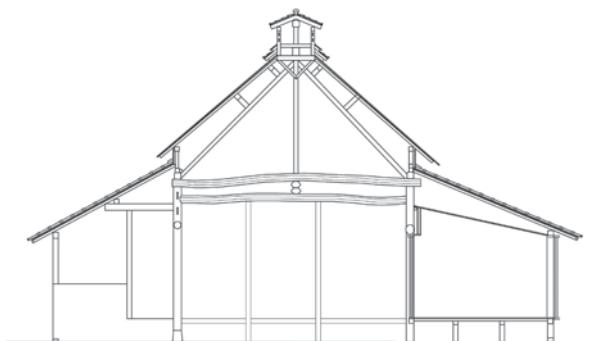


図 2.9.2 断面図（土間部）

てる計画であったが奢侈が認められず便所になったと伝えられる。

今回の地震によって建物の土壁が落ち、屋根の棟瓦がずれるといった被害があった。全体的には部分破壊に留まったが、被害が比較的大きかったのは下屋と便所である。土間の北側の下屋は崩壊し、土間との境の壁は崩落した。また、次の間の北側下屋の床が落ちた。便所も壁が落ち廊下の床も落ちた。これらに次いで損傷が大きかったのが座敷である。床の間の落掛は落下し壁も落ちて、床脇の無目鴨居も脱落した。座敷での柱の傾斜（南西方向）は1/30であった。このほか玄関の東隣の6畳の床も落ちている。

ほかに小屋組などの経年的な劣化や地震による仕口や継手の若干の緩みなどがないわけではないが損傷は部分に留まっているので、国指定重要文化財のような修理でなければ文化財としての価値を損なわない修理で建物を守って行くための費用はそれほど多くはないであろう。どのような活用をするのかが長く保存していくための大きな課題である。



写真 2.9.3 突出する土間部



写真 2.9.4 土間北側の倒壊した下屋部分



写真 2.9.5 座敷 内部 土壁が落下



写真 2.9.6 便所 土壁が落ちる

2.10 清永本店

清永本店の来歴

清永家は、宝暦年間（1760年代）から続く商家である。文化14年（1817）の見図帳には清永久左衛門（3代目）が丁頭（まちがしら）と記され、文久元年（1861）の見図帳でも丁頭・板屋（清永）治右衛門（4代目）と記されているように、清永家は代々丁頭であった。現当主である8代目幸男氏の曾祖父にあたる清永猪太郎（5代目）の代から荒物を主とする商売になったようである。西南戦争で一帯が消失した後の明治11年に現在の建物を建設したのもこの清永猪太郎である。清永本店の前面道路は旧薩摩街道であり明八橋南詰の城下町の要衝の地に位置する。

清永本店の構成

清永本店敷地約200坪内には、明治11年に建造された間口6間、奥行15間の「主屋」と明治12年建造で後に清永家が買取った西側4間の「長屋」、「石場」と呼ばれているクドのある上屋、石場の奥に間口3間奥行4間で3階建の「手前蔵」、主屋仏間に奥に間口3間奥行4間半で2階建の「向蔵」がある。



写真 2.10.1 被災直後の清永本店 2016.4.17

熊本地震での被災状況

主屋をはじめ全ての建物で被害を受けたが、倒壊に至った建物は無く、ほぼ全容を保った。因みに、応急危険度判定は「赤(危険)」、罹災証明は「全壊」であった。

すべての棟で土瓦が崩落した。土壁の崩落は特に土蔵で著しく桁行き面は中の竹小舞もろとも崩落した。構造材（柱・梁）は、石場が壁のない吹き放ちの上屋の構造であったために柱が折れ屋根が傾いた。長屋も大梁がはずれ崩落寸前の状態となった。主屋は、心光寺路地側の土壁は崩落したが他の面の外壁の崩落は免れたものの1階座敷の内壁、仏間の内壁等が崩落し、座敷1階の隅柱が沈下した。

被災直後の対応（2016年）

被災直後、保存復旧の見通しは立っていなかったが、とりあえず危険のある箇所、石場と長屋については、支保柱や筋交いを挿入し、倒壊を防止した。

瓦礫処理と屋根のビニールシート掛けは、ボランティアと地元工務店の協力で被災直後からその年の末まで続けられた。同年夏には全国の大学関係者、学生によるワークショップで劣化した畳の搬出を中心とした瓦礫処理や被災調査が行われた。



写真 2.10.2 隣接する町屋の取壊し 2016.7.3



写真 2.10.3 瓦礫処理とかたづけ 2018.3.24



写真 2.10.4 着工後の工事現場 2018.11.6

被災 1 年目の対応（2017 年）

2017 年になると、屋根に掛けたビニールシートも劣化が進み雨漏りが続く中、解体も視野に入れながら平行して、自己負担内で収まる保存修復を可能にする方法の検討が続けられた。丹波篠山等を視察し、外部資本の導入も検討された。グループ補助金の申し込みはしていたが、それだけでは復旧の目処が立たなかつた。2017 年 4 月には、文化財基金を使った未指定を含む県の復旧支援制度の説明を受け、同年 7 月にはワールド・モニュメント財団による支援が確定したことにも後押しされて、同年末に解体を回避し、復旧工事に着手する意思決定がなされた。

被災 2 年目の対応（2018 年）

2018 年に入りいくつかの工務店に打診したが、いずれも震災後の復旧工事で繁忙を極め新たな受注の余裕はなく、しかも市街地の中での規模の大きな建物の修復を引き受ける工務店を探すのはきわめて厳しい状況であった。しかし、3 月には受注の可能性のある県内工務店 2 社に絞ったヒアリングを行い、うち 1 社を選定することができた。4 月から設計を開始し、工事契約の準備を進め、8 月末に設計および工事契約を結び、9 月 2 日に修復工事を着工することができた。

清永本店の修理方針

- ①自己負担の限度額を超えない工事費であること（工事費の上限設定）
- ②地震、台風等の自然災害に備えた改修であること（防災性能の向上）
- ③住み続けることができる機能の継続（住宅性能の維持）
- ④清永本店の歴史的建造物としての価値の保全（文化的価値の継承）

- ⑤城下町新町古町の中心である明十橋周辺の象徴的な景観を維持発展させる（歴史的景観の創出）

大破した 200 坪を超える建物を修復して住み続けよう決意されるまでには大変な迷いの連続で、着工時にもまだ不安でいっぱいだったが、修復工事が進むにつれて清永家人たちに安堵と落ち着きの表情が出るようになった。平成 30（2018）年 12 月 18 日の寄付金贈呈式における当主挨拶の「これまでお世話になつたどなたを欠いてもここまで辿り着けなかっただろう」という言葉には地震後の悪戦苦闘のディテールがこめられているようであった。

2.11 川尻公会堂

昭和 6 年、川尻の酒造会社瑞鷹が、近隣住民が集えるようにと、川尻公会堂を建築した。集会、会議は勿論のこと、カラオケ、忘年会、成人式、結婚式、葬式と幅広く利用されていて、その利用は年間 250 日を越えている。築後 90 年間で行った主なメンテナンス工事は、屋根瓦の葺き替え、外部建具のアルミサッシュへの変更、便所の水洗化と便器の増設である。更に便所の外壁側もサイディングに変えられていた。

公会堂の平面構成は南北に長く、80 畳の大広間と 10 畳の和室が 2 部屋あり、その周囲 3 方をぐるりと回廊で囲んでいる。床の間の後ろに壁があるが、周囲は全て建具だけだ。中央 80 畳の大広間と、二間座敷の小屋組みはトラス組である。

その後、熊本市管理となり、熊本市は平成 25 年に耐震診断をした。Iw（耐震性能）0.17 と低く、安全性を理由に、即刻使用禁止令を出した。熊本市の各校区にはコミュニティセンターがあるので、公会堂は解体して、新築のコミュニティセンターを新設しようとの提案があった。しかし、住民は新築を望まず、使い慣れた川尻公会堂の耐震改修を望んだ。



写真 2.11.1 壁はほとんど被害あり。構造体無傷



写真 2.11.2 障子紙は炸裂し、ガラスは割れた

2. 被害状況と復旧

耐震設計が終了し、平成28年5月から耐震工事の着手予定だったが、工事直前に被災した。建物は相当揺れた。障子の残留変形から1/15（鴨居高で12cm）揺れたと思われる。これほどの揺れにより、障子のほとんどが破壊された。しかし、構造骨組みで壊れた部分は200本の柱の内1本だけだった。土壁は当初から修繕する予定だったので、少々壊れても大きく工事費増にはならず追加費用は建具代くらいだった。柱と基礎石がずれた個所がいくつかあったが逆に、石場建て工法が、地震エネルギーを吸収し大被害を免れたのかもしれない。

地震前に、建物は90年間で6cmの圧密沈下を起していた。今回の地震で、液状化なのか、その他沈下



写真 2.11.3 大広間



写真 2.11.5 回廊が耐震壁となる

なのは不明だが、更に、不規則に別の場所が9cm沈下してた。地耐力は20KN/m²以下と弱く、平屋440m²の建物が沈下しないように30mの杭を打つには、あまりにも地業費用がかかりすぎる。それより、沈下した場合に補修しやすいような工法が得策ではないかと市に提案した。基礎と建物を緊結していなければ、沈下しても建物だけをジャッキアップをすれば工事は簡単だ。公共建築で、沈下前提の建物の設計を了承した熊本市建築職員の決定は大英断だったと思う。

小屋組みは、8mスパンのトラス構造であり、屋根荷重はトラス端部に集中する。耐震改修は屋根荷重を支える柱を補強し、屋根や壁の重さに比例する耐震壁を補強し、更に基盤補強へと続く。



写真 2.11.4 外観

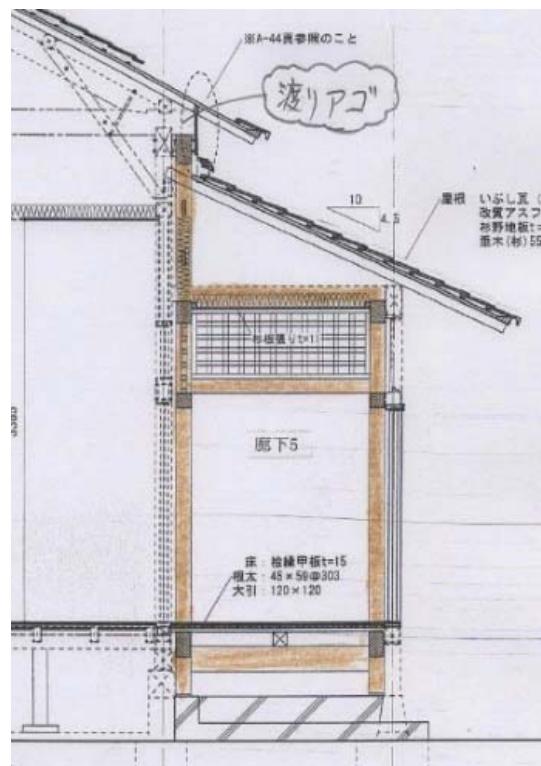


図 2.11.1 トラスの渡り額仕口に柱を建て基礎まで伝える

一般的に、基礎と頑強に緊結した建築の嵩上げ改修は難しい。伝統構法は、上屋はしっかり造るが、下屋は簡単造作である。下屋は上屋を守るために歩兵のような役割を果たす。簡単構造なので新規に補強構造も作りやすい。下屋の回廊部分に、新規の木構造と新規の基礎をつくった。トラス端部は伝統的構法の渡り顎の仕口が功を奏した。渡り顎には6寸の余長があった。この余長部に柱を建て、桁行、梁間、に1間グリットの立体骨組みをつくり、グリットの中に格子組の耐震壁を組み込んだ。格子組はデータに無いので、熊本県立大学の北原研に解析を依頼し、限界耐力法で計算した。足元は桁行梁間に7寸の足固め材で、柱を固定しているものの、基礎には緊結していない。回廊部分に基礎は造ったが、構造フレームは基礎に乗せていくだけだ。

回廊部で構造補強をしたので、大広間は改装前と同じく、広間、縁側、外部へと続く間には壁が無く、開放性は保たれた。天井の棹縁材はそのままで、天井板は新品を取り換えた。重力は4kg/m²軽く、天井落下が起きた時、人身被害は少ない。通常の公共建築は天井を頑強に作り過ぎ、天井重量は30kg/m²を越える。

また厨房部は床下が低く、足固め材が入らないので、「川端、宮内特許・はさみ梁」工法を採用した。柱の根本を2本の梁で挟み込む方法で、床下のスペースが少なくて施工可能だ。地震被害建物の建て替え新築があまりに多すぎる。県下、震源地から遠い庁舎までも数多く建て替えられている。RC造で築後50年が古いと言う。古い建物といえば大体100年が経過しているのではないだろうか。補助金があるので便乗建替に思えてしまう。更に最近の家は、初期投資の合理化を図って、修理ができず短命化している。中の構造が見えない大壁工法は致命的だ。一方伝統構法は、シロアリ被害や雨漏れが生じても、部分的な修繕をすればよい。また接着剤を使わなければ交換もしやすい。日本の木造建築の特徴は、パーツの屋根材、構造と壁を分離した真壁、基礎と軸組を一体化しない石場建ては、修繕を前提とした長寿命建築物だ。

80畳の大空間がもうすぐ再現する。今年4月初旬に、こけら落としの予定である。

2.12 PS オランジュリ（旧第一銀行熊本支店）

古町の坪井川にかかる明十橋の脇に建つ、PS オランジュリは大正8年（1919）に、第一銀行熊本支店として建てられた歴史的建造物（写真2.12.1）で、国の登録有形文化財に登録（1998年登録）されている。旧城下町のランドマークになっていたリベラルな大正建築として歴史・意匠的にも貴重な建築であるとともに、煉瓦造と鉄筋コンクリート構造の混構造であるなど、構造的にユニークな建築である。今回の熊本地震で煉瓦壁面にひび割れが発生するなどの被害を受けた。建物の概要および被害状況を示す。

富士川¹⁾によれば、第一銀行熊本支店新社屋として1919年に落成した建物は、数多くの銀行社屋等の設計を手掛けた西村好時による設計で、清水組（現清水建設）の施工であった。軽快なアーチの連続する自由な雰囲気の外観をもつ建物を、建築評論家長谷川堯は『リベラルな大正建築』と呼び、当時、木造家屋が並ぶ近世の町並みに、ランドマークとして近代化の印象を人々に与えていたとされる。内部も銀行の営業室にふさわしい吹き抜け空間を有している。

日本で鉄筋コンクリート構造が建て始められる時期に建設されたこの建物は、無補強煉瓦造に鉄筋コンクリート構造を組み合わせた構造形式となっており、内部の鉄筋コンクリート・ラーメン構造と外部の煉瓦壁構造が一体化した構造である。下部煉瓦壁の厚さは47cmである。屋根スラブは鉄筋コンクリート造であり、屋根面レベルの水平面内剛性は確保されている。また、窓の上と下には、鉄筋コンクリート造のバンドが設けられている。吹き抜け空間をもつために、全面床ではなく開口部を有する2階床レベルには、鉄筋コンクリート構造のキャットウォークがあり、水平面内の



写真 2.12.1 PS オランジュリ

変形を拘束する一定の効果があると考えられる（写真2.12.2）。外周煉瓦壁の基礎は煉瓦積で、北側の坪井川に面した煉瓦壁は木杭による地業をもつ、鉄筋コンクリート骨組の基礎はフーチング基礎である。今回の地震でも不同沈下等の基礎および周辺地盤に関する被害はみられない。

1971年まで52年間、第一銀行の支店として使用された後、1996年まで熊本中央信用金庫の建物として使用された。その後、所有者が変わり、解体寸前まで至ったが、市民団体『熊本まちなみトラスト』の設立と保存運動が実を結び、1998年にはピーエス株が所有者となり、今日に至っている。このとき、約3年かけて、改修工事が行われ、営業所兼研究所として使用されている。この改修事業では、内部に、煉瓦造と鉄筋コンクリート構造の混構造である建物構造とは独立した鉄骨骨組を導入している。内部空間を写真2.12.2に示す。2002年には、優れた再生技術で長寿命化を果たした建築物に贈られる「ベルカ賞」を受賞している。

この建物の構造・材料に関する調査は、1997年に熊本工業大学・村橋教授³⁾によって、耐力診断がなされ、1999年には、熊本大学・三井・村上研究室により地下壁内壁の煉瓦強度調査⁴⁾が行われている。村橋教授による耐力診断では、地震時の煉瓦壁体のせん断耐力の検討、RC円柱と煉瓦壁体の常時荷重に対する安全性について検討している。煉瓦壁体のせん断耐力の検討では、建築学会の組積造設計規準・同解説（1992）に基づいて、構造計算等を行っている。このとき、煉瓦の強度は、同規準書に示されている値を用いている。その結果、煉瓦壁体のせん断耐力は十分確保されていると結論付けている。面外方向の変形に対しては、RCバンドを用いて拘束している効果があること、前述のように、屋根スラブがRC造であり、屋根面の水平面内剛性が十分であることを指摘している。

一方、三井教授らによる煉瓦強度調査では、地下壁（間仕切壁）からφ290mmの煉瓦コア試験体を採取し、目地のせん断および煉瓦単体の圧縮に関する室内試験を行っている。その結果、ばらつきが大きいものの、せん断強度（平均）は2.48kgf/cm²（0.248N/mm²）、煉瓦単体の圧縮強度（平均）は、91kgf/cm²（9.1N/mm²）と報告している。さらに、煉瓦単体の比重は平均1.70と報告している。これらの強度は、



写真2.12.2 内部空間

明治後期から大正中期の建物に使用されていた煉瓦・目地の強度に比べても低いことを示している。なお、外壁の煉瓦に同じ種類のものが使用されていたかどうかは不明としている。なお、地震後の2017年に、保存修復事業を行うための構造・材料に関する調査工事がなされた。調査工事では、ひび割れ調査、鉄筋探査、コアサンプリングによる煉瓦組積体、コンクリートの力学的性質の調査がなされている。

調査工事とは別に、筆者らは被災後の2016年11月中旬に、建物の常時微動測定を実施した。常時微動測定から得られた固有振動数は、東西方向と南北方向の並進1次固有振動数はそれぞれ4.2Hz、3.4Hzと求められた。常時微動測定では、東側の煉瓦壁は西側に比べて開口部が多いために壁量が小さく、微動記録でも偏心の影響が確認された。さらに、微動記録では煉瓦造構造と鉄筋コンクリート構造が一体で挙動していることも確認された。

以下に本建物の被災状況を示す。内部鉄骨骨組には損傷はみられない。煉瓦壁の損傷は下記のとおりである。組積造建造物の被災度判定に用いられるEMS98（レベル0~5.6段階）によれば、応急判定として損傷度レベルは2（構造体の軽微な損傷）と判定されるが、正確な判定には、ひび割れの詳細な調査が必要である。

まず、煉瓦壁（室内側）に生じたひび割れの状況を示す。ひび割れの発生個所は、開口部の周辺および隅角部である（写真2.12.3）。組積造建造物の地震時挙動の特徴のひとつとして、隅角部の外側に拡がろうとする変形が挙げられる。本建物も、隅角部に面外曲げ変形によるひび割れがみられた。さらに、曲げによるひび割れもみられた。漆喰仕上げの壁面にはせん断



写真 2.12.3 開口部に生じたひび割れ



写真 2.12.4 壁面のせん断ひび割れ



写真 2.12.5 煉瓦壁面の亀裂変位モニタリング

ひび割れ（ひび割れ幅は小さい）も生じている（写真 2.12.4）。

このように、煉瓦壁にひび割れが発生したが、構造的に安定していることを確認するために、ひび割れ変位（幅）の長期モニタリングを行っている。このモニタリングでは、ひび割れ変位は温度の影響を受けるため、室内外の温度も同時に測定している（写真 3.12.5 参照）。

ひび割れ変位と温度のモニタリング記録（経時変化）の一部を図 3.12.1 に示す。測定点は 1 階の東南隅角部の煉瓦壁の室内側壁面である。内壁に設置した変位計は目地を挟んで水平方向に設置した。図 3.12.1において、『損傷部』はひび割れを含み、『非損傷部』は、ひび割れがみられないところに設置した記録である。熱電対は、屋内および屋外に設置した。

図 3.12.1 に示すように、ひび割れ変位（幅）は温度変化による 1 日周期の変動を繰り返しているが、経日変化はみられず、また、モニタリング期間中に熊本市内で震度Ⅲを観測した地震が発生しているが、ひび割れ幅の変動はみられていない。このモニタリング記録から、ひび割れが生じたレンガ壁は安定していると判断された。被災組積建造物の長期モニタリング記録は有用である。

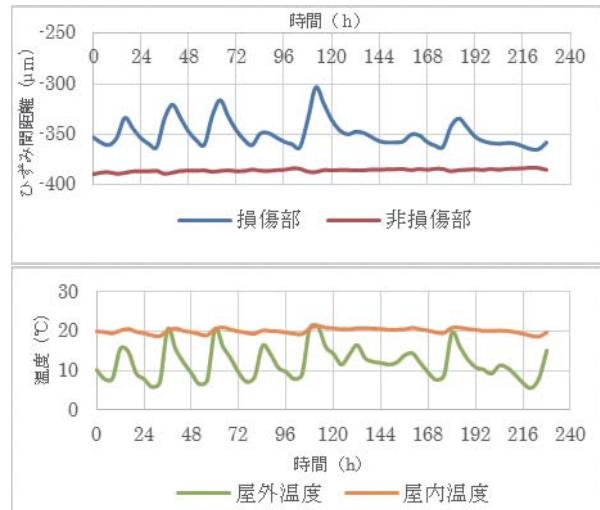


図 2.12.1 ひび割れ変位と温度モニタリング
(上 : 亀裂変位 μ mm, 下 : 室内外の温度)

非構造部材の被害では、写真 2.12.6 に示すように、2 階事務室の木すり天井の一部の漆喰が落下した。木すり漆喰の厚さは約 40mm で落下は人命に影響を及ぼす危険性があり、余震が断続的に発生している被災後の状況においては早急な対策が望まれた。また、外壁の仕上げは大正時代のセメント・タイルである。被害調査により、セメント・タイル板のかなりの面積が剥離していると診断され、剥離範囲の調査も実施された。文化財建造物として、壁面と剥離したセメント・タイルの修理方法も保存修復上の課題になった。

国登録有形文化財 PS オランジュリは、熊本の近代化遺産として歴史文化的に貴重であるとともに、無筋の煉瓦構造を主体とした鉄筋コンクリートとの混構造で、内部に独立した鉄骨構造を増設するなど、構造的にユニークな建造物である。被災後、活用も考慮した保存修理計画を検討するために、所有者と設計者、専門家による委員会形式の会議を立ち上げ、調査工事の結果をふまえながら、建物の耐震診断および補強工

2. 被害状況と復旧



写真 2.12.6 木すり天井の漆喰の落下

法について議論を重ねた。構造補強計画では、レンガ壁に鉛直方向タイバー挿入（写真 2.12.7 参照）を主とする補強工法を決定した。タイバー挿入の削孔試験工事において当時の六角断面の鉄筋がレンガ壁内部にタイバー的に水平に入っていることが発見され、鉄筋調査を新たに行なうなど、文化財建造物の保存修理事業として慎重に工事が進められている。保存修理工事は、2019年9月竣工予定である。

【謝辞】

調査および原稿作成にあたり、ピーエス（株）代表取締役平山武久氏・平山禎久氏、同熊本営業所中島淑子氏に協力いただいた。

【参考文献】

- 1) 熊本産業遺産研究会・熊本まちなみトラスト編：熊本の近代化遺産（上）富士川一裕, pp31-33, 弦書房
- 2) 旧第一銀行熊本支店設計図書
- 3) 村橋久昭：旧第一銀行熊本支店構造耐力診断書, 1997年
- 4) 熊本大学工学部環境システム工学科三井・村上研究室：旧第一銀熊本支店社屋地下室内壁 - 煉瓦の強度調査 -, 1999年



写真 2.12.7 レンガ壁タイバー挿入のための削孔工事

2.13 熊本大学歴史的建築

概況

熊本地震は熊本大学黒髪キャンパスの歴史的建築に甚大な被害を及ぼした。熊本大学には明治時代に建てられた、旧第五高等学校（以下五高と略）と旧熊本高等工業学校のレンガ造の建物がある。それらは第五高等学校本館（現熊本大学五高記念館）、同化学実験場、同表門（通称赤門）（以上明治 22 年（1889）建設）、そして熊本高等工業学校機械実験工場（明治 41 年（1908）建設）の 4 棟の建物で国の重要文化財に指定されている。これらのうち表門だけはほぼ無傷であったけれども、他の 3 棟は深刻な被害を受けた。このほか歴史的建築として、やはり明治時代の小さなレンガ建築である旧熊本高等工業学校文書保管庫（明治 41 年（1908）建設）、および大正時代の鉄筋コンクリート建築である同校本館と同図書館（いずれも大正



2.13.1 熊本大学五高記念館（被災前）

14 年（1925）建設）があるが、文書保管庫の屋根が軽微な被害を受けたものの、他の 2 棟は鉄筋コンクリート造のため無傷であった。

熊本大学五高記念館（旧第五高等学校本館）

旧第五高等学校の教室として使用されたこの建物は、約 80m の東西に細長い建物で、両翼と中央部が突き出た左右対称の建物である。屋根から突き出ていた煙突のいくつかが 14 日の前震で倒壊し、さらにまた 16 日の本震でまたいくつかが倒壊した。中央と西翼部の煙突は屋根の上に落ち、壊れた屋根から雨漏りが生じ、2 階の展示物を濡らした。

レンガ壁のあちこちには大小のクラックが生じた。特に 2 階中央の教室では最も大きく、南北方向の仕切り壁と北側の東西方向の長い壁の交差部の付近で、仕切り壁に幅約 10cm 長さ約 2.5m の垂直方向の大きなクラックが生じた。このような壁のクラック以外で



2.13.2 同館の倒壊し屋根に落ちた煙突



2.13.3 同館 2 階教室の壁のクラック



2.13.4 同館修復中の教室内壁



2.13.5 同館 2 階廊下横断アーチのクラック



2.13.6 修復のために建てられた鉄骨造素屋根



2.13.7 化学実験場（被災前）

は、壁や天井で漆喰の剥離が顕著に観察された。

南側の長い廊下の数箇所では横断アーチが、教室の南北の仕切り壁と南側の長い壁と繋いで、外側のバットレスとともに南側の長い壁を支えている。この横断アーチの被害も特に揺れの強かった 2 階の廊下で顕著で、漆喰が剥離し、いくつかのアーチではレンガの躯体が剥き出しになり、その後の時間の経過とともにレンガが落下した。当然ではあるが高さのために、1 階と比較して 2 階のほうが被害は大きい。

化学実験場

化学実験場は 1889 年に建設されたレンガ造、南北に 42.5m の細長い建物で、化学実験と講義のために使われた。平屋建てのため比較的被害は少ないが、屋根の上に突き出た煙突の倒壊やすずれが顕著な被害である。7 本の煙突のうち、2 本が折れて地上に落ちており、1 本は傾き、1 本は途中でずれて回転している。1 本の煙突は落下で屋根を傷つけ、廊下に雨漏りが生じている。壁の亀裂は随所に見られ、天井の折上げ部の漆喰の落下も見られる。

工学部研究資料館（旧高等工業学校機械実験工場）

工学部機械実験工場は、東西 34.6m 東西 14.6m で、



2.13.8 化学実験場の落下した煙突

1831 年に建設されたレンガ造の建物である。現在では工学部研究資料館として使われており、旧高等工業学校以来使われていた機械実験及び学生実習のための古い実験機械、などが展示されている。西側を除いた三方の壁には、アーチによる高い入口や窓などの開口部が設けられている。内部は、中央に高い吹き抜けの空間があり、その両側に中二階が設けられた開放的な空間となっている。東西方向の両側 2 列の木造の柱列がこの屋根と空間を支えている。レンガによる壁構造は、外壁の単純な矩形の平面をした高い壁、そしてそこに設けられた開口部の多さにより、熊本大学の他のレンガ造建物と比べ、構造的には弱い。

随所にクラックが見られ、外壁の四隅の上部、東側破風上部のアーチ窓など、殆どのアーチ窓の上部の周辺に特に顕著に見られる。またアーチ窓の高さ 1m の窓台付近に水平にクラックが入っており、地震の強い水平力によるせん断力を窺わせる。内部の漆喰壁は、あちこちで剥落している。

木造トラスが煉瓦壁にかかる場所で壁にクラックが入り、数箇所のトラスが西側にわずか傾いている。また木材の端部が壁から少し抜けており隙間が開いてい



2.13.9 工学部研究資料館（被災前）



2.13.10 同館四隅壁上部のクラック



2.13.11 南側壁の水平クラック



2.13.12 内部アーチ周辺のクラックと漆喰の剥落

る箇所がある。内部では壁上端部などで漆喰の剥離が随所に観察される。

保存修復の現況

被害を受けた熊本大学五高記念館、同化学実験場、工学部研究資料館の建物は、その後全面的に保存修復がなされることになっている。2018年11月の時点では、五高記念館と工学部研究資料館には補修用の鉄骨造素屋根がかかり、仮囲いで囲まれている状態である。鉄骨の素屋根は、補修完了までに想定しうる再度の地震による被害を防ぐため、頑丈な鉄骨造で、これによりレンガの壁が外側から支えられている。五高記念館はすでに被害を受けた壁の漆喰を剥がして状況を精査しながら、補修を少しづつ始めかけている状況である。工学部機械実験工場については、近接する6階建ての工学部1号館が同じく地震被害をうけて迅速な建替え工事を行なっているため、その工事による震動などの影響を防ぐため、2019年3月に工学部1号館の工事が終了後、補修工事が開始される予定である。

この3棟の建物は、熊本地震被災以前にすでに耐震補強工事について検討がなされていた。その方法は



2.13.13 修復のための鉄骨造素屋根

レンガの壁部分に垂直に穴を空け、そこに鉄筋を通して壁自体の強度を増すという方法である。これは先年工事が終了した同じく国指定重要文化財のワイン醸造所「シャトーカミヤ旧醸造場施設」(茨城県牛久市)と同じ工法である。したがってこの3棟については、被災による補修工事とあわせて耐震補強工事を行なうことになり、全ての工事終了は、2022年3月の予定である。

2.14 本妙寺仁王門

本妙寺は1585年、加藤清正が父の菩提寺として大阪に建立した寺で、清正の肥後入国あと熊本城内に移され、1611年の清正の没後、熊本城北西の現在地に移された。

仁王門は本妙寺山内への入口に建つ大きな門で、1920年（大正9年）に竣工したRC造建築物である。正面幅13.21m（3スパン）、奥行6.36m（2スパン）、高さ約14.8mのラーメン構造で、屋根は切妻造り平入りのRC造、両妻側の構面は無開口の有壁ラーメンとなっている（写真2.14.1）。この仁王門は2011年に国の登録有形文化財となった。

今回の地震によって、仁王門には①柱と中間梁の接合部付近の曲げひび割れ、②肘木部分の剥落、③柱脚付近の破損、④両妻側の壁のせん断ひび割れ等の被害が確認されている。門を構成する12本の円柱は頭部と中間部が梁で相互に接合されており、中間梁より上部の重量や剛性が非常に大きいため、それより下部の曲げ変形が卓越したと見られる。曲げ破壊は門の張間方向より桁行方向が顕著で、張間方向は壁のある両妻



写真2.14.1 本妙寺仁王門・正面（筆者撮影）

側の通りより中央の2通りの破損が大きい。壁のひび割れ幅は小さいが剛性低下が懸念される。

柱脚付近はその周囲の土間コンクリートにも破損が見られている。写真2.14.3の奥の柱は周辺の土間コン部分の面積が他の柱より小さく、横に車道を通すために部分的に除去されたと見られ、その付近の破損や沈下を大きくした可能性がある。

2017年6月に3Dスキャナーやドローンを用いた門の実測調査、不陸・傾斜調査、躯体ひび割れ調査、コンクリートコア採取、鉄筋探査および採取、柱梁接合部のひび割れ部のはつり調査、基礎掘削調査、並びに地盤調査が株式会社文化財構造計画によって行われた。そのうちいくつかの調査結果は2017年7月の第1回保存検討委員会で報告された。特筆すべき事項としては、(1)建物の不同沈下が大きく、南側（写真2.14.1の左側）の柱脚が北側より120mm程度沈下しており、それが門の傾斜の主な要因になっているほか、柱梁接合部の破損の一因となっていること、(2)柱とRC杭は直結しており、写真2.14.4で見られた破損は石造の地覆とその隣接部にほぼ限られているこ



写真2.14.2 本妙寺仁王門・柱頭・中間梁・肘木の破損（筆者撮影）



写真2.14.3 本妙寺仁王門・柱脚とその周辺（筆者撮影）



写真2.14.4 本妙寺仁王門・柱脚の破損（筆者撮影）



写真 2.14.5 本妙寺仁王門・柱脚周辺地中の状況
(西島眞理子氏撮影)



写真 2.14.6 本妙寺仁王門・壁のせん断ひび割れ (筆者撮影)
と、(3) 地中には基礎のフーチングや基礎梁がなく (写真 2.14.5)、地盤は地下 3m から 11m 付近までが非常に軟弱で、これを貫通する杭に不具合が生じた可能性が高いこと、などが挙げられる。2018 年 2 月に行われた第 2 回保存検討委員会では、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に従った耐震診断結果が示され、特に桁行方向 (平側、正面幅方向) に耐力壁などの耐震要素が乏しいことが指摘された。同委員会では耐震改修案もいくつか示されたが、いずれも外観上の変化が歴史的建造物に対する改修案として適当と即断できるものではなく、次回以降の委員会で引き続き検討することとなった。

【参考文献】

- 1) 熊本産業遺産研究会・熊本まちなみトラスト編: 熊本の近代化遺産 (上), 弦書房, pp.70-71, 2013 年
- 2) 西島 真理子: 本妙寺仁王門について - 大正 9 年建設の鉄筋コンクリート造仁王門-, 日本建築学会九州支部研究報告, 第 50 号, pp.589-592, 2011 年

2.15 京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター（旧京都帝国大学阿蘇火山研究所）（国登録有形文化財）

はじめに

2016 年 4 月 16 日 (金) 未明の熊本地震本震に見舞われ同建物は被災した。4 月 18 日付け HP は「建物、敷地内で亀裂等が激しく、立ち入りが困難 (中略) 観測業務等についても一時停止しており、仮施設の確保も含め、早期の復旧をめざしています」と記し、5 月 8 日までに大部分の機能を復旧させた。同年 4 月 29 日に大津町に仮移転、2017 年 4 月 12 日以降は阿蘇市一宮町の旧坂梨小学校へ移転注 1)、同センター HP には以下の写真と説明が公開されている。

調査概要

2016 年 4 月 14 日、16 日の熊本地震後から 2 週間経った頃、京都大学阿蘇火山研究センター長鍵山恒臣教授から「2 回目の大きな地震で火山研の山で地滑りが発生し、(中略) 敷地に地割れが出現したほか、建物にも亀裂が入り、1 階の床も起伏ができるなど大きな被害が出て (中略) 文化財としての火山研本館はどうなっていくのか見通しを持てない状況」と伝えられた。もとより藤原は 2011 年に国登録有形文化財へ登録する際に協力、(京都大学 HP より抜粋) 「同センター本館は昭和 4 年 (1929)、旧京都帝国大学阿蘇火山研究所として建築。中央部は 6 階建ての塔状とする外観構成で、外壁の傾斜の付いた壁面、3 層のバルコニー、内部はハンチのついた梁、三角錐や円盤状の階段の装飾、径の太い円柱、幾何学的な意匠の暖炉等、外部や内部の意匠等に昭和初期の建築設計の潮流がよく示され、周辺地域のランドマーク」と評価された。設計者は、同センター保管図面より京都帝国大学營繕課課長永瀬狂三の押印に依っていたが、今回の被災状況調査を通して、実際の設計は永瀬配下の大倉三郎の担当と特定できるようになった注 2)。余震が続く南阿蘇村への道路状況を確認したうえ、2016 年 6 月 7 日 (火) に調査を実施した。

(1) 調査員 (現地案内役は鍵山恒臣教授および横尾亮彦助教が先導した。) 藤原惠洋 九州大学大学院芸術工学研究院・教授 工学博士、山口謙太郎 九州大学大学院人間環境学研究院・准教授 博士 (工学)、森田健太郎 建築家・一級建築士・森田健太郎設計事務所所長・応急危険度判定士資格保有・建築士会ヘリテージマネージャー資格保有、松田公伸 建築家・一

2. 被害状況と復旧

級建築士・松田公伸設計事務所所長・応急危険度判定士資格保有・建築士会ヘリテージマネージャー資格保有、嘉月孝志 建築家・一級建築士・嘉月建設社長、有島佳延 二級建築士・巖島神社禰宜

(2) 建物概要 場所: 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽
規模・概要: 鉄筋コンクリート造、地上 6 階（塔屋を加えて 7 階相当）、地下 1 階。昭和 3 年（1928）竣工。昭和 4 年（1929）より供用。2011 年、国登録有形文化財に登録。

(3) 被災状況の調査手法 ①被害状況目視調査
②打音調査によるコンクリート内部の耐震部、耐力部、飾り壁部の内部の被害状況調査 ③レーザー墨出器による仮想水平を基準とし差異測定で不陸確認調査

被災状況概要

(1) 7 階建塔屋を有する主屋部 4 階建部に関する被害は概して少ないと感じられた。とくに上層階へ登れば登るほど大きな被害は見られなかった。一方、主屋部の被害で最も注目したのは、敷地に対して主屋部が垂直方向に沈下していたことである。主屋部の 2 階以上の複数室内においてレーザー墨出器を用い部屋壁面にあらかじめ仮想水平基準線を用意、そこから垂直方向に実測することにより床面の水平状況を把握する、という方法で測定を重ねたところ、主屋部には不同沈下が見られなかった。したがって沈下は真下へ向かって下降したものと考えられる。また外観部の目視調査においても 1 階が敷地に埋め込まれているように見える箇所があり、垂直方向の沈下は明らかであった。おおむね目視調査では 200mm～260mm 程度であった。沈下距離の詳細は不明。ベンチマークが未確認であったため未観測である。今後の詳細な計測を待つ必要がある。

(2) さらに主屋部 4 階建を東側、北側から L 字型に挟



む低層の両翼部（東翼部 2 階建、北翼部 2 階建）に関して目視調査を展開した結果、複数の開口部廻りにコンクリート壁の亀裂が見られた。

(3) 低層の両翼部（東翼部 2 階建、北翼部 2 階建）に関して、内部の複数室内を対象に不同沈下の有無を調査した。その結果、それぞれに若干の不同沈下が見られることがわかった。外観からの目視調査では、これらの東翼部、北翼部の二棟は、それが敷地に対して沈下を起こしていることがわかった。しかし主屋部に比べ、それぞれの沈下距離は少ないと見られる。そこから主屋部と両翼部の取り合い箇所を中心に、内部では床に傾斜を生じている。

(4) 主屋部と低層の両翼部（東翼部 2 階建、北翼部 2 階建）の取り合い部に曲げ破壊の被害が大きかった。主屋前方に突き出した玄関車寄せから続く 1 階東翼部の被害箇所における外観からの目視調査では、鉄筋コンクリート造の壁部が亀裂しており、外部から部屋内部がのぞき見える。また壁内の鉄筋が亀裂していた。主屋部の下方沈下距離に対して、L 字型低層の東翼部、北翼部の沈下距離が少なかったため、垂直下方へ沈下した主屋部が低層の両翼部（東翼部 2 階建、北翼部 2 階建）を引きずり下ろす格好で引っ張っており、その力が東翼部、北翼部に傾斜を与え不同沈下させる原因となったものと考えられる。目視調査でもこの取り合い部に厳しい曲げ破壊が集中的に生じている。

(5)(3) で確認した曲げ破壊の箇所は、現行ならエキスピアンションジョイント接合を施す箇所であるが、昭和 3 年（1928）に竣工した際に同等の手法は設けられておらず、主屋と両翼部は鉄筋コンクリート造で構造的に内外が繋結してあったため、主屋部と両翼部の連結部に大きな被害が生じることになったものと考えられる。

写真 2.15.1 火山研究センターの建物および周辺（2016 年 10 月 24 日空撮）
はるか遠くに島原半島の雲仙普賢岳が見えている。
以下、写真中の(1)～(6)の説明。

- (1) 2016 年 7 月から 8 月にかけ、取り付け道路の一部と火山研構内の道路が復旧された。これにより、センター建物への普通乗用車でのアクセスが可能になった。
- (2) 2016 年 8 月建物の亀裂部からの浸水を防ぐための応急措置が施された。
- (3) 2016 年 9～10 月基礎部の被害調査が実施された。
- (4) 2016 年 10 月地すべりモニタリングのため、GPS 基準点を 3 箇所に設置し地表変位測定を開始した。
- (5) 高野台斜面の地すべり発生場所では国や熊本県により対策工事が計画されている。
- (6) 国道 57 号線、JR 豊肥線、阿蘇大橋の崩落場所でも、復旧工事が進められつつある。ただし復旧時期は未定。

(6) 調査後にレベル図を作成し、後日京都大学へ提出した。調査時の内容を図面に記載した際、ゾーンごとの一番高い位置を±0 とし、そこからどれだけ下がっているかを記載した。

考察

今回の熊本地震による影響で当該建物の敷地周辺に大規模な崩壊性地滑りが起こっている。当該建物は、この地域一帯を覆う火山灰や軽石等のテフラ(火碎物)のうえに建設されており、昭和2~3年の建設時には、基礎工事は直接基礎であったが、施工状況は不明である。しかし7階塔屋を有した主屋に対するL字型低層部の両翼部(東翼部2階建、北翼部2階建)は重量が異なるところから沈下が異なったものと考えられる。そこから主屋部と両翼部の連結部に大きな曲げ破壊が起こると同時に、両翼部の不同沈下を生み出したものと考えられる。亀裂の多くは連結部に生じたが、主屋部と両翼部それぞれは大きな亀裂や変形を生じてはおらず、今後の修復は困難ではないと考えられる。

その後、2017年度~18年度にかけ、京都大学理学部による現地被災状況も踏まえた検討の結果、現在の阿蘇の火山研究施設を修復して復旧することは十分可能であるとの見解に立ち、京都大学として火山研を修復して教育と研究の場として再構築するということが発表された。

【注】

- 1) 地震後1年、2017年4月4日、報道への公開ならびに大倉敬宏教授(火山物理学)が地震当時を伝える。・センター本館内の大部分では本震後時間が止まったままの状態、周辺では地すべりに流された桜の木が今年も花を咲かせた。本格復旧をめざした活動がいよいよはじまる。・南阿蘇村は本震で震度6強に見舞われ最大20センチ沈下した。現在も庭には複数の亀裂が残り、内部の壁は一部が崩れ、床は波打っている。1階の資料展示室にある重さ1トンを超す大型地震計は2台が損傷していた。・(被災後)一時、観測業務を停止し、現在は隣接する阿蘇市と大津町の仮事務所で実施。幸いボーリング調査などで基礎地盤の安定性が確認され、建物を修復する方向で検討。
- 2) 永瀬狂三は1906年に東大卒業後、下田菊太郎事務所や辰野・片岡設計事務所を経て、1909年より山本治兵衛のもとで京大建築部に入り1919年に建築部長。1929年(昭和4)1月退職。阿蘇火山研究所は昭和2~3年、永瀬最後の仕事の可能性がある。大倉三郎は京大建築第一期生として武田五一の影響下、卒業後は民間の宗兵蔵設計事務所に就職。昭和3年に京大建築部へ異動、阿蘇火山研究所を設計。宗譲りのアールデコやキュビズム等が外観のみならず内部空間に反映され、現存する京大経済学部本館や灘高校本館、生駒時計店等と相通じる意匠に満ちあふれている。

2.16 地域のコミュニティーの核となってきた神社等

大津町、南阿蘇村、西原村、益城町、御船町などの古くからの集落には、それぞれに神社があり、それらが大きく被災している。これらの神社は18~19世紀の江戸後期・末期の建築が多く、地域の文化を表しているものとして、祭等を開催する拠点として地域コミュニティーの心のよりどころとして機能してきた。石造の鳥居はほぼ倒壊し、木山神宮のように拝殿、本殿が倒壊したり、西原村の八王社や下小森神社など倒壊寸前のものがあった。

これらの復旧修理がまたれるが、2年近く経った現在でもその目途が立っていないものもある。地域住民にとって祭が交流の場として重要で、神社を修理する意思はあるものの、自身が被災していることから神社の保存まで手が回らないこと、地方指定文化財や登録文化財でもないことから公的に救う手立てがないことに起因する。

八王社本殿は、仮補強を行い、一部の部材は保管されている。この創建は言い伝えでは享保20年(1735)であったが、同年銘の棟札が発見されて年代が確定した。手挟みに籠彫があるなど、この地域としては早い時期にこの技法が入っていることになる。この地域の神社は江戸後期や幕末のものが多く、江戸中期の遺構として重要であることが判明した。

崩壊した拝殿は、解体され、部材が保管されている。この神社の氏子は修理再建の意思を有しており、西原村指定の有形文化財に指定して、熊本震地被災文化財等復旧復興基金を利用して修理することとなった。

熊本県は、地域コミュニティーとして認定できる者に対して「復興基金」からの補助を行うこととした。一千万円の50%の500万円を上限としている。小さい祠や鳥居などはよいが、神社の本殿や拝殿等に対しては十分ではない。「被災文化財等復旧復興基金」は未指定の宗教施設には補助できないので、新たに市町村指定文化財にしてから補助を行うといきとなっている。

2.17 ミッション系学校等の近代洋風建築

モードハウス（国登録有形文化財）

1927年竣工 木造2階建て

中央区神水1丁目14番1号

社会福祉施設「慈愛園」を設立したモード宣教師の自邸。主要構造部に問題はなく、外壁や屋根も損傷は見られないが、内壁に亀裂を確認し、屋根裏に配管された煙突が脱落して天井を突き破り、室内に落下していた。また、外部窓下に取り付けられたプランターが数箇所落下していた。園の象徴的建物であり、近年保



写真 2.17.1 モードハウス外観

存改修に携わった設計事務所の協力で修復済である。

リデル、ライト両女史記念館（国登録有形文化財）

1919年竣工 1935年に2階部分増築 木造2階建て

熊本市中央区黒髪5-23-1

リデル、ライト両女史によって設立されたハンセン病の研究施設。建物は東西に長い長方形の2階建てであり。南側正面の地盤が10cm近く前方へずれ、それに伴って基礎の亀裂、柱のずれ、内部壁の剥落など建物にさまざまな不具合が生じていた。建物をジャッキアップして元の位置に戻すなど大規模な工事が必要



写真 2.17.2 煙突が脱落し室内に落ち込んでいた



写真 2.17.3 リデル、ライト両女史記念館外観



写真 2.17.4 玄関ポーチの柱のずれ



写真 2.17.5 九州学院高等学校礼拝堂哀感



写真 2.17.6 壁に横長のクラック

である。展示館として使われていたが現在は休館中。2018年末現在も立ち入り禁止のまま。熊本市の主導で修復計画が進められている。上部構造を持ち上げて基礎を打ち直す大掛かりな工事になる予定である。

九州学院高等学校礼拝堂（国登録有形文化財）

1924年竣工 鉄筋コンクリート造

熊本市中央区大江5丁目2-1

学校の設立者ブラウン氏を記念して建てられたロマネスク様式の教会堂。設計者は日本に数多くの建築作品を残したアメリカの宣教師ヴォーリズ。外部に損傷は見られないが側廊が身廊に取り付く部分の内壁に、水平にクラックが走っていた。また内壁が一部剥落していた。2018年末現在、修復は完了している

九州女学院高等学校本部（国登録有形文化財）

1926年竣工 鉄筋コンクリート造3階建て

熊本市中央区黒髪三丁目12番16号

ミッションスクールの本館で設計者はアメリカの建築家ヴォーゲル。外部は一部クラック。屋根のスレート瓦が一部飛散。内部は漆喰天井が一部剥落。講堂兼礼拝堂の化粧アーチ梁に多く損傷が見られた。現在は改修が終わり以前と同様に使用されている。



写真 2.17.7 九州女学院高等学校本部外観



写真 2.17.9 聖書研究のための会館外観

聖書研究のための会館

1931年竣工 鉄筋コンクリート造3階建て

熊本市中央区黒髪2丁目27-23

北米 YMCA 同盟や旧制第五高等学校の有志などの寄付で建てられた聖書研究のための会館。塔屋部分の内壁に一部クラックが見られるが他に損傷は見られなかった。



写真 2.17.8 礼拝堂内の柱型にクラック

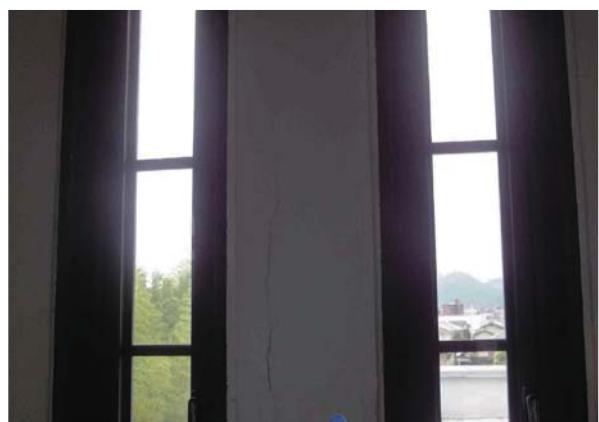


写真 2.17.10 内部塔屋部分壁の一部にクラック

2.18 熊本地震による石橋の被災状況

日本の石橋を守る会（会長：上塙尚孝）の取りまとめによると¹⁾、熊本県では 21 橋の石橋に被災が確認されている。被災内容は高欄やガードレールの崩落、壁石の崩落、路面舗装の亀裂、輪石のずれなどが報告されている。以下、現地調査を実施した橋梁について、被災状況および復旧状況を述べる。

2.18.1 明八橋

概要

明八橋は明治 8 年(1875)に石工・橋本勘五郎によってかけられた石造アーチ橋で、坪井川が旧市街地を貫流する場所に位置する。高欄は平成 3 年に修復されたもので、現在は歩道として利用されている。

明八橋の被害および復旧状況

[被害] 本橋は上流側の高欄が橋面上に倒壊し、手すり部分の石材 2 本が断裂した。また、落下の衝撃で欠損が生じた石材もみられた。また、上流・右岸側の親柱は傾斜しており、手すりとの接合部分が分離している状態が見られた。

[復旧状況] 平成 29 年度には復旧が完了し、崩落した石材は元の位置に戻されていることが確認されたが、手すり石材等に生じた欠損はそのままの状態であった。



写真 2.18.1.1 倒壊した高欄 (撮影 : 本田、2016.05.25)



写真 2.18.1.2 復旧後の高欄 (撮影 : 本田、2017.12.10)

2.18.2 大坪水路橋

概要

大坪水路橋は慶応元年（1865）に熊本県山鹿市に建設された石造水路橋で、昭和 59 年（1984）に山鹿市立博物館前の公園に移築保存され、現在に至っている。

被害および復旧状況

[被害] 橋脚および橋台下部の石材に亀裂や崩落が発生し、アーチ輪石には亀裂やずれが確認された。また、地震による影響か明らかではないが、アーチは全体的に変形しているように見受けられる。また、壁石にははらみが発生し、鞘石垣には石材のずれが確認された。橋面の水路部分ではモルタル目地に亀裂が発生した。

[復旧状況] 本橋は非常に危険な状態にあり、早急な普及が望まれるもの、現役の橋梁ではないために復旧の優先度が低く、現状維持となっている。橋の周辺にはロープを張ることで、予期せぬ崩落等によって来訪者に被害が及ばないよう対策がなされている。



写真 2.18.2.1 大坪水路橋全景 (撮影 : 本田、2016.09.21)



写真 2.18.2.2 橋脚下部の状況 (撮影 : 本田、2016.09.21)

2.18.3 下鶴橋

概要

下鶴橋は、通潤橋を手がけた橋本勘五郎によって明治19年（1886）に建設された石造アーチ橋である。県道が新設されたため、現在は歩道として利用されている。

被害および復旧状況

[被害状況] 右岸側の高欄が一部崩落、さらに、目視による確認は困難なもの、地覆から約1.5mの深さまでは壁石と裏込めにゆるみが生じた。このゆるみのために壁石にははらみが生じ、橋面のアスファルト舗装には亀裂が発生した。

[復旧状況] 平成30年3月現在、復旧工事が進行中である。今回の復旧では壁石と高欄の耐震性の向上を目的として、①壁石のおよそ1割を長尺締石とする、②壁石の裏込めには被災前より大きい碎石を用い、石材同士がしっかりととかみ合うような乱積みとする、③高欄の束柱と地覆との間にダボを新設する、といった改良が施された。これらはいずれも県内に建設された石橋に用いられている技術で、地域に存在した伝統工法の導入によって耐震性の向上を図るという点で示唆に富む事例となっている。



写真 2.18.3.1 高欄落下箇所（撮影：本田、2016.09.20）



写真 2.18.3.2 復旧作業全景（撮影：本田、2018.03.17）

2.18.4 馬門橋

概要

馬門橋は熊本県下益城郡美里町に位置する石造アーチ橋で、文政11年（1828）に完成した。本橋は美里町指定文化財に指定されている。

被害および復旧状況

[被害状況] 橋面の中央付近の高欄が上流側、下流側ともに橋面上に倒壊した。地震の影響かどうか不明であるが、上流右岸側要石付近と下流側全体にはらみ状の変形が見られる。同じく、左岸側のアーチ裏面は輪石にずれが生じているように見受けられる。

[復旧状況] 平成29年4月には倒壊した高欄の復旧が完了。



写真 2.18.4.1 馬門橋（撮影：本田、2016.09.20）



写真 2.18.4.2 橋面の様子（撮影：本田、2016.09.20）



写真 2.18.4.3 壁石の状態（撮影：本田、2016.09.20）

2.18.5 二俣福良渡

概要

釈迦院川と津留川の合流部に石橋2橋（二俣渡、二俣福良渡）とRC橋1橋が架かっている。

被害および復旧状況

[被害状況] 二俣福良渡は右岸側の壁石が大きく崩落した。また、崩落を免れたアーチ環には変形が生じ、継続的な使用は困難な状態となった。

[復旧状況] 橋梁全体を解体し、新しい石材を導入しつつ新たに積み直しが実施された。この際には、下鶴橋と同様に、壁石の一部に長尺締石を導入することで耐震性の向上が図られた。



写真 2.18.5.1 解体作業中のアーチ環
(日本の石橋を守る会尾上氏提供)



写真 2.18.5.3 復旧後の橋面（撮影：本田、2018.03.17）

2.18.6 轟橋

概要

轟橋は、昭和9年（1934）に森林鉄道のために建設された石造アーチ橋で、大分県豊後大野市に位置する。現在は道路橋として利用されている。

被害および復旧状況

[被害状況] 本橋は地震による橋梁本体の被災は確認されていない。一方、右岸側の橋台は柱状節理の発達する阿蘇溶結凝灰岩の岩盤上に直接定着されているが、橋台周辺に生じていた亀裂が拡大したり、新たな亀裂も発生している。さらに、橋台直下の岩盤がオーバーハングするような形で欠落しており、極めて不安



写真 2.18.6.1 轰橋遠景（下流側から）（撮影：本田、2016.11.29）



写真 2.18.6.2 崩落部（写真右上が橋台）
(撮影：本田、2016.11.29)



写真 2.18.6.3 復旧後の崩落部（写真右上が橋台）
(撮影：本田、2017.6.4)

定な状態である。

轟橋の下流側には、大正 13 年（1924）完成の出合橋が架かっているが、橋梁本体および周辺岩盤の被害は確認されていない。

[復旧状況] 平成 30 年 5 月、崩落した岩盤の補強工事が完了した。工事は当初、崩落部に鉄筋挿入工を施しコンクリート壁を設置、またオーバーハング部はモルタル吹付工と鉄筋挿入工によって補強し、景観的な配慮からコンクリート壁は化粧型枠と顔料添加が予定されていた。しかし、床掘及び擁壁設置工事が新たに発生したため、化粧型枠の使用は見送られた。

【参考文献】

- 1) 日本の石橋を守る会 :http://www.ishibashi-mamorukai.jp/members/kjisn_i.html

2.19 古墳

平成 28 年熊本地震では、震央や断層帯に近い熊本県内の市町村を中心に、福岡、大分を含め、多くの古墳に墳丘の亀裂、石室の損壊や保護施設の破損などの被害が生じている。熊本県のデータでは 41 基を数えるが、あくまでも指定文化財として把握されているものののみであり、未指定のものや指定されていても状況の把握が十分でないものを含めると、さらに増えることは確実である。

今回の地震による被害の特色として、装飾古墳の被災があげられる。古墳の内部にある石棺や石室に線刻や浮彫、彩色で装飾が施された古墳を装飾古墳と称しているが、全国で 660 基ほど確認されている中の 30% が熊本県に集中している。顔料による彩色が施されているものについては、温度、湿度の管理やカビの対策など扱いが難しいものが多い。

嘉島町の井寺古墳は、1921 年に初の国指定史蹟となったうちの一つである。主体部は凝灰岩で築かれた肥後型横穴式石室で、石障に線刻で直弧文が描かれ、彩色を施された装飾古墳である。布田川断層帯に位置しており、本震震央にも近く震度 6 強を記録している。その結果、墳丘に多数の亀裂が生じ、石室にも奥壁の石障をはじめ石材の割れ、落下など甚大な被害が生じている。しかし、石室入口に設けられた金属製の扉が変形により開かず、内部に入ることができないため、穴をあけてポールに着けたカメラを挿入し撮影が行われている。墳丘、石室ともに崩壊の危険があり、復旧にあたっても、困難が伴うものと予想される（写真 2.19.1, 2.19.2）。

玉名市の永安寺東古墳は、複室の横穴式石室に鮮やかな赤色顔料で三角文、円文のほか、舟、馬が描かれている装飾古墳である。1992 年に国指定史跡となり、1999 年から 2005 年にかけて整備が行われ、崩れていた前室部分の石材を積み直し、前面に保護見学室が設置された。震央からは比較的距離があるものの、近辺では震度 5 強を観測している。状況としては、石材が割れて装飾がある面が剥落したほか、石材の割れや落下、土砂の流入などの被害が生じている。彩色による装飾を傷めないよう、慎重に復旧を進める必要がある（写真 2.19.3）。

熊本市の塚原古墳群は、九州縦貫自動車道建設により消滅するはずであったが、保存運動の結果、工法を変更して保存に至った記念すべき遺跡である。1976



写真 2.19.1 井寺古墳 墳丘の亀裂と石室の被災状況（嘉島町教育委員会提供）

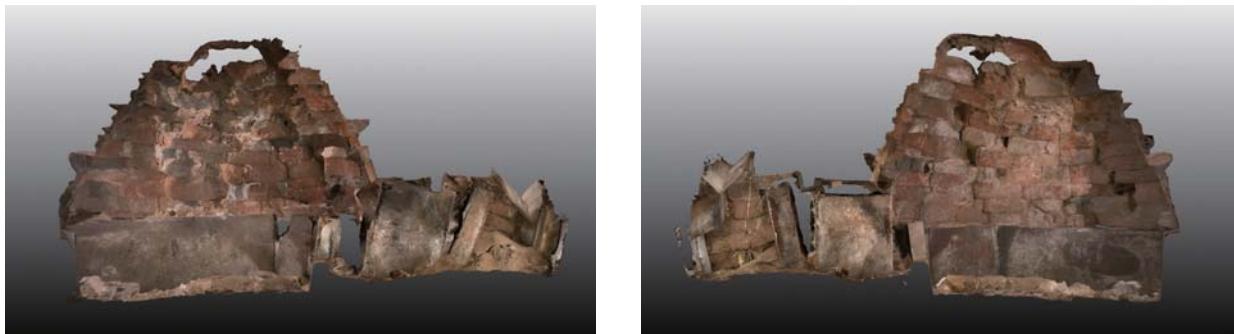


写真 2.19.2 井寺古墳 三次元計測による石室の被災状況 左：南側、右：北側（嘉島町教育委員会提供）

年に国指定史跡となり、隣接地を含め古墳公園として整備されている。その中の石之室古墳は、主体部である凝灰岩製の横口式石棺に線刻が施された装飾古墳である。地震で石棺の側壁が倒れ、天井石が落下するなど大きく破損している。保存施設の内部にあるため、復旧には施設を解体する必要があるとみられる（写真 2.19.4）。

そのほか同古墳群では、三段塚古墳、くぬぎ塚古墳、琵琶塚古墳などで墳丘に亀裂や陥没などの損傷が生じている。

このほか国指定史跡となっているものだけでも、復元した墳丘が崩落した熊本市釜尾古墳、天井高 6.5m という最大級の石室で石材が割れて落下している氷川

町大野窟古墳、同じく石材の落下があった山鹿市オブサン古墳などがある。そのほか、発災直後には異状は確認されず、その後の大震で崩れたり、雨水が浸透していることから墳丘の亀裂が確認されたりするケースが見受けられる。また、御船町小坂大塚古墳は被災した福祉施設敷地内にあり、建て替えに伴い発掘調査が行われている。

発災後 2 年半を経過した時点で、ここで取り上げた古墳では、復旧方針や工法を検討するための有識者による委員会が立ち上がっており、復旧の方向性について検討を行っている状況である。

井寺古墳は国の指定範囲が極めて限られていたことから、墳丘の航空レーザー測量などを行ったうえで、



写真 2.19.3 永安寺東古墳 墳丘と石室の被災状況（玉名市教育委員会提供）

追加指定を行っている。さらに、落下した羨道部の天井石を取り外すにあたっての事前調査、墳丘盛土と石室構築の関係や墳形を明らかにするための調査が実施されている。大学や研究機関と連携して石室内部及び被災前に作成されたレプリカのレーザー計測や、墳丘の見えない部分の構造を把握するため地中レーダー探査を実施した。

そのほか、被災史料のレスキューにより近世に開口した当時の経緯などを記した文書が確認されている。京都大学が大正年間に実施した調査の時点ではすでに失われていた石室の様子をうかがい知ることができ、価値の見直しにもつながる貴重な成果であり、文献史学と考古学の連携が図られている。

永安寺東古墳では、装飾を施された石材自体が破損しており、工法のみならず接合の是非も含めて検討がなされている。また、永安寺西古墳については被災前から公開ができない状況であったこともあり、今後の根本的な保存対策の見直しも検討されている。

塚原古墳群では石之室古墳で墳丘測量、石棺実測をおこなったうえで、復旧方法の検討に入っている。このほか、三段塚古墳、くぬぎ塚古墳、琵琶塚古墳、りゅうがん塚古墳で現況把握のため墳丘測量、発掘調査などを実施しており、整備した際の復元墳丘などに被害



写真 2.19.4 石之室古墳 石室の被災状況と塚原古墳群全景（熊本市提供）

が限定されていることが確認されている。

装飾古墳では温度、湿度を管理しながら、装飾に影響を与えないような工法を慎重に検討したうえで選択していくことになる。被災部分の復旧にあたり、被災していない部分の破壊につながらないよう、工法や材料の選択に慎重を期さなければならない。いずれも拙速は許されず、さらに長い時間を要することが予測される一方、今回の復旧の過程や、3次元計測など新たに導入された技術、検討を重ねた工法は、今後へ向けての新たな蓄積として生かされることになると考えられる。

なお、これらの復旧が図られる古墳以外にも多くの古墳が被災しているが、情報の発信が十分とは言い難く、市民に知られていないことも大きな課題である。その中では、例年実施している県内の装飾古墳一斉公開において、井寺古墳、石之室古墳、永安寺東古墳で被災状況や復旧についても情報の公開が図られたことが評価される。

【参考文献】

- 1) 第20回九州前方後円墳研究会実行委員会『平成28年熊本地震による被災古墳の現状と課題』2016.6.17
- 2) 文化庁・熊本県教育庁『平成28年熊本地震による古墳の被災状況について』2017.8.31

3. 歴史的文化遺産の活用とまちづくり

3.1 熊本市新町・古町地区

城下町新町古町の特性

加藤清正が建造した城下町の町割（まちわり）は、幾多の災害や戦災を経ても現代の生活空間として脈々と生き続けている。氾濫を繰り返し蛇行していた白川の流路を変え、坪井川を内堀、白川を外堀として熊本城と城下町が建造された。時代を経て明治 10 年の西南戦争の戦火で、新町古町のほぼ全域が灰燼に帰す。その後の戦災復興とともに江戸時代の侍町と町人町の土地利用を転換しながら「近代化」の歩みが始まるところになるが、商家にあっては、近世「町屋」の造りをそのままに踏襲して建て替えられた。さらに、県庁をはじめとする行政施設、裁判所、銀行、学校、病院等、近代化という社会の要請に応えるための諸施設が、市街地の大部分を占める町屋の中に建設される。西南戦争で焼け野原になった市街地の『町割』を温存したまま、従来の敷地割の上に新しい機能を持った建物が建設されていった。ここで、熊本城の堀である坪井川と白川が天然の川であったために埋め立てて道路に転換されることなく、むしろ、両河川が市街地のフリンジ（縁）となりながら近代都市の形成が旧城下町のエリア内で進行した。

熊本城下町の特質は、近世・江戸時代の文物と近代・明治以降の文物が現代の生活空間の中で多層なレイヤーを形成しているところにある。第一のレイヤー

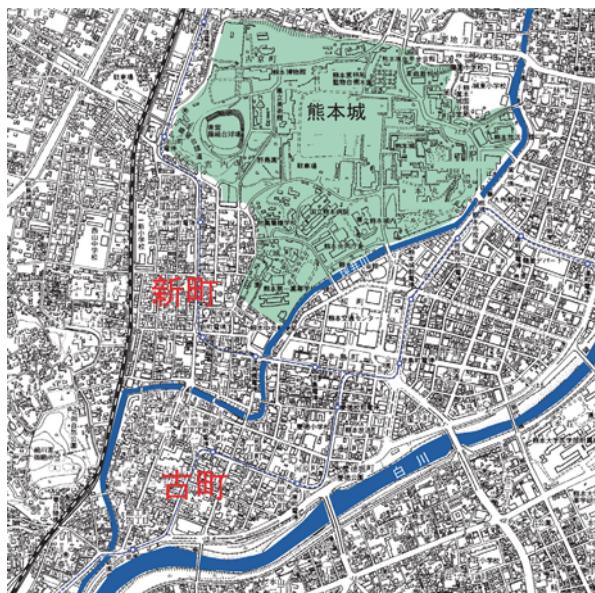
は清正によって築かれた城下町の基盤となる歴史遺構（河川、石垣、町割等）、第二のレイヤーは江戸・細川藩時代に熟成した歴史遺産（武家屋敷、町屋、工芸、祭り・芸能・食等の無形文化）、第三のレイヤーは、明治・大正・昭和の近代化遺産であり、西南戦争にまつわる史跡や鷲外、漱石をはじめとする文学史跡を含む。

熊本地震による被害と震災前後の町屋の滅失

2008 年に調査した時点で新町・古町には 447 棟の町屋が存在することを確認していた。しかし、震災 3 か月後（2016 年 7 月）に全棟調査を実施したところ、震災前の 8 年間で既に 90 棟の町屋が滅失（解体中・撤去済み 7 棟、更地 16 棟、パーキング 50 棟、マンション 5 棟、新築住宅 8 棟、コンビニ・他 4 棟）し、新町・古町の町屋は 357 棟（約 8 割）まで減少していた。この時の調査では 203 棟の町屋に貼られた応急危険度判定紙を確認し、赤判定は 91 棟（45%）、黄判定は 85 棟（42%）、緑判定は 27 棟（13%）であった。一方、城下町の風情を感じさせる町並みづくりを目的として、熊本市では 2012 年度に既存の町屋の修理・維持等に対する助成制度「認定町屋制度」を創設し、2014 年度までに 22 棟の修景を終えていた。これら 19 棟の認定町屋で応急危険度判定を確認した結果、赤判定 2 棟（10%）、黄判定 11 棟（58%）、緑判定 6 棟（32%）と、被害は前述の町屋よりも少なかった。また、助成事業以外で自主的に構造躯体、壁、基礎、屋根等の修理を施した町屋でも大きな被害を免れていた。こ



江戸時代の新町・古町地区



現在の新町・古町地区

図 3.1.1 新町古町の町割



図 3.1.2 古町の町屋（2008 年・震災前の滅失・震災後の滅失）

のように、今回の震災では改めて歴史的建造物を保存修理により健全な状態で維持することの重要性を再認識した。

震災 2 年後の 2018 年 7 月に改めて全棟調査を実施したところ、2016 年熊本地震後更に 156 棟もの町屋が焼失した（解体・更地 103 棟、パーキング 20 棟、新築住宅 10 棟、店舗・倉庫等 10 棟、建設中住宅 8 棟、建設中マンション 5 棟）ことを確認し、新町・古町の町屋は 201 棟になった。これは、2008 年の調査と比較して半数以下である。

ここで、古町で滅失した町屋を地図上にプロット（緑色：震災前に滅失、朱色：震災後に滅失）してみると、1 棟が単独で失われるよりも、隣り合う 2 棟や 3 棟の町屋が同時に滅失する事例が特に大通りで多い傾向が見られた（図 3.1.2）。また、4 棟や 5 棟の町屋が続けて滅失する場合はマンション等の大規模開発に繋がり、これは震災後に増加している印象がある。

震災からの復旧復興

復旧復興の進展にはいくつかの波がある。まず、被災直後から半年後の夏までは、応急手当の時期であった。地区全体で 10 棟ほどの完全に倒壊した家屋は 1 か月以内に撤去された。残った家屋で大規模に損壊し

た家屋は、解体するかどうか迷いながら雨漏りのする屋根にビニールシートが掛けられ、傾いた柱に筋交いを入れるなどの補強がなされた。ガレキの処理は大勢のボランティアの参加を得ながらもなかなか進まなかつた。夏休みを利用した学生ボランティア多数による文化遺産の被災調査が行われたのも 8 月であった。事業所によっては震災から 1 か月後に、ビニールシートに足場を架けた状態で安全を確かめながら営業再開する飲食店や、地区外に移転し残った町屋は解体する事業所もあった。しかし、多くの被災文化遺産の所有者は、修復して再利用するか解体するか迷いながらガレキの処理と片付けを懸命に続け、震災のあった平成 28 年（2016）の年の瀬を迎えた。

震災から 1 年後の年（平成 29 年（2017））は夏ごろになると、公費解体が軌道に乗ったこともあり地区内での解体工事がピークに達した。また、復旧の希望を持ちながら懸命に片づけをされていた被災文化遺産所有者の方も自己負担の壁に突き当たりやむなく解体されるところが続いた。一方、いち早くグループ補助金を申し込まれたところは、1 年後の春に復旧工事に着手し、その年の秋から冬にかけて工事完了、営業再開されるところも出てきた。

表 3.1.1 被災文化遺産所有者等連絡協議会参加建造物の被災・復旧状況

被災文化遺産の概要	遺産選定		震災被害		震災復旧支援制度の適用				備考
	登録文化財	景観形成建造物	応急危険度判定	罹災証明	グループ補助金	文化財補助金	※町屋補助金	WMF支援	
1 伝承菓の製造販売		○	赤	大規模半壊	○	○			復旧工事中
2 和菓子製造販売			赤	全壊	○				建替え完了
3 寝具店			赤	全壊					解体
4 伝統工芸製造展示販売			一	一					被害小
5 味噌醤油製造販売			黄	一	○				復旧工事完了
6 仏具店			赤	半壊	○				未着工
7 美術館付婦人服製造販売			黄	(証明済)	○				未着工
8 書籍販売(登録文化財)	○		緑	大規模半壊		○			復旧工事完了
9 家庭用雑貨販売			赤	全壊	○	○	○	○	復旧工事中
10 住宅 一部力フェ、ブティック		◎	赤	-		○		○	復旧工事中
11 自然食品販売、レストラン	○		赤		○			○	復旧工事完了
12 フレンチレストラン	○		赤	半壊	○			○	復旧工事完了
13 涼暖房機メーカー展示営業所	○	○	黄	-	○			○	復旧工事中
14 梢表装具材料店		○	赤	全壊					解体
15 空き店舗町屋			黄	半壊			○		復旧工事中
16 住宅、一部華道教室	○		赤	大規模半壊					解体
17 居酒屋+キャンドルハウス			緑	半壊					被害小
18 倉庫業+イベントスペース	○		緑	一部損壊		○			復旧工事中
19 茶舗			緑	-			○		復旧工事完了
20 住宅(町屋)			-	半壊					応急的には完了
21 飼料販売		○	赤	全壊	○	○			復旧工事中
22 建材等の販売営業所	○		赤		○				復旧工事中
23 ピアノ教室+スタジオ	○		赤	大規模半壊	○	○			復旧工事中
(参考)									
町屋(地元祭事の展示場)							○		復旧工事完了
伝統的下駄販売							○		復旧工事完了

◎:景観重要建造物

※4-1-7参照



写真 3.1.1 町屋の解体工事 (2017 年 5 月 / 細工町)

震災から 2 年後の年（平成 30 年（2018））は、復旧工事の着工が続く年となった。同年春から夏ごろになるとグループ補助金や文化財復旧復興事業補助金が確定し、必要な自己負担の額と復旧工事の規模の把握が可能になり、工事に着手することができるようになったからだ。同年 11 月現在、被災文化遺産所有者連絡協議会参加 23 件中 9 件が復旧工事中である。

「これからどうなるんだろう、どうしたらいいのだろう」と茫然自失して血の氣の引いた顔を見合わせていました本震翌日の日から 2 年半が過ぎた今日、地震前のような笑顔で接することは未だない。解体された方の無念さは今も残り、復旧工事を終えた方も借入金返済や営業の不安が残る。しかし、多くの復旧工事が完



写真 3.1.2 同左解体後はコインパーキングとなっている成を迎える震災から 3 年後の年 (2019 年) は一つの区切目の年になりそうである。

まちづくりの牽引役としての文化遺産の今後の役割

震災前の変化は震災によって加速される、と言われる。新町古町に震災の 10 年前には 447 棟あった町屋は震災まで年間 10 棟ほど減り続けた。それが震災後 2 年間で 150 棟ほどが一挙に解体され、地区の個性である歴史的環境は大きく後退した。しかし、震災で大きな被害を受けながらも復旧工事を終えた歴史的建造物は、地震前よりも堅牢になり、居住や営業環境は向上した。「復旧工事が完成する年に 100 歳を迎える当社の建物にプライドを持ち次の 100 年後を目指して修復に踏み切った」という被災文化遺産所有者の

お話を、文化遺産を継承する意志が震災によって加速された、と読み取れる。また、新町古町地区にある歴史的建造物 12 棟を景観条例に基づく「景観形成建造物」に選定し城下町の風情を活かしたまちづくりを推進してきた熊本市は、震災後、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」を策定中である。これにより今後、歴史まちづくりの目標を共有しながら事業が加速されると思われる。

以上のような『創造的復興』を踏まえ、新町古町のまちづくりにおける文化遺産の今後の役割を書き留める。

①生活環境の一部としての役割

新町古町の文化遺産は、文化財である前に生活を支える活きた空間である（生活文化遺産）。そのことが地域住民の「城下町を語り継ぐ」というまちづくりビジョンの共感財としての役割を發揮する。また同時に地域住民に支持されながら活用し続けることが建物の長寿命化、持続可能性を促進する。

②観光資源としての役割

近年わが国を訪れる海外からの観光客の目的は、生活環境の中で地域固有の文化を体験することに重点が置かれている。震災前から新町、古町それぞれに行われていた街案内とともに、復興した歴史的文化遺産が観光拠点としての役割を担っていくことが期待される。

③若者の定住促進と持続可能なコミュニティの維持に

果たす役割

町屋等のリノベーションは新しい居住者を呼び込



写真 3.1.4 明治 8 年に建造された橋の上のイベント
観光の場でありコミュニティ交流の場でもある

む。むしろ新しい居住者とともにリノベーションが成立する、と言っていいのかもしれない。いずれにしても若者を引き付けるためには個性ある生活空間が求められ、新町古町の復興した歴史的文化遺産の果たす役割は大きい。同様のことは地域の後継住民についても言えることであり、コミュニティの維持に果たす役割も大きい。



写真 3.1.3 「続く 100 年の為に」という標語を掲出して 旧工事中の被災文化遺産（2019 年 1 月）



写真 3.1.5 清永本店工事現場の中で行われたイベント
(2018 年 12 月)

3.2 熊本市川尻地区

熊本地震の最大激震地は益城町宮園であるが、震源中心地ではない。益城町宮園に設置された震度計は、4月14日が計測震度6.6で、4月16日が6.7であった。計測震度6.5以上が震度7であり、震度7を2回受けた地域の範囲は800m四方と非常に限定的だった。その場所の建築物は5割~7割が倒壊した。震源地は14日の地震(M6.8)が宮園の南に5kmの地点であり、16日の地震(M7.3)の震源地は宮園の南西5kmの地点である。全く違う活断層で、違う震源地なのに、最大に揺れた場所は同じなのだ。

震源地に近いことより、地盤の揺れやすさと周期が大きく影響する。同じく、北海道地震は、地下38kmと震源地は遠いのに地盤の弱い厚真町が震度7になつたことからも理解できる。

益城町宮園が震源地から北東へ5kmなら、川尻は西へ8kmの位置にある。川尻地区は5本の川が流れていて、典型的な沖積平野で地盤は弱い。表層地盤増幅率*は2.0を越える。川尻地区は、震度6弱と震度6強の地震を受け、建物被害と、液状化が多数発生した。町中にある第3観測点が18cm沈下しているし、圧密沈下と側方流動と液状化が複雑に絡み合って、あちこちの建物が20cm前後沈下している。

川尻公会堂

熊本市の各校区にはコミュニティセンターがある。川尻には瑞鷹酒造が造営し、その後熊本市に寄付した公会堂がある。住民の利用率は高く年間250日を越えていた。

H25年に耐震診断をしたら耐震性は17%しかないと、熊本市は即刻使用禁止令を出した。解体して新築のコミュニティセンターの提案もあったが、住民は使い慣れた川尻公会堂の耐震改修を望んだ。ほとんどの住民は公会堂での成人式を経験している。結婚式をした人も多く、葬式の希望者もいるという。住民の愛着度は非常に高い。

その公会堂が改修工事直前に地震を受けた。残留変形から1/15(鴨居高で12cm)揺れたと思われる。それでも200本の柱の内折れたのは1本だけだ。「石の上に乗っているだけで揺れて地震力に対抗した。現在工事進行中である。

細川米蔵

国の史跡に指定されていたが長年使用されていなかった。持ち主が市へ寄贈し、修復工事中だった。



写真 3.2.1 川尻公会堂被災時外観



写真 3.2.2 細川米蔵



写真 3.2.3 瑞鷹酒造の外観

1,030m²と現存する蔵では最大である。川のそばであり、液状化の事前調査では危険度は小であったが、20cm沈下している。沈下量が大なのか、小なのかは考え深い。

瑞鷹

川尻地区でシンボル的存在に酒造会社瑞鷹がある。70棟の建築群から構成されているが、半分の建物が被災した。又、そのうち半分が土蔵である。土蔵の建物は修復可能であるが、秋口には、酒の仕込みをしなければならないので、600m²クラスの土蔵の建物を



写真 3.2.4 瑞鷹酒造の内部フレームで耐震補強



写真 3.2.5 同じつくりなのに無被害の今村家住宅



写真 3.2.6 けん玉

4棟取り壊し、鉄骨造の新築となった。街並みの景観に貢献している道沿いの建物3棟は大規模半壊であったが、会社の理解のもと、現状修復工事となり現在工事中である。

今村家住宅

瓦が2~3枚落ちる程度で無被害に近い。他の建物と比較して特別頑強とも思えない。南北より東西の揺れが激しかったが、建物が東西に長かったのが救いだったのかもしれない。

けん玉

街並みの景観に貢献していた「けん玉」ラーメン店は改装を重ねており、1階西壁は耐震性がほとんどなかつたのに、倒壊しなかった。もし南北の揺れが激しかったら倒壊したかもしれない。家の中の被害は大きく、液状化も発生しているが、完全水平修復はあきらめ、耐震性能を上げる工事を現在進行中である。約3/4のグループ補助金制度はありがたい。

深川金物店

液状化で13cm沈下した。過去3回の増改築が繰り返され、構造は複雑で改修工事は困難とみた。それで店舗面積を半分に縮小し、新築することにした。建



写真 3.2.7 土造蔵：補助金期待の修復予定であるが、期限を迫られ解体になるかもしれない

物のイメージは、街並みに合わせることで、現在設計中である。グループ補助金の対象ではあるが、31年の3月で融資を打ち切るので、工期が早い簡単建築への変更を行政から迫られている。

土造蔵

土蔵は防火を目的に作られている。厚い土壁は地震の揺れで崩落しやすい。しかし、柱より外部の崩落した土壁部は構造的役目を果たしていない。構造躯体までは被害を受けていないので、修復は可能である。文化財基金で修復予定である。

街並み

川尻地区では100棟近くの建物が解体された。その中には古くからの川尻の町並みを形成してきた建物も数多く存在した。解体されても、昔の町並のイメージでの新築が行われれば風景は変わらないが、建築会社の営業攻勢は激しく、風景などお構いなしの設計である。屋根は軽く、軒や庇はなく、窓も小さく、街並みにそぐわないと思っていても、地震に強いと言われれば、素人の建て主はなびいてしまう。現在、40棟ぐらいが新築されたが、瓦の家は、僅か1軒である。

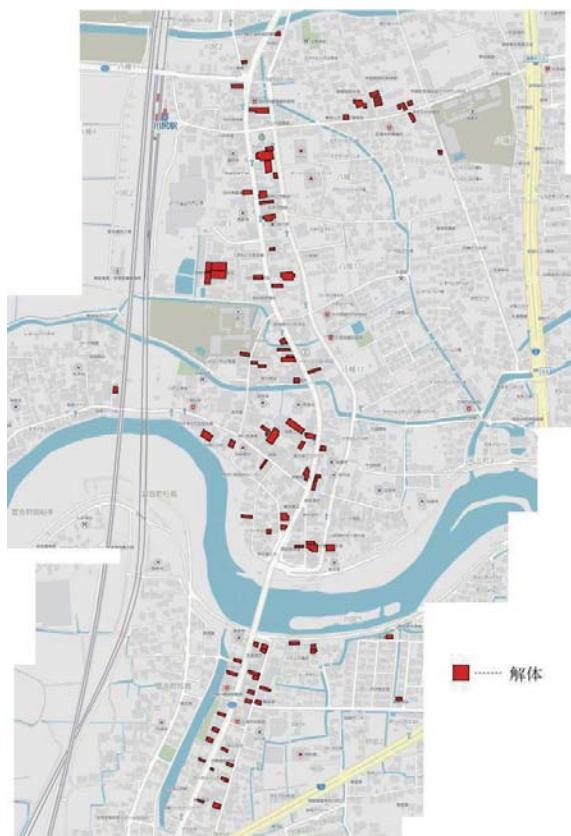


図 3.2.1 赤色は解体された建物 100軒を超える

融資制度があるのは喜ばしいが、3年以内に完了制限は、考える時間がなく町並を醜悪化させる一つの要因かもしれない。川尻町の風景は変わってしまう。若干の変貌は仕方がないが、100件もの建物が一度に無くなり、簡便住宅群化すれば、記憶まで失った

気分になる。新築する場合でも昔の面影を残してほしいと思う所である。

3.3 小川地区

はじめに

宇城市小川町は熊本県の中央部に位置する人口約13,200人（宇城市約61,000人、市HP平成22年）の小さな町である。細川時代は薩摩街道の宿場町として栄えた。当時の繁栄を偲ばせる江戸末、明治、大正、昭和初期の立派な町家や蔵が現存する。熊本地震で被災した。地元住民の方々と伝統的な町家、歴史的な街並みを残していくこうと活動した地震後約2年半の記録である。

伝統的町家の被災状況

小川町商店街は日奈久断層の上に位置しており、4月14日前震：震度6弱、15日余震：震度6強、16日本震：震度6強と6強を2度被災した。「新麹屋」の登録文化財申請のための調査をした関わりから本校学生OBと地震直後に当該商店街に入り目視による被災調査を開始した。「新麹屋」のある上町・中町を中心に江戸末から明治の町家が多く残存する。新麹屋は離れ棟（T11）の瓦が落ち雨漏り、内部の漆喰壁が崩落した。繋ぎ棟の天井が落ちたが、明治16年の主屋は殆ど被害なし。「塩屋」（M39）も瓦が落ち雨漏りが1階まで達した。また縁側の天井が落ちた（写真3.3.2）。「若城金物店」の主屋は万延2年、蔵は元治



写真 3.3.1 現在の小川町商店街



図 3.3.1 宇城市小川町の位置



写真 3.3.2 塩屋の縁側の天井が落ちる

元年、中庭の立派な塀が倒壊、建物内・外壁の漆喰壁が多数箇所崩落した。これらの江戸～明治期に建てられた立派な町家は土葺き瓦や漆喰壁の崩落は見られたものの柱や梁の構造体は殆ど損傷がなく正直驚きであった。改めて伝統構法の強さを実感した。

タイムライン - 時系列にみた震災復興の活動

地元住民と熊本高専教員、OB 学生による震災復興活動は地震後 1 年目、2 年目は三つの段階に、3 年目は二つの段階に分けることができる。

1 年目

第 1 期：被災調査と話し合いの開催等

2016 年 4 月～2016 年 6 月

被災調査、実測調査が主な活動である。その中で急遽 5 月に上町区長、磯田研究室共催で「小川町商店街のこれからを考える」を開催。地域の方々から古い木造建築に対する不安から取壊しの声が聞こえた。福岡の建築士の方々に支援をいただき、修復が十分に可能であることを伝えた。また、「この小川町商店街をこれからどうするのか？」を話し合った。そのひと月後に同共催で「住宅相談会」を開催している。

第 2 期：グループ補助金申請と住民参加の勉強会

2016 年 7 月～2016 年 10 月

町家の修復には費用が必要である。中小企業庁グループ補助の募集が 6 月から開始。窓口は熊本県、対応が早い。「小川町商店街の伝統的町屋と体験のまちづくりの会」で認定申請を提出、同年 9 月に認定。



写真 3.3.3 小川町のこれからを考える）



写真 3.3.4 建築士の方々と各町家を回り
修復のアドバイス



この申請のために修復費用の見積もりが必要。ヘリテージマネージャの建築士に加わっていただいた。見積もりにはまず的確な修復方法を決定することが求められ、簡単ではないことが明らかになった時期もある。また、この時期には新潟地震を経験した長谷川順一氏、防災の室崎先生、石川県黒島について金沢から小柳さんの講演会など、各地から専門家の先生方が小川町商店街へ来られ、地域住民参加イベントが続いた。また文化財ドクターによる調査結果を踏まえて、この小川町商店街を伝建地区にという「提言書」を 8 月に熊本大学 伊東教授、建築士会会長から宇城市長に提出した。

第 3 期：町家プロジェクト始動

2016 年 11 月～2017 年 3 月

個別の町家の具体的なプロジェクトが動き出した時期。一つは那須商店「かんまち文庫プロジェクト」、もう一つは江戸末期と思われる主屋と蔵が残るスイス時計店「おくりびとプロジェクト」。前者は被災した町家から引き取った書籍の展示と販売、後者は地元の若者を中心に解体を前に片づけを手伝った。

2 年目

第 4 期：苅萱（かるかや）会設立、街環を目指すも断念

2017 年 4 月～2017 年 6 月

地震発生から 1 年間は被災状況調査やグループ補助申請等各町家ごとの対応が中心であった。町全体の将来ビジョンを考えることが必要であり、その時期が



写真 3.3.6 輪島市黒島の修復事例の
講演



写真 3.3.7 長谷川順一氏講演



写真 3.3.8 室崎先生訪問

来ていると判断。柏原さん、平川さん等に相談して苅萱会を設立（2017年6月）。将来ビジョンとして「子供やお年寄りが安心して住めるまち」、まず商店街前の通りを「歩行者優先のみち」にすることを決める。桜の木を植えて公園のようなみちにできないか？制度として「街なみ環境整備事業」（以下街環）が使えな



図 3.3.2 かんまち文庫オープンの熊日記事



写真 3.3.9 スイス時計店_おりびとプロジェクト



写真 3.3.11 模型をつかって検討

写真 3.3.12 区長さんに話をきいてもらう

図 3.3.3 樹木によって車の減速を強いられるみちの提案

いか？「街環」について都市計画課職員に来ていただき説明を受けるが、予算がないので対応できないと。市が動かないことには可能性がない。やむなく断念する。

第5期：「歩行者優先のみち」・「歴史資料館跡地活用」の検討 2017年7月～2018年1月

苅萱会設立時に当面の活動目標として決めた「歩行者優先のみちづくり」に加えて、解体予定の「歴史資料館」の跡地活用も至急考えることとした。先進事例や模型を用いて検討する。2018年1月には小川町の区長さん7名に来ていただき「歩行者優先のみち」、「歴史資料館跡地活用計画」について話を聞いていただく。

第6期：修復工事着工と「地域文化資源活用空間創出事業（九経局）」申請 2018年1月～4月

2018年1月末に九州経済産業局が平成29年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業」を募集する情報を得、応募することを決める。主に外国人の観光客の受け入れを目的として歴史的町並みや伝統的町家の活用に対する補助制度である。申請内容は歴史資料館跡地を緑地広場として整備し、小川町商店街振興会事務局と子供たちが集える図書スペースを設置する。那須商店は民泊・カフェとして整備、綿屋は和紙などの日本の伝統的な文化を展示するギャラリー、塩屋は高齢者が使いやすいバリアフリーカフェとして整



写真 3.3.10 第1回苅萱会の様子



備する内容で申請する。提出するが一旦差し戻され、修正して2次募集に提出するが結果的に採用されず。またこの時期、2018年1月～3月にかけてグループ補助に申請していた若城金物店、長谷川邸、宮崎床屋、塩屋の修復工事が着工した。

3年目

第7期「歩行者優先のみち」・「歴史資料館跡地活用」

検討 2018年5月～2018年9月

「歩行者優先のみち」とするため、宇城警察、県宇



写真 3.3.13 第1回かるかや市

写真 3.3.14 かんまち文庫で不定期に開催されるジャズコンサート



写真 3.3.15 新麿屋（登録文化財）（明治16）



写真 3.3.16 塩屋（M39）と那須商店（右）（明治頃）



写真 3.3.17 宮崎床屋（明治頃）



写真 3.3.18 長谷川邸（明治16）

城地域振興局訪問。商店街前の道路は熊本県主要地方道。生活道路的なコミュニティ道路とするには市道と県道を入れ替え市道になれば可能性があるとの県のアドバイスを受けて宇城市へ相談に。現在、宇城市的返答待ちの状態。「歴史資料館跡地に公衆トイレを設置して公園に」という要望を宇城市に提出。宇城市は維持管理ができないので公衆トイレはつくれない、イベント時等に使うマンホールトイレ（バケツ等で水を流す）は可能と。そのようなトイレは使えないと返答。

第8期：「シャッターを開けようプロジェクト“かるかや市”の開催 2018年9月～

宇城市主催宮崎県日南市油津商店街視察に苅萱会メンバー6人で参加、木籐さんの話を聞く。視察後に油津視察の成果を小川町にどう活かすか？話し合い。

「シャッターを開けよう」と柏原さん。みな賛同する。“かるかや市”的開催を決める。昨年有志で視察した先進事例を紹介する。篠山マルシェ（丹波篠山）、丹波青垣、四つ角マーケット（熊本市錦が丘）。特に熊本市の「四つ角マーケット」を参考とする。目的は「売り買いではなくて「地域のコミュニティのため」「無理しないで、自分たちが楽しむ」を確認する。1年間に4回の開催を決めた。初回は2018年11月18日。

熊本地震で被災した町家修復の状況

グループ補助、熊本県未指定文化財補助を受けて町家の修復が進む。2018年12月の段階で、よろずや（安政2）、新麿屋（登録文化財）（M16）、塩屋（M39）、宮崎床屋（M）、長谷川邸（M16）の修復が完了した。若城金物店（万延2）、綿屋（M）は修復工事中、稗方



写真 3.3.19 若城金物店（万延2）

邸（M）は未着工である。安井蒲鉾店、よしとみ瓦店はグループ補助により前者は蒲鉾製造機械の修復、後者は土壁用の土をつくる「ドロコン」製造機械を修復した。いずれも2017年度に完了している。補助は受けていないが、那須商店はかんまち文庫に加えて、不定期であるがジャズコンサートを開催、カフェ開店の準備中である。

これからの活動について

7カ町からなる小川町商店街は熊本地震により結果的に多くの歴史的建造物が失われた（図3.3.4）。図の範囲において昭和戦前に建てられたと思われる建築はおよそ80棟。その内、約30棟、約40%が解体されている。地震により全壊したものは2、3棟と少なかったものの、殆どは公費解体によって解体された。公費



写真 3.3.20 よろずや（安政2）

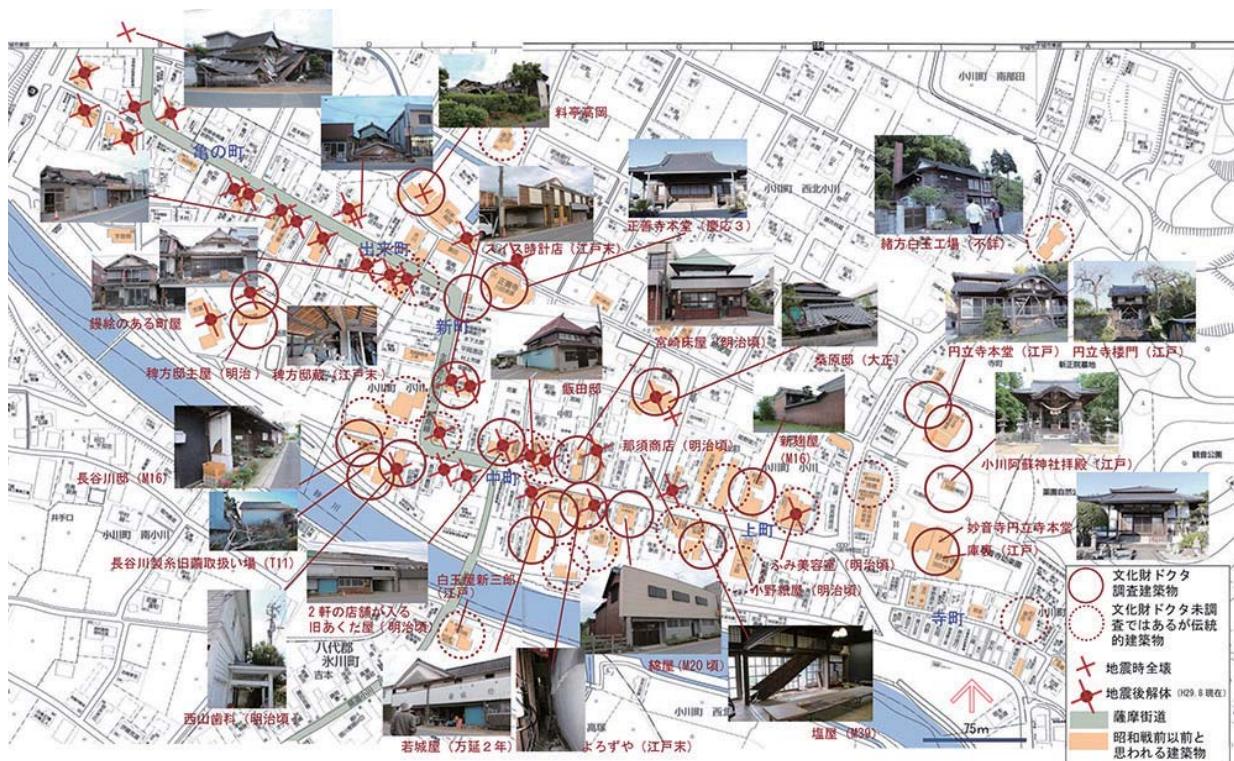


図 3.3.4 小川町商店街の伝統的な町家等の残存状況 (2018年12月)

解体は 1995 年の阪神・淡路大震災を機に創設、しかし歴史的建造物保存のためには厳しい制度となった。小川町商店街の中町・上町に赤○印の町家が集中しているが、これは文化財ドクタ - の調査対象、または未調査であるが文化財級の町家や寺社である。これらの寺社を含む文化財級の建物は地震前は約 40 棟、その内およそ 13 棟（約 30%）が解体された。これらの町家は地震時に「空家」であったものが多い。3軒の所有者の方々に保存をお願いしたが叶わなかった。公費解体は地震直後に広報され、結果的には延長されたが、当初は地震発生年の単年度事業と伝えられ、早々に申請がなされた。未指定文化財補助は翌年 2 月に発表された。未指定文化財補助がもう少し早く発表されていれば、修復を選択した町家が数軒あったのではと思う。また、空家については困難であるが、「重要な歴史的建造物」の所有者と日頃からの付き合いが重要であると痛感した。初対面の所有者に修復をお願いしても全く説得力がなかったからである。反省点として残る。修復された町家はこれから少なくとも 100 年は残り、次世代に託される。「苅萱会」、「かるかや市」を継続し、あせらずに利活用を考えていきたい。

3.4 益城町

益城町の建物被害概要

益城町は熊本市の東に隣接し、熊本市のベットタウンとして発展した人口 3 万人超の町で、阿蘇熊本空港や九州自動車道・益城熊本インターチェンジを擁する交通の要衝でもある。この町を震源とした熊本地震では、わずか 27 時間の間に震度 7 に 2 度襲われるという未曾有の体験をすることになった。前震発生から 3 日間に前震・本震と言われる震度 7 × 2 回、震度 6 強 × 2 回、震度 6 弱 × 3 回に見舞われ、町内の住家総数 10,742 棟の内、全壊 (3,026 棟)、大規模半壊 (791 棟)、半壊 (2,442 棟)、一部損壊 (4,325 棟)、合計 (10,584 棟) と実に 98.5% の住居が被害を受けたのである。

未指定・未登録文化財が次々と消えていく

町中が混沌とした状況にある中で、地震発生から二週間後となる 4 月末から、歴史講座の仲間と二人で集落の仏堂などが倒壊し雨ざらしになった木造神仏像の救済や、転倒した道祖神・地蔵など石造物の散逸防止活動を始めた。町民の大半が避難所や車中泊、庭先避難という状況の中で未指定文化財の救済活動が好意的に受け止められることもあったが、それは「今やらねば後悔する」との強い思いからのことであった。時間が経つうちに賛同する仲間も増え、依頼があれば古文書や古書籍の救済も行った。一方でその活動と並行して文化財ドクターの調査や県外から相次いで来町する専門家の建物調査の案内を行なううちに、町内の歴史的建造物の被害状況を目のあたりにしてその惨状と次々取り壊されてゆく様を見て呆然とした。

そのような時期に益城町で一番古い建物である西園寺家の引き合わせで、新潟の長谷川順一氏と出会ったことは大きな転換点となった。



写真 3.4.1 倒壊した地蔵に散逸防止のテープ張

過去の被災地に学ぶ意味

すでに熊本県内各地で被災した建物の相談を受け取り受けておられた長谷川氏から、被災した人が皆で集まる機会を持つことを提案された。地震後の悩みや不安を共有することで、次々に壊されていく動きに歯止めをかけたいと思っていた私たちはすぐさま賛同し、わずか二日間の呼び掛けで、町内外から十数人が木山に集うことになった。被災して全壊と判定されても直した事例があるということ、また時間をかけて支援制度が整備され、社寺建築や伝統的な民家の修繕に補助が出るようになった過去の実例などを知ることで、所有者から支援者まで希望と連帯意識が芽生えてきた瞬間だった。

文化財保護委員を中心に「益城の歴史遺産を守る会」結成へ

一方で町の文化財対応はたった一人の学芸員に任せられている中、震災後は震災対応の業務優先を求められ、長期間にわたるオーバーワークで心身ともに疲れているのが傍目にも判るほどであった。その支援も兼ねた活動を目的に、町の文化財保護委員を中心に「益城の歴史遺産を守る会」を発足させた。震災から 8



写真 3.4.2 蔵のレスキュー活動



写真 3.4.3 明治初期の測量機

か月を経て、仮設住宅が建ち避難所が閉鎖された翌年1月のことであった。会は町と連携する形で、それまでの活動の他、緊急の課題として解体される家から歴史的資料（古文書・古書籍・古道具など）を救済するため、町民には広報誌やチラシにより周知し連絡があれば直ぐに対応した。そして古い農機具などを被害の少なかった納屋を町で借りてもらい収容するといった、現場判断も尊重した臨機応変な対応を行った。また国・県で実施された「文化財レスキュー」では、会メンバーが地元の事情をよく知る立場から、指定も登録もされていない文化財の所在情報を提供すると同時に、九国博をはじめとする専門家や県文化課の指導でレスキュー作業を手伝う中で、多くの学びを得ることができた。13名の会メンバーのここでの経験が、現在取り組んでいるレスキュー後の手入れや史料整理にもノウハウが生かされていることは言うまでもない。

木山神宮

木山神宮は熊本地震による益城町の文化財被害を示す象徴事例として、倒壊して屋根だけとなった姿が報道でたびたび取り上げられた。被害の中心地である木山地区の氏神として室町時代からこの地に鎮座した神社の再建に、自宅被害も顧みず氏子代表らが再建に向けて話し合いを行ったが、政教分離の原則で補助金対象から外れるためその道筋をつけることは容易なことではなかった。たびたび熊本入りしていた日本イコモス国内委員会の事務局長矢野和之氏に相談したところ、「文化財指定で救済できるのではないか？」との助言をいただいた。早速益城町の教育委員会と文化財保護委員に木山神宮本殿の歴史的価値を理解してもらい、協力により「町指定重要文化財」として登録することができた。再建費用の3/4の補助が決まった木山神宮は、平成30年度中に解体・整理を行い、来年



写真 3.4.3 被災した木山神宮

度から再建に取り掛かり、2年後に完成の予定である。壊れた建物から使える部材を一つでも多く活かすための解体作業の様子は、何度か見学会が実施され、いまは現地に大切に保管されている。また子ども見学会も行われ、未来を担う子供たちへの生きた教材として活用。足場から解体中の神殿を見て説明を受け、その後昔の道具類の実物を見ながら使い方を説明、実演と見学者を大いに喜ばせることとなった。地震の歴史も含めて後世に伝えて行こうという宮司の一貫した姿勢が、地域との一体感を生み出している。

なお木山神宮のほか、皆乗寺（益城町平田）本堂、淨信寺（田原）山門も、震災を乗り越えて町の重要文化財指定となり、修復して残されることになったのは、災害後の文化財指定もありうるという、画期的な先行事例となったと言えるのではないか。

古民家について

益城町では被災した建物のうち 5,702 棟が解体された。これは、応急危険度判定と公費解体制度のマイナス面ではないかと考えられる。応急危険度判定で赤紙を貼られた家を、「この家は危険で修理をしても住めない」と判断し、雨漏り防止など十分な応急処置を



写真 3.4.4 保存が決まった古民家（震災前）



写真 3.4.5 保存が決まった古民家（震災前）

行わないため、手の施しようが無くなり解体するしかない諦められた家も多かったのではないか。また、公費解体の申し込み期限にせかされて十分検討せずに解体を決めるといった事情も理由の一つと考えられる。

文化庁の事業で「近代和風建築調査」が行なわれたのは震災の前年であった。益城町からは当時 174 棟の調査対象リストが出され第一次調査を行ったが、翌平成 28 年 4 月 14・16 日の大地震によって、リストに挙げられた住宅（主屋・蔵・納屋・門塀も 1 棟とする）164 棟のうち、7 割以上にのぼる 120 棟が解体されたことは残念であった。また神社仏閣は 10 棟のうち 4 棟が解体されている。

道路の仮復旧が進み、公費解体が始まり、次々と更地が増えしていく状況に、このままでは百数十年を経た古民家も無くなってしまうとの危機感を覚えた。「益城の歴史遺産を守る会」の活動でレスキューに入った家で所有者に建物についての考えを聞いてみると「全壊判定なので解体するしかないのでは？」「子供たちは建て替えたがいいと言っている」「手がかかる家なので迷っている」など解体したい考えの反面「先祖が建てて代々守ってきた家だからできれば残したい」「自分の代で解体したら先祖に申し訳ない」「調査に来られた先生方が壊すのはもったいないと言われた」など残したい考えもあり、迷っていることが判った。一人暮らしや高齢の所有者の家を時々訪れて話を聞き、連絡があればすぐ駆けつけるなどの対応を続けた結果、「全壊」「大規模半壊」の判定を受けた古民家の所有者数名が残そうという決断をされたのは幸いであった。また、蔵については修復費が嵩むため解体された所が多くあったが、震災後、尾道市立大学非常勤講師の渡邊義孝氏が度々来熊し蔵の調査をされました。益城町で



写真 3.4.6 保存が決まった蔵（震災前）

も3か所を調査いただき図面化して所有者に渡されました。その結果、解体に傾いていた所有者が修復保存の決断をされ、2か所が残ることになった。主屋7棟、蔵3棟、納屋1棟の歴史的建造物は熊本県が全国で初めての施策として行う未指定文化財（建物）への復興基金を使った補助事業（文化財ドクターの追加）に認定され、やっと復旧工事の目途がついたところである。

これらの古民家については、相当な補助率で修復をしても、その後の維持費など所有者の負担が大きいと考えられるため、所有者の負担を軽減し子孫に喜んで引き継いでもらうべく利活用を検討中である。

さいごに

今回の震災で、全国から寄せられた支援に感謝します。中でも現地入りして全国の被災地情報を教えて下さった方々には紙面を借りてお礼申し上げたい。日常生活が一瞬にして壊れ、生まれて初めて経験する過酷な生活環境の中で、前に進むための情報は暗闇の中の灯りのようなものであった。

今回、益城町で木山神宮や皆乗寺が保存再生の道筋がつけられ、同時にいくつかの古民家が解体されず残ったのは、こういった情報共有の賜物と考える。被災地で歴史的建造物を残すためには、平時からの学びと、文化財の存在状況の把握、そして災害時にあっては、少しでも早く残す手段や事例の情報を伝えることが大切だと思う。

3.5 大津町

大津町の被害状況

大津町は、熊本駅から23キロほど東にあり、熊本空港から程近い阿蘇外輪山の裾野に位置する町である。町内では今回の熊本地震で震度6強を記録しており、公費解体により1,541棟が解体されている（大津町教育委員会より）。

大津町内での建築学会歴史的建築総目録データベースに基づく文化財ドクターによる被災状況の第1次調査の対象は25棟、その内訳は登録文化財の岡本家住宅10棟、他住宅が9棟、森村神宮2棟、窪田阿蘇神社2棟、窪田日吉神社2棟であった。しかしながら、町の協力体制が得られず、残念ながら第2次調査の中心となる住宅系の建物は、登録文化財である岡本家住宅のみであった。その他住宅系以外では、町南部に所在する窪田阿蘇神社と窪田日吉神社がある。ともに本殿の破損は軽微であったが、拝殿は、窪田阿蘇神社は半壊、窪田日吉神社は傾斜が大きく被害は甚大であった。両建物共に補助金を活用し、2018年度には復旧を完了している。



写真 3.5.1 窪田阿蘇神社拝殿（被災後）



写真 3.5.2 窪田阿蘇神社（復旧後）

リストアップの少なさが解体を加速させる

ヘリテージマネージャーによる建物の被災調査は学会のデータベースを基に行われたが、実際はデータベースに記載のない多数の歴史的建物が被災している。またそれらの建物の多くは公費解体の後押しにより解体されたものが少なくない。

解体に歯止めがかけられなかった原因の一つは、歴史的建物のリストアップの遅れがある。江戸時代に建てられた一般庶民の住宅を主な対象として、昭和45年に民家緊急調査が県下全域で行われているが、町内では茅葺でない上層住宅は調査対象に含まれず、先行調査・研究の進んでいる武家屋敷とも一線を画す在郷武士の民家に関しては、文献あるいは基礎資料が非常に乏しい状況であった。また平成13年には県下で近代和風調査が行われているが、大津町はリストアップされている数が12棟と実状に照らし合わせると少ない。何かしら公による価値付けがあれば残すことができた建物は多かったと考えられる。

大津町の歴史的遺産について

大津町の歴史的建物の立地は国道57号線を境に北部と南部に偏在する。すなわち、かつて肥後国と豊後



写真 3.5.3 大田黒家住宅



写真 3.5.5 上田邸（被災前）

国を結ぶ旧街道沿い及びその周辺に建てられた町北部の歴史的町並みと、もう一つは町南部の白川中流域に展開された広大な農地を所有する在郷武士（在御家人）の主に細川藩政時代に建てられた住宅群である。

17世紀半ば、加藤清正は阿蘇山を源としてこの地を東西に還流する白川に「瀬田堰」を設け、「下井出」（農業用水）を整備、その後細川氏により整備された「上井手」とあわせ、大津町域は1300町歩に及ぶ一大穀倉地帯となった。以来町北部の上井手に沿って集落が形成され「塘町筋」と呼ばれ、物資集散の場所として、また参勤道（豊後街道）の宿場町として繁栄を続けた。上井手の本流や分流には、水車が往時20余輪を数え、精米、製粉、製材等の原動力として地域産業発展の基礎となった。以上の歴史を背景とし旧街道や塘町筋には、現在でも歴史的建物や土木遺産が多く残る。

一方、町南部エリアでは、「下井手」により豊かで広大な農地となった江藤家を代表とする在御家人による大型で質の高い住宅が多く建造される。例えば国の登録文化財である岡本家住宅、江藤家の親戚にあたる江藤則彦邸、近接する集落にある坂本家住宅や大田黒家住宅、松岡家住宅など、幕末期を中心に建てられた



写真 3.5.4 上井手と塘町筋



写真 3.5.6 上田邸（被災後）解体済



写真 3.5.7 武田邸（被災後）解体済

多くの建物が現存する。それらの建物の多くは入母屋造、桟瓦葺、平入で、大きな土間と、座敷部を東西に配する六間取を特徴とする。

被災状況とその後の動きについて

上井手や旧街道付近の建物の中には、建物の形式としては古い形をとどめていた武田邸や上田邸などが未調査のまま解体された。南部エリアにある江藤則彦邸は土壁の落下、柱の傾斜があり、西南隅に位置する座敷では内法長押の高さで折れている柱もみられたが、地震後比較的早い時期に修理を完了している。他に大田黒家住宅は主に壁の亀裂や障壁画の破損などが発生している。県の復興基金を活用した復旧は、町南部に集中している在御家人の家々では手続きが進んでいるが、一方で北部の旧街道沿いの歴史的建物は、復興基金の活用もなく残念ながら解体されたものが多い。また建物だけでなく、かんがい用の用水（上井手、下井手）の一部も被災し、水流が変わり水車が機能しなくなったところもある。

行政と民間との連携の必要性

解体に至るのは所有者の複雑な諸事情が関係するものの、文化財の保存活用を担う者としては、所有者に対し、「修理し残す」という正しい情報と選択肢を早い段階で示すことができれば、1棟でも多く残せた可能性があったのではないかと悔やまれる。そもそも、多くの自治体における教育委員会では、伝建地区でも抱えていない限り、歴史的建物の破損状況を把握し修理方法を検討、その概算を算出、補助金を申請する場合はその事務手続きを行うまでの流れを進めることができる人は限定される。そのため行政とヘリテージマネージャーなど民間の技術者との恒常的な連携が欠かせないが、大津町については残念ながら特にその連携が機能しなかったと言える。



写真 3.5.8 旧中村製粉水車及び石組（被災後動いていない）

歴史文化のマスター・プランの重要性

震災から2年半経過した。復旧は道半ばであるものの、歴史を活かしたまちづくりの観点では一部には明るい兆しあり。例えば大津町の上井手、下井手は、2018年「世界かんがい遺産」に登録された。町の南北に残る歴史的建物は、先にふれたように、どちらも井手の「水」の恩恵を受けて造られてきたものだ。

文化財保護法が改正され（平成31年4月施行）、文化庁は各自治体による文化財の総合的な把握や保存活用計画の策定を推奨する。町が率先して文化財についてのビジョンを示せば、文化財を残し活かしていくという機運が、高まり民間の動きを後押しすると同時に、いざまた起る災害から文化財を救うことにも役立つはずだ。まず出来ることは、町内の登録文化財を増やし、点から線、線から面へ展開していくこと、そして歴史文化基本構想などの文化財のマスター・プランを策定することである。その先に重伝統的建造物群保存地区や歴まち法の重点区域になるポテンシャルは十分あると考える。

復興の過程をまちづくりに活かすこと

江藤家住宅では年間を通じ工事の過程を地元の小学生に伝えることに取り組んでいる。先月は江藤家住宅のある下陣内地区の方々を中心に構成される「江藤家住宅まもろう会」、地元高校の建築学科の生徒、地元の小学生と現場見学と左官塗体験を実施した。建物の修理だけ成し遂げても復興ではない。復興の過程を、子供達や地域の方々の共有の記憶とすること。かれらは将来地元を支えていく大切な人材であり、地域の文化やコミュニティを繋いでいく将来の主役もある。復興の過程がそのバインドの役割の一環を担うことを願う。

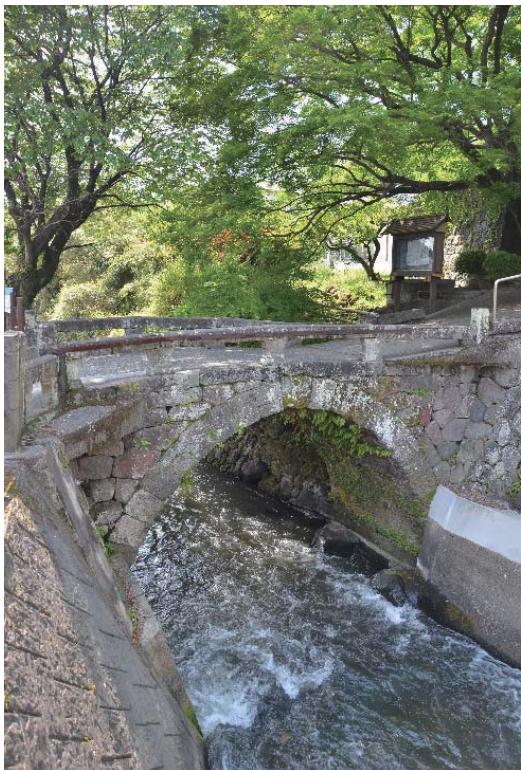


写真 3.5.9 上井手と光尊寺前の石橋



写真 3.5.10 江藤家住宅での土壁塗体験の様子

【参考文献】

- 1) 被災建造物復旧支援委員会（2017）『熊本地震被災調査建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣）報告書』
 - 2) 大津町史編纂委員会編纂室（1988）『大津町史』
 - 3) 石井清喜（1991）『熊本の家と暮らし』
- ※写真 3.5.5～3.5.8 は大津町教育委員会飯富氏撮影

3.6 西原村

西原村の被害の状況

平成 28 年 4 月 14 日に震度 6 弱、4 月 16 日に震度 7 の地震により西原村は甚大な被害を受けた。

建物被害については、全壊 512 棟（20.7%）、大規模半壊 201 棟（8.1%）、半壊 663 棟（26.8%）、一部損壊 1,097 棟と、村内 2,473 棟（住宅）の内、1,376 棟（55.6%）が全半壊と判定され、甚大な被害となつたことがわかる。

そのため、昭和 50 年代以降人口増加率で常に県内上位にあり確実な発展を遂げてきた西原村であるが、平成 28 年もの 16 日には、7,049 人を数えた人口も平成 30 年 3 月末日現在で 6,722 人と人口の流出も認められる状況にある。

公費解体について

西原村においても、震災発生直後の平成 28 年 4 月から公費解体に伴う申請の受付が開始された。実際の解体工事は 7 月から開始され、7 月の解体件数は 190 棟を数える。この内訳は公費解体 10 棟、自主解体は 180 棟にものぼる。

自主解体とは、建坪面積に応じて解体費が助成される解体であり、村の公費解体の体制が整うまでは自主解体の件数が大きく上回ることとなった。翌 8 月には 280 棟の解体の内、公費解体が 150 棟となり公費解体の実施体制が早期に整ったことがうかがえる。

西原村において建坪あたりの助成金の交付をおこなう自主解体も含めた公費解体の件数は最終的に 1770 棟におよぶ。これは、納屋や蔵なども含んだ件数である。

解体のピークは平成 29 年 3 月までであり、平成 29 年 4 月以降はその件数が激減している。

自主解体は、当初は公費解体の体制が整う以前に、所有者が素早い住宅再建を望むための手段として活用されたが、後には思い入れのある柱や梁などを新たに建てる住宅に転用したいという所有者の想いに応える制度にもなった。

公費解体では、柱や梁などの部材を保存することが難しく、自主解体という形をとり、差額経費を所有者が負担することで思い入れのある部材を保存、転用する所有者も多く見受けられた。

西原村の公費解体においても注目されるものとして、半壊判定の住宅の 20.8% が公費解体（助成を受けた自主解体も含む）により解体されたことである。

半壊判定の場合、ほとんどの住宅で復旧が可能であ

ろうが 20.8% もの所有者が解体を選択したことにはその背景があろうと思われる。半壊判定の住宅を解体した場合には住宅再建に伴う助成金等が全壊住宅と同等に取り扱いされるため、解体への意思決定が加速してしまったことがうかがえる。

村の歴史的建造物の被害と復旧

西原村の歴史的建造物として、まずは明治 6 年の建築である国登文化財「矢野家住宅本宅」と同登録文化財「矢野家住宅新宅」があげられる。「矢野家住宅本宅」は敷地内に東西方向の大きな亀裂が走り建物の甚大な被害を受けた。

現在、国、県の補助事業および復興基金の活用により復旧工事の最中であり、平成 30 年度中の復旧の見込みである。「矢野家住宅新宅」は同様の補助事業により今年度復旧工事が完了している。

なお、「矢野家住宅本宅」の蔵については、自主解体により、手バラシにより解体されている。ほぼ全ての部材を手作業で分解し図面を取りながら解体されており、将来に再建が可能な状態にある。しかしながら補助対象とはいえ、所有者の負担が大きく再建可能なこの蔵をどのような手法で再建させるのか大きな課題であり英知の集結が望まれる。

西原村において個人住宅としての歴史的建造物として西原村布田地区の「片岡家住宅」も見逃せない。近世末の建築と考えられるが現在未指定の文化財である。

国登録文化財の候補としての復旧を目指しており、各方面（県内外の研究者等）からの支援も受けており、早期の復旧が望まれている。

また、公費解体により消滅した建造物についても触れておきたい。

西原村鳥子地区に所在する「曾我家住宅」は明治初期の豪農の住宅であったが平成 29 年 9 月に解体となつた。復旧に向けて協議もされたが、元から空き家であったことなどからその保存は難しく、結果として解体となつた。

なお、この住宅の襖については西原村教育委員会にて保管し、現在、有志により襖の下張り紙に用いられている大量の近世近代の文書の調査をおこなっている。

国登録文化財「矢野家住宅本宅」をはじめ、歴史ある建造物の解体か復旧かの選択において、村役場の公費解体担当課には最大限のご協力をいただいた。

復興基金事業の詳細定まらないなか、公費解体の申請期限や解体実施の波が押し寄せた。当局には万一に

備え、歴史的建造物の公費解体の申請を受け付けていただぐ一方で、その解体順番は一番最後に割り当てるなどを約束いただき、復興基金事業メニューを吟味した後に申請の取り下げや、部材を保存しながらの自主解体の申請に切り替えるなどの再協議をするというご配慮をいただいた。

個人住宅以外の歴史的建造物として、八王社（享保 20 年建立）、小森神社（明和 8 年）、鳥子神社が挙げられる。いずれも未指定文化財であるが、いずれも貴重であり、地域住民からは、将来への継承が強く望まれている。現在のところ明確な復旧への道筋はついていない。

村内神社の復旧に向けて

西原村教育委員会においては先に述べたとおり、村内の歴史的建造物について指定文化財への指定について文化財保護委員会に諮問がなされ現在文化財保護委員会により答申に向けての調査がなされている。

八王社については、地元住民により八王社再生委員会（内田敏則委員長）が結成され、現地学習会や復旧に向けての会議が定期に開かれている。各集落の区長、地元村議会議員、集落の代表者や、建築士、文化財保護委員などが終結し復旧に向けての建設的議論の最中である。

小森神社についても、宮総代（山田政晴氏）を中心とした氏子である 8 集落の区長や各種役員により検討会が組織されている。両団体は、村当局および議会に神社の指定文化財への指定を求める陳情書を提出しており、これを受け西原村教育委員会では、両神社を含め村内の歴史的建造物の文化財指定に関する諮問を村文化財保護委員会におこなっており、現在文化財保護委員会において答申の作成に向け活動が行われている。

また、平成 30 年 4 月には西原村歴史的建造物保全有志の会が発足し、近隣自治体の同様な団体とも連携しながら、神社の一部解体された部材の保存や基礎調査、集落からの相談対応などおこなっている。また同会は観光庁とも連絡をとりながら復旧後の歴史的建造物について維持管理経費の安定のためにも観光的側面の有効性についても検討を加えている。今後の活動に期待したい。

振り返っての課題

熊本地震発生から村内の歴史的建造物の保全にかかわってきた一人として、幾つかの課題を述べていきたい。

(1) 初期対応の重要性

文化財保護担当課においても、震災発生以降は避難所運営や物資供給、災害対応等で忙殺され、初期において歴史的建造物を含む文化財の被災状況の把握や対応が困難であった。実際に筆者が文化財等の被害状況の現地確認ができたのは5月に入ってからであった。その間に「片岡家住宅」の表門と家に伝わる古文書類の一部は失われることとなった。

(2) 公費解体と歴史的建造物復興補助事業の開始時期・受付期間の不整合

西原村においては、公費解体実施のピークは平成28年7月から12月であった。熊本地震復興基金メニューが成立したのは平成28年12月の熊本県議会での出来事であり、このズレが多くの所有者を悩ますこととなったと思われる。

(3) 平素からの指定文化財の検討

地域にとって重要な歴史的建造物は震災の有無に関わらず指定文化財として指定しておくべきであった。指定文化財ではないという点で初期対応が遅れたことは否めない事実である。このことは素直な反省課題である。

(4) 今後の活用について

歴史的建造物が震災前の状態に戻った後、どのように活用していくか、また個人住宅の場合、次の世代に継承可能になるよう持続可能な経済状況を構築していく必要があると思われる。例えば古民家であれば「農家民宿」「農家カフェ」など観光的側面との融合についても課題といえよう。

(5) 復旧の予算について

先に説明した神社の復旧予算については、参考となる例であるので簡単にふれておきたい。文化財指定に伴い、総工費の半額が市町村単独の補助金として交付される見込みである。この市町村単独の指定文化財補助金を交付した場合には、交付した金額の8割が市町村に国から特別交付税交付金として交付されるため、市町村には負担が少なくなるよう措置されている。

ただし、指定文化財の指定範囲以外である鳥居や参道等の復旧には交付されない見通しである。この補助金に加え、熊本地震復興基金を活用し、総工費の4分の1の金額を補助金交付申請する予定である。

八王社再生委員会では、氏子ひとりあたりの負担額をさらに軽減するため、一般寄付を募っており、またクラウドファンディングの準備も進めている。

3.7 通潤橋

熊本県上益城郡山都町矢部にある通潤橋は、矢部手永の惣庄屋布田保之助の指揮により、嘉永7年(1854)完成した、通潤用水の一部を成す石造の通水橋であり、昭和35年(1960)に国の重要文化財に指定されている。橋長は約78m、幅員は約6.3m、高さは約20m、アーチ支間は約28m。通潤橋を流れる水が潤す、「通潤用水と白糸台地の棚田景観」が平成16年(2008)国の重要文化的景観に選定された。

山都町内の地震の状況

- ・前震 平成28年4月14日21時26分 震度5強
- ・本震 平成28年4月16日1時25分 震度6弱
(余震は、4月14日から4月17日17時53分までに、震度1以上、190回)

通潤橋の被害及び応急処置

- (1) 前震時 [確認日時] 4月15日(金)午前8時頃
[被害] 多数の漏水と橋上の被覆土に数箇所の亀裂(幅1cm以下)を確認。橋本体、通水管の石材に対する破損等については、現状未確認。
[応急処置] 漏水が確認されたため、取入口から通潤橋への通水を停止した。
- (2) 本震時 [確認日時] 4月16日(土)午前7時30分頃



写真3.7.1 4月16日朝 漏水の状況（山都町教育委員会）



写真3.7.2 4月20日昼 袖壁のはらみ出し（田中）



写真 3.7.3 通潤橋の一部崩落（山都町教育委員会）平成 30 年 5 月 7 日昼撮影

〔被害〕 15日に確認した被害が悪化。漏水がさらに甚だしくなり、漆喰が上に浮き上がっている箇所を複数確認。通水管の多くの部分で、漆喰の破損がある可能性が高い。被覆土の亀裂が大きくなり、箇所数も増加していた。大きいところで、幅1~2cm程度。亀裂の深さは、深いところで約30cm。余震等により手摺石（橋上の縁石）落下の危険性有り。橋本体、通水管の石材に対する破損等については、現状未確認。

〔応急処置〕 吹上口に溜められている水が橋へ逆流している可能性があったため、余水吐より排水。亀裂部位に雨水等が浸入することを防ぐため、16日午後に、亀裂部位の上にブルーシートを覆う処置を実施。

関連施設の被害

- ・通潤用水上井手（ソロバン滝・ヒューム管取入口付近）の土砂崩れ
- ・ソロバン滝の漏水
- ・ヒューム管（出口付近）の管の接合部の剥がれ
- ・布田神社の石造物（大部分）、本殿の瓦の落下・屋根の歪み

以上、山都町教育委員会『平成28年4月14日・16日発生熊本地震による通潤橋への影響（平成28年4月17日作成）』より

平成30年5月の崩落

平成30年5月7日の正午過ぎ、未明から降り続いた雨の中、通潤橋の一部が崩落しました。幅約10m、縁石から5段目までが崩落し、平成28年の熊本地震の影響で積み直した部分も一部崩落してしまいました。平成28年の熊本地震の影響や、雨水の影響が考えられる、とのこと。今後、崩落の原因、復旧方針の検討など、しばらくは現場検証が続きます、見た目には熊本地震で受けた傷も癒え、復活の放水を楽しみにしていた山都町の皆さんや熊本の皆さんにとっては辛い現状が続きます。

写真 3.7.4 通潤橋修復展望施設
(田中尚人 2017.6.12 撮影)写真 3.7.5 通潤山荘の駐車場に並べられた 94 個の石
(田中尚人 2018.8.20 撮影)

建造から160年もの間一度も壊れたことのない建造物が一部とはいえ壊したことに対して、私たちはもっと真摯に向き合うべきだと自戒をこめて、この場に記しておきたい。文化財担当者はもちろんのこと、いま山都町では、通潤橋の復旧、地域の復興に地域住民、行政一体となって取り組んでいる。

熊本地震からの復旧の際にも、写真3.7.4のように通潤橋の積み直しが、子ども達にも見学してもらえるよう工夫をこらした仮設の展望施設が設けられた。ま

た、今回の崩落で、落下した袖石垣の石は94個あり、川のなかに落ちた石も含めて、全て回収され通潤山荘の駐車場に写真3.7.5のように展示された。落下しても割れる石もほとんどなく、硬い石が通潤橋に使用されていたことが分かった。

壊れてしまったことは仕方がない。これまで見ることのできなかった内部の構造など、この機会にしっかり調査を行い、次の災害に備えたり、他の地域の文化財保全に役立つ知見を得たりして、地域の方々と一緒に文化財を保全していく社会をつくることが、今私たちに求められている次世代に向けての文化財保全ではないかと考える。

4. 復旧に向けた支援制度、支援活動

4.1 災害復旧対策の諸制度

被災した歴史的建造物は、被災建造物全般に対する災害復旧対策と並行して、歴史的建造物としての支援を受けていくことになる。建造物の所有者、使用者、支援者自身も被災者である場合が多く、先立つものは生活再建である。まずは、建造物全般に対する災害復旧対策の諸制度について概観する。

4.1.1 応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、余震などによる被災建築物の倒壊、部材の落下などから生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るために、建築物の被害の状況を応急的に調査し、居住者や付近を通行する歩行者等に対して建築物の危険性について情報提供をするものである。応急危険度判定の実施本部は各市町村となる。応急危険度判定は、家屋の被害程度（全壊・半壊等）を表す罹災証明のためのものではないことに留意が必要である。

熊本市では4月16日より判定を開始し、4月19日に県の支援本部に判定士派遣の要請を実施。緊急性の高い地域として、4月23日から27日まで、新町古町を含む旧市街地の一部地域と東区の震源に近い地域、4月29日から5月1日まで南区城南町の一部地域で約23400棟の悉皆調査が行われた。その他の地域は、要望に応じて対応し約8,300棟が調査され、市全体でのべ約3,000人（うち2,600人以上が県外支援）が判定にあたった。

表 4.1.1.1 市町村別応急危険度判定件数
(熊本県建築課提供資料をもとに作成)

	判定件数	調査済み	要注意	危険
熊本市	30,487	14,126	10,514	5,847
益城町	9,769	3,006	2,957	3,806
西原村	2,703	610	725	1,368
御船町	1,426	311	480	635
菊陽町	152	38	67	47
宇土市	1,265	506	531	228
南阿蘇村	2,128	550	564	1,014
南小国町	219	153	50	16
山都町	65	12	33	20
阿蘇市	1,725	863	519	343
菊池市	593	196	197	200
甲佐町	1,543	465	545	533
宇城市	2,099	1,006	606	487
美里町	294	50	201	43
大津町	891	181	321	389
高森町	26	22	3	1
嘉島町	2,115	731	682	702
氷川町	70	7	34	29
合計	57,570	22,833	19,029	15,708

被害が甚大だった益城町では大半の地域で悉皆調査が行われた。県全体では約6,700人（うち5,600人以上が県外支援）が判定に従事している。

判定業務にあたって、判定の役割について市民への十分な周知がなされず、赤紙が貼られていると「その建物には一切立ち入れず財産価値がなくなる」「判定が終わらない建物にはボランティアを派遣しない」など情報が錯綜し現場が混乱した。「被災した建物が住めるか、恒久的に利用できるかといったものを判定するものではなく、外觀から二次災害を防止する目的での判定を行ったに過ぎない」とこのアナウンスに苦慮したと振り返られている。判定用紙のわかりやすさや、備考欄での説明、被災者への周知に課題を残した。

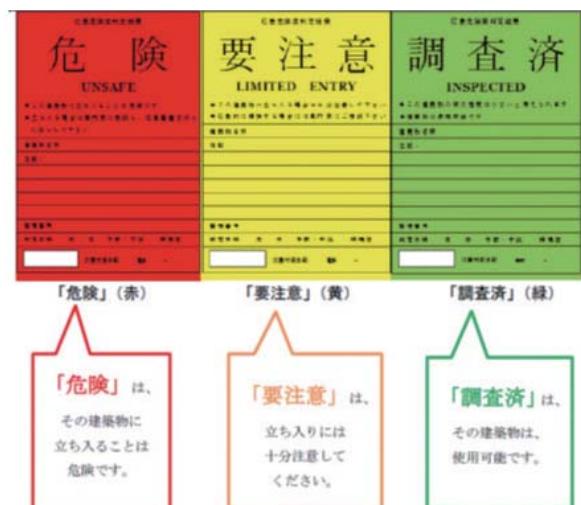
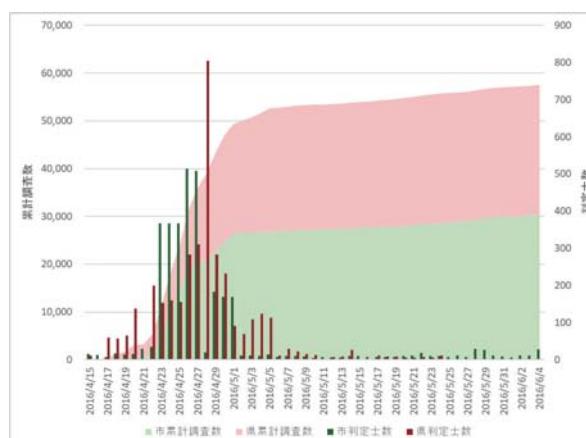


図 4.1.1.1 応急危険度判定ステッカー



4.1.2 罹災証明書の判定（家屋被害認定調査）

生活再建支援に必要な罹災証明書の発行には、家屋被害認定被害調査を受ける必要がある。住家の被害区分の判定に当たっては内閣府の下記指針に基づき調査を行い、「全壊」「大規模半壊」「半壊」、半壊に至らない「一部損壊」の4段階で判定した。言葉では「半壊」と言っても20~40%の損害、「全壊」と言っても50%以上の損害であることに留意が必要である。例えば60%の損害割合で「全壊」判定であっても、40%には被害がない。この判定区分によって、被災者は義援金や生活再建支援金の給付を受けることが可能になる。

熊本市の場合、4月15日から写真等で被害状況が確認できる場合には「一部損壊」の罹災証明書を即日発行した。半壊以上については家屋被害認定調査が必要なため、一部の区では4月22日に調査開始し、4月28日から本格的な一次調査を開始した。一次調査

表 4.1.2.1 罹災判定区分（災害に係る住家の被害認定基準運用方針より転載）

被害の程度	認定基準			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。			
大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。		
半壊			住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

表 4.1.2.2 罹災区分別罹災証明書発行件数（熊本県危機管理防災課資料をもとに作成）

区域	罹災区分別内訳				合計	区域	罹災区分別内訳				合計
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
熊本県	12,541	12,378	55,610	132,627	213,156	上益城	4,422	1,797	6,489	9,632	22,320
熊本市	5,745	8,943	38,773	82,149	135,610	益城町	3,548	1,006	2,887	4,949	12,390
玉名	26	43	233	2,108	2,410	山都町	16	44	203	520	783
鹿本	0	0	19	558	577	宇城	677	579	3,919	10,899	16,074
菊池	281	447	3,271	18,941	22,920	宇城市	539	362	2,034	5,659	8,594
大津町	127	232	1,204	3,856	5,419	美里町	19	44	240	694	997
阿蘇	1,343	498	2,300	4,485	8,606	八代	65	71	618	3,591	4,343
阿蘇市	118	96	784	1,597	2,575	芦北	0	0	7	46	53
南阿蘇村	700	187	800	1,168	2,855	球磨	0	0	0	63	63
西原村	512	201	684	1,095	2,472	天草	2	0	3	175	180

平成30年10月12日現在。網掛けは地域振興局単位での合計件数。

の結果に不服のある場合に実施する二次調査は5月25日から開始し、それでも不服の場合には、三次、四次…と調査が繰り返される。

二次調査以降、熊本市が独自の調査票を使用し、県等への報告を行わなかったため、調査結果に不公平が生じるとの疑義があがった。県が9月16日に開催した熊本地震住家被害二次調査に関する市町村調整会議において内閣府指針に沿っている旨の説明を行った。

罹災証明書の発行は、震災から2年半が経過した平成30年10月14日時点でも継続して行われている状況にある。同月12日時点の住家被害に伴う罹災証明書の県全体の発行件数は213,156件で、全壊が12,541件、大規模半壊が12,378件、半壊が55,610件などとなっている。次項に示すように、被害の大きな判定ほど支援金も充実するため、全体のおよそ4分の1が二次調査まで実施している。三次以降の再調査を申請した割合は少ない。

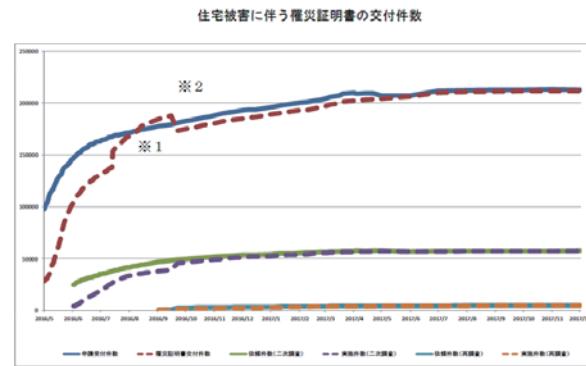


図 4.1.2.1 罹災証明書の交付件数（熊本県4か月以降検証報告書より転載）

表 4.1.2.3 罹災証明判定区分による義援金配分額の差異（熊本市震災記録誌より転載）

被害区分	熊本市震災記録誌による義援金配分額					
	1次	2次	3次	4次	4次配分までの合計額	
人的被害	(1) 死亡者	22万円	60万円	20万円	なし	102万円
	(2) 重傷者	2.2万円	6万円	2万円	なし	10.2万円
住家被害	(3) 全壊	22万円	60万円	なし	なし	82万円
	(4) 大規模半壊	11万円	30万円	なし	なし	41万円
	(5) 半壊	11万円	30万円	なし	なし	41万円
	(6) 一部損壊 (修理100万円以上)	なし	なし	10万円	なし	10万円
	(7) 一部損壊 (非課税)	なし	なし	なし	3万円	3万円
	(8) 一部損壊 (ひとり親)	なし	なし	なし	3万円	3万円

表 4.1.2.4 生活再建支援（熊本市被災者支援制度ハンドブック第 12 版より転載）

■支給額

支援金の支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となります。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分	①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
		建設・購入	補修	
複数員世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
単身世帯	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	50万円
			補修	50万円
	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	37.5万円
			補修	37.5万円

※加算支援金（賃貸）は、公営住宅、民間借上げ住宅（みなし仮設住宅）、仮設住宅への入居は対象となりません。

※一度、基礎支援金の「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむをえない事由により解体した場合は全壊世帯相当の扱いとなるため、差額の申請を行うことができます。

※加算支援金について、「賃貸」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は差額の申請を行うことができます。

（「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請（差額申請）は原則できません。）

※ 支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

4.1.3 応急修理制度

応急修理制度は、災害救助法第 4 条第 1 項第 6 号に基づき、災害のため住居が半壊以上の被害を受け、そのままでは居住できない場合に、応急的に修理すれば居住可能かつ資力が乏しい者を対象に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度である。1 世帯当たりの修理費用の限度額は 576,000 円。仮設住宅に入居すると、この支援は受けられない。

熊本市では 4 月 28 日より各区に窓口を設置し受付開始。住宅の応急修理は災害発生の日から一か月以内に完了することとされていたが、罹災証明書の発行の遅れが影響して、12 月 13 日の工事完了を条件としていた。そのため、7 月から 9 月に受付件数がピークを迎えた。9 月 27 日に申込期限が平成 29 年 4 月 13 日に延長されることになった。平成 30 年 12 月末現在、平成 31 年 3 月 13 日が工事完了期限となっている。応急修理は、災害により受けた被害等を補償するものではなく、避難所等への避難を要しなくすること目的としているため、避難所の閉鎖を基準に設定すべきだったとの見解がある。

半壊世帯については、住宅再建費用を応急修理に頼らざるを得ない状況にあり、後述の公費解体を行えば全壊判定と同等の支援を受けられるようになるため、半壊判定を受けた世帯主が公費解体を選好する要因にもなったと考えられる。現行法での、救助のための応急修理と復旧工事にかかる生活津再建支援制度の方については見直しが必要であろう。

4.1.4 公費解体・自費解体

被災家屋等の解体・撤去の制度は、申請により自治体が解体業者と契約を結び解体及び撤去を行う「公費解体」と、各自で解体及び撤去を行い公費により費用を償還する「自費解体」からなる。公費解体、自費解体への理解が及ばず、同時に申し込んでいたために現場で双方の業者が鉢合わせしたり、着工までに家財の整理が完了していなかったりするなど、混乱した事例も散見された。解体時期を早めたいという理由や、部材の一部を保存できるなどの自由度の高さから自費解体を選んだ被災者も多かった。

平成 28 年 5 月 3 日、丸川環境大臣が熊本入りし、環境省事務連絡「平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について」において、国庫補助の要件が「全壊」から「半壊以上」に拡充された。大規模半壊、半壊などの判定を受けた世帯でも解体することによって「全壊世帯」として扱われるようになるため、大規模半壊、半壊家屋の公費解体が促進される結果となったとの指摘がある。解体・新築に相当する費用を修復費用にあてれば、どれだけの建造物がその場にありつづけることが出来たであろうか。

熊本市では、平成 29 年 12 月を公費解体の申し込み期限としたため、修復するか解体するかで悩んでいた所有者の決断が迫られた。平成 30 年 3 月末までの約 2 年間に県全体で 35,676 件の申請に対し 35,639 件が公費解体された。平成 30 年 12 月 28 日、熊本県は公費解体・災害廃棄物処理作業の完了を発表した。

半壊以上の建造物に公費解体が適用されることになったのは、阪神・淡路大震災、東日本大震災に続く 3 例目である。建物修復支援ネットワークを主宰する長谷川順一氏は、「1995 年阪神・淡路大震災、2004 年中越地震で公費解体が実施された川口町の教訓として、2007 年の能登半島地震や中越沖地震では修復可能な建造物の解体を促し地域を空洞化させる公費解体には慎重な姿勢があった。津波により壊滅的な被害を受けた 2011 年の東日本大震災で公費解体制度が復活し、2016 年の熊本地震でもかつての教訓は活かされなかつた。」と振り返る。益城町では、公費解体された 3,699 棟のうち 1 割を超える 416 棟が半壊判定だった。

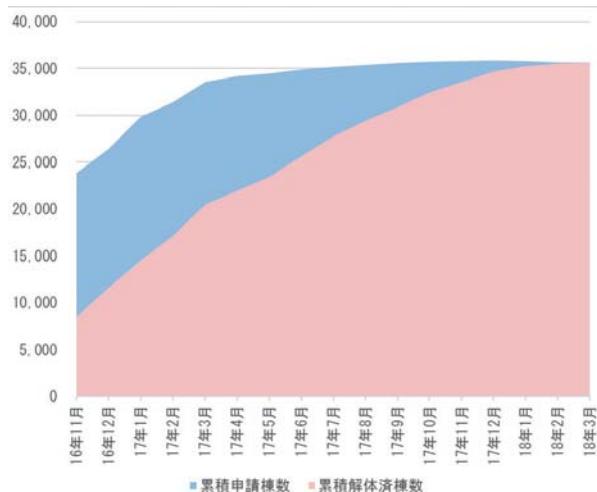


図 4.1.4.1 公費解体申請件数、解体済棟数の推移
(熊本県循環社会推進課資料をもとに作成)

表 4.1.4.1 (平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録より転載)

	全壊	大規模半壊	半壊	その他	計
公費解体	2,330	331	416	622	3,699
自費解体	1,590	152	150	111	2,003
全体	3,920	483	566	733	5,702

4.1.5 被災宅地復旧支援（復興基金）制度

熊本地震では液状化現象が広範囲に発生し、沈下により住宅が傾斜する被害や宅地と道路との段差が生じる被害などが生じた。このような熊本地震で被災し、公共事業の対象とならない宅地について、復旧工事等に要する経費の一部を支援する制度が、復興基金により設けられた。工事費 1000 万円を上限に、工事費から 50 万円を控除した額に対して 3 分の 2 を乗じた額が支給される。

4.1.6 地域コミュニティ施設等再建支援（復興基金）制度

熊本地震では地域・集落において地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設が被災した。このような専ら地域の住民が利用し、専ら地域の住民が交代で維持管理し、祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続する等の条件を満たし、市町村が必要と判断した施設の復旧費を、1000 万円を上限に半額補助する制度が設けられた。宗教法人が運営する神社仏閣では、政教分離の観点から公的支援が受けられないが、地域住民で守り伝えられている神社に対してはこの制度が適用される事例があった。

4.1.7 熊本市町並み復旧保存支援事業

熊本市町並み復旧保存支援事業は、復興基金地域配分を財源に、平成30年1月22日に受付が開始された。新町・古町地区、川尻地区において、平成28年熊本地震により被災した町屋などの伝統的様式建造物（昭和25年以前に伝統工法で建てられた木造の建造物）の復旧に要する費用を補助するもので、被災文化財等補助金、グループ補助金の交付を受けなかった建造物の救済を企図したものである。1500万円を上限とした半額補助で、対象工事に対して他の補助金等（例えば応急修理制度）が利用されている場合には交付額から控除される。復旧工事后に町並みガイドラインに沿った外観を有することが条件となっている。

表 4.1.7.1 熊本市町並み復旧保存支援事業における対象工事の例

対象工事例	<ul style="list-style-type: none"> ○町並みガイドラインに即した保存、修景工事 ○以下に掲げる復旧工事 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁、基礎等の補修 ・柱、梁、壁等の構造部材の補修、取替又は補強 ・傾いた柱の家起こし ・ドア、窓、格子の補修 ・門、塀、建築物と一体の屋外広告物（道路に面するものに限る。） ・内装（間仕切壁、壁紙、天井の仕上、ふすま、障子、畳等）の補修 ・上下水道、電気、ガス等の配管・配線の補修
-------	---

4.1.8 地震保険

地震保険には建物保険と家財保険がある。共に火災保険とセットで地震だけの加入はできない。地震の補償金額は火災保険保障金の半額である。火災保険金2,000万円の場合を例に示す。地震保険は1,000万円が上限となる。被災率が1~19%までが「一部損壊」で保険金の5%（50万円）が支給される。20~29%までが「半壊」となり、保険金の30%（300万円）が支給される。同様に「大規模半壊」が60%（600万円）、「全壊」が100%（1,000万円）となる。火災保険金と違い、地震保険金は建物金額の半額が保険金で、被災率が50%も100%も「全壊」扱いとなる。

保険会社の罹災区分は内閣府の罹災区分マニュアルを使っているが、審査は保険会社独自に行われ、公的罹災判定より、少々甘いようだ。また、保険金支払いも保険会社により若干の差があるので表4.1.8.1の通りではない。

別に家財保険があるが、家財の価値判定が困難なので、高めの判定を出している。判定に不満ありの声は聞こえてこない。

公的罹災区分判定と保険会社の判定は同じ内閣府のマニュアルを使っているが、人の差により判定区分が違うという問題が発生している。保険会社の方が柔軟な対応をしているので、罹災区分の違いでトラブルは発生していない。

「全壊」判定でも、罹災率が50%の家は、2,000万円の家が、半分の1,000万円の保険金があり、別に生活再建支援等があるので、完全修復した家が多い。

日本国では、個人の財産は個人が守るという原則である。よって、火災保険の加入率は高いが、地震被害を稀に起きると思い、地震保険加入率は低い。

建築における耐震構造計算をする場合、「地域係数」というのがあり、地震発生を予測して1.0、0.9、0.8、0.7と区分している。ここ数年の大地震は皮肉にも、新潟、兵庫、福岡、鳥取、熊本、と「地域係数」の低い地域に起きている。数百年の過去の発生率からみるとどう。数千年単位で見れば、日本全土地震発生は万遍なく、どこでも起きると見たがよいだろう。

表 4.1.8.1 地震保険の保険金支給

罹災区分	一部損壊	半壊	大規模半壊・	全壊
被災率	1~19%	20~39%	40%~49%	50%以上
地震保険	保険金の5%	保険金の30%	保険金の60%	保険金100%

地震保険は、保険金掛金料率の適用には「等地区分」を利用している。地域係数に似ているが微妙に違う。

建築基準法の「安全限界」は地震被害が無いということではなく、倒壊を免れるという意味なので震度6を受ければ必ず被害は発生する。地震は注意のしようがないので、ある意味では、火災発生率より高いといえよう。

地震はどこにでも起きると考え、地震対策の1番は、地震保険に加入することと思う。

■等地区分

地震発生リスクなどは地理により異なります。このため、下図のように全国を3つの地域に区分することで、こうした違いを保険料率に反映させています。

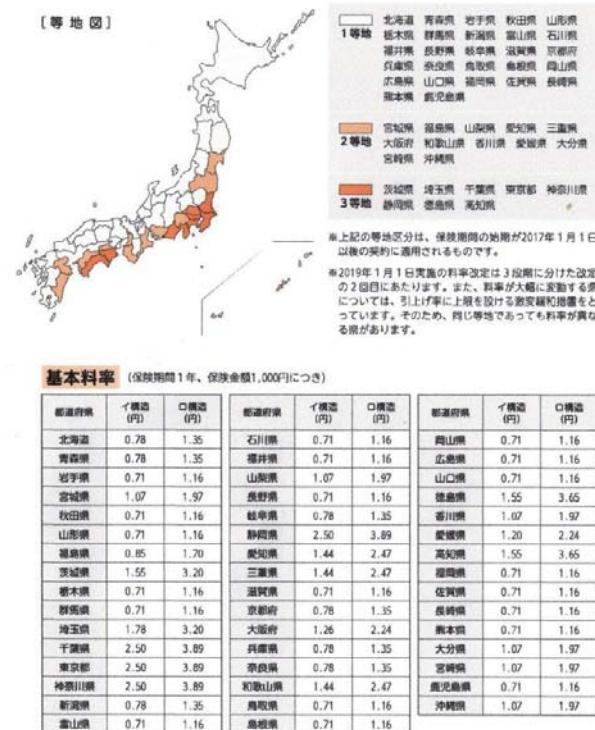


図 4.1.8.2 地震保険等級区分 (損害保険料率算定機構より)

4.2 グループ補助金による文化財の救済

グループ認定と交付申請

グループ補助金は、国と県が大震災を受けた中小企業の施設、設備の復旧費用の最大4分の3を補助する制度で、東日本大震災で創設され、平成28年熊本地震でも導入された。私有財産に補助金を投入するという、わが国の補助制度ではきわめてまれな制度である。そのためにまず、同業種や同地域、サプライチェーン等、何らかのグループを組み、そのグループの復旧が地域経済の好循環に資するという根拠がまず求められ、そのグループ認定を得た後の第二段階で個別事業者の交付申請手続きに移る。

熊本地震では2016年6月20日から8月26日の期間、第一次公募が行われ、新町古町では三つのグループが「商店街類型」等で応募した。その一つ『城下町立寄り処』グループの場合、以下のような経過をたどっている。

地元商業者から熊本まちなみトラスト（以下KMTと略記）に支援要請があり、KMT会員コンサルタントからの呼びかけでキックオフミーティングが7月5日にKMT復興事務所で開催された。8月17日の第7回ミーティングで申請書類がそろい、8月24日に10社でグループ認定の申請を提出した。審査の結果9月29日付で熊本県知事から代表者宛に認定証が送付されてきた。ただし、この認定は、グループの復興事業計画を認定するものであり、各事業者の施設・設備の復旧整備の内容と補助金の額をそのまま認めるものではない、という但し書きが付記されていた。そこで、その後は、10者それぞれに交付申請手続きを進め、順次補助金の交付額を確定させた。

熊本県グループ補助金 グループ認定から補助金交付までの流れ

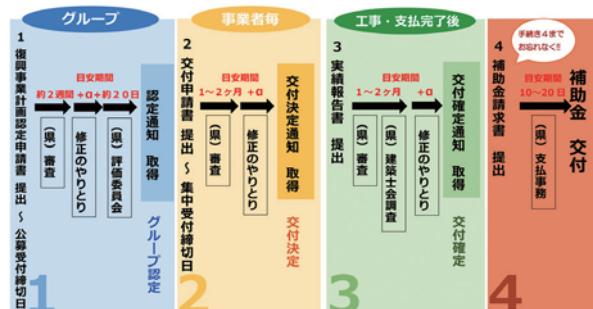


図 4.2.1 グループ補助金の流れ (熊本県 HP より)

表 4.2.1 城下町立寄り処 10 者の事業進捗状況

グループ認定	事業者	交付申請	交付決定	工事着工	工事竣工
認定申請 1608 ↓ 認定 1609	清永本店	1805	1806	1809	1909（予定）
	PSオランジュリ	1712	1801	1809	1909（予定）
	後藤商店	1701	1709	1804	1901（予定）
	黒瀬商店	1701	1708	1803	1901（予定）
	高木富士川	1701	1712	1901	1902（予定）
	魚よし	1701	1705	1802	1809
	兵庫屋	1701	1708	1807	1808
	金岡仏具店	1701	1703	1811	1902（予定）
	福富	1701	1703	（交付申請取り下げ）	
きばうの家		1808	1809	1812	1903（予定）

復旧工事の着手と工事完了

『城下町立寄り処』グループ 10 者の事業進捗は表 4.2.1 に示すとおりだが、2018 年末現在、工事完了 2 社、2018 年度完了予定 6 者、2019 年度完了予定 2 者という内訳である。

被災文化遺産の救出に果たしたグループ補助金の役割

2018 年 9 月 28 日熊本県の発表では、復興事業計画の認定を受けた 514 グループを構成する累計 4,855 の事業所に対して交付決定が行われ、その交付決定総額は 1,371 億円に上っている。先述のようにグループ補助金は被災した中小企業の事業継続のための補助制度であり、全体からすると文化遺産に適用された案件は少ない。

新町古町には、新町の吉田松花堂、しづらや、古町の塩胡椒、NH ピュアリイなど『城下町立寄り処』以外のグループで復旧工事を行った被災文化遺産がある。これらの事案も含め被災文化遺産の救出に果たしたグループ補助金の役割について記述する。

①被災者の要求する迅速性に対応

大規模災害から被災地の経済を立ち直らせる施策であるために、本震から 2か月後の 6 月に公募開始され、9 月に交付申請の受付が開始された。被災文化遺産の中でも営業再開を最優先される事業所は 1 年後の 2017 年 8 月に修復工事を完了し開業された (NH ピュアリイ、塩胡椒等)。

②「事業用施設の復旧」に限定した役割

グループ補助金は、補助対象を事業用施設に厳密に限定し、その復旧工事費の見積額の 75% を補助金として出す、という支援制度である。したがって、住宅等事業用でない部分は補助対象にならないので、そこには他の補助制度を適用する必要があった。グループ補助金の額は明らかになったがそれだけでは復旧のめどが立たず、「工費解体」も視野に入れながら、文化財支援制度が立ち上がるのを待つ期間（地震後 1 年



写真 4.2.1 魚よし開業 2018.9.1



写真 4.2.2 工事中の黒瀬商店 2018.7.12

目の年 2017 年の末) が取り壊しか保存修復かの瀬戸際の時期であった。

また、補助金の支給額は復旧工事費の見積額を基準に算定されるが、復旧のために修復するか建替えるかの選択は建物所有者に任される。そのため、被災文化遺産の中にも

修復では対応できず建替えを選択された事業所もあった（魚よし（写真 4.2.1）、お菓子のしづらや等）。

③被災文化遺産の救出に果たした役割

グループ補助金は大災害に限定的な支援策ではあるが、熊本地震で被災文化遺産の救出に果たした役割は大きく、またその経験から得られる普遍化できる知見も多い。特に、

- 1) 「解体」という選択肢から踏みとどまるための動機づけとして有効であった
 - 2) 文化遺産の持つ（利活用を含む）多様な価値に対応した補助メニューであった
 - 3) 個別案件ごとに複数の補助制度を組み合わせた多様な救済策の設計を可能にした
- という点で、今後の被災文化遺産の救済策を考える上で参考になる制度である。



写真 4.2.3 工事中の後藤商店 2018.6.22



写真 4.2.4 後藤商店火災で焼失 2018.11.16 工事は7割がた進んでいた

4.3 被災文化財等復旧復興基金による補助制度

熊本地震により熊本城や阿蘇神社などの国指定をはじめ、県・市町村指定等の文化財から未指定の文化財までの数多くの文化財が被災した。

こうした被災文化財を復旧する場合、行政が指定等した文化財に対しては、法律や条例等に基づく公的補助制度がある。しかし、民間が所有する文化財の場合、所有者の負担額が過大となり復旧が進まないことも懸念される。

また、未指定の文化財の中には指定文化財となり得る歴史的価値の高い文化財が多くあると思われるが、既存の補助制度がないことから、復旧されずそのまま遺棄されることさえ懸念される。

こうした状況を受け、県は、指定文化財の着実な復旧と歴史的価値のある未指定文化財の復旧を支援するため、民間から寄せられた寄附金を財源とした「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」や国から交付された「復興基金」を活用し、新たな補助制度（以下「新補助金」という。）を創設した。

具体的には、公的補助制度のある指定文化財の復旧及び登録有形文化財の設計監理費については、民間の所有者の負担分に対し1/2を補助し、公的補助制度がない登録有形文化財の工事費及び未指定文化財（歴史的建造物・動産文化財）に対しても民間所有者の負担分に対し最大2/3を補助するものである。

これにより、指定文化財から歴史的価値のある町屋などの歴史的建造物や彫刻や甲冑などの動産文化財に至るまでの切れ目ない支援の枠組みを整備した（次頁参照）。

(参考) 未指定文化財の取組み

歴史的建造物

県では専門家からなる「歴史的建造物検討委員会」を設置し、新補助金により復旧を補助する未指定の建造物（以下「歴史的建造物」という。）の選定や歴史的建造物の復旧方法等について専門的見地により検討を行ったうえで決定している。

この補助制度の創設時から、県内外のヘリテージマネージャー（歴史的建造物に詳しい建築士）や市町村とともに、歴史的建造物の所有者に対する個別訪問を行い、新補助金の制度周知や歴史的建造物の保存の働きかけを行った結果、保存意向を示す歴史的建造物の所有者が拡大している。

（保存意向の推移 H29.4:38件 → H30.10:130件）

動産文化財

県では、専門家からなる「動産文化財検討委員会」を設置し、文化財レスキュー事業で救出した動産文化財や市町村から申請のあった民間所有の動産文化財の中から、指定文化財となり得る歴史的価値の高い被災したものを選定し、復旧費の2/3を補助している。

なお、文化財レスキュー事業により救出した文化財を所有者に返却する前に、クリーニングや記録等の整理作業を進めており、県では、文化財の扱い方を学ぶ市民講座を開催し(平成29年度:2回 平成30年度:1回)、受講した市民から整理作業への支援を得ることで、整理作業の加速化を進めている。



通常の補助金

【指定文化財】

①国指定文化財

	国庫補助 70%~85% ※所有者の収入に応じて変動		県補助 10%		所有者 5~20%
--	-------------------------------	--	------------	--	--------------

②県指定文化財

	県補助 50%		所有者 50%
--	------------	--	------------

③市町村指定文化財

	市町村補助 50%		所有者 50%
--	--------------	--	------------

④国登録文化財(設計)

	国庫補助 70%		県補助 10%		所有者 20%
--	-------------	--	------------	--	------------

⑤国登録文化財(工事)

	所有者 100%
--	-------------

【未指定文化財】

⑥歴史的建造物

	所有者 100%
--	-------------

⑦動産文化財

	所有者 100%
--	-------------



被災文化財所有者（民間）の痛みの最小化

新補助金

【指定文化財】

①国指定文化財

	国庫補助 70%~85% ※所有者の収入に応じて変動		県補助 10%		基金 2.5~10%		所有者 2.5~10%
--	-------------------------------	--	------------	--	---------------	--	----------------

②県指定文化財

	県補助 50%		基金 25%		所有者 25%
--	------------	--	-----------	--	------------

③市町村指定文化財

	市町村補助 50%		基金 25%		所有者 25%
--	--------------	--	-----------	--	------------

④国登録文化財(設計)

	国庫補助 70%		県補助 10%		基金 10%		所有者 10%
--	-------------	--	------------	--	-----------	--	------------

⑤国登録文化財(工事)

	基金 66.6%		所有者 33.3%
--	-------------	--	--------------

【未指定文化財】

⑥歴史的建造物

	基金 50~66.6%※		所有者 33.3~50%
--	-----------------	--	-----------------

⑦動産文化財

	基金 66.6%		所有者 33.3%
--	-------------	--	--------------

※通常の補助率は1/2であるが、歴史的建造物の所有者から国登録有形文化財になることへの同意が得られた場合は2/3となっている。今後、登録有形文化財に同意された建造物の登録文化財化を進めることとしている。

図4.3.1 被災文化財の復旧に対する補助金制度

4.4 文化財ドクター

4.4.1 文化財ドクター派遣事業 (Dispatch Conservators for Historic Buildings)

事業の目的

文化庁は、熊本地震によって被害をうけた文化財建造物について、熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業（通称：文化財ドクター派遣事業）を実施した。文化財ドクター派遣事業とは、官民が協力し、未指定の文化財を含めた歴史的建造物の被害状況を調査し、復旧に向けた技術的アドバイスを行う支援事業である。

調査対象は、国が指定した国宝や重要文化財等の建造物を除く歴史的建造物で、調査地域は特に被害の大きかった熊本県、大分県内の一定以上の震度が計測された地域とした。

文化財ドクター派遣事業は2011年3月に発生した東日本大震災を契機として開始された。従来、災害時における文化財建造物の被害状況は、指定文化財を中心に所在の市町村から各都道府県教育委員会を経て文化庁へと報告される。しかし、東日本大震災は被害が広域かつ甚大で、行政レベルで文化財全体の被害を早期に把握することが困難と予想された。そこで大学の建築史研究者や、民間の歴史的建造物の専門家を被災地に派遣し、文化財建造物の被害実態を調査する新たな事業スキームを立ち上げた。具体的には文化庁から専門家が所属する日本建築学会、日本建築家協会、日本建築士会連合会、土木学会等の関連団体に協力を依頼し、官民が協力して組織的な調査を行い、被災状況の早期の把握や、復旧へ向けての技術的支援を行うこととした。

事業の経緯と組織

熊本地震も東日本大震災同様、被害が甚大で、専門家による被災調査と技術支援が必要と思われた。地震発生の6日後、4月20日には、文化庁に上記の団体の関係者が集まり対応を協議。各団体からなる被災文化財建造物復旧支援委員会を立ち上げ、建築士会連合会を事務局として熊本地震文化財ドクター派遣事業を実施することとした（図4.4.1.1）。5月19日に文化庁が事業の実施要項を策定し、6月1日に建築士会連合会と委託契約して事業に着手した。

今回の文化財ドクター派遣事業では、各県の建築士会が養成した歴史的建造物の調査や修復の技術をもつ専門家（同会では“ヘリテージ・マネージャー”と名付けている）の活躍が特筆される。とくに九州では、

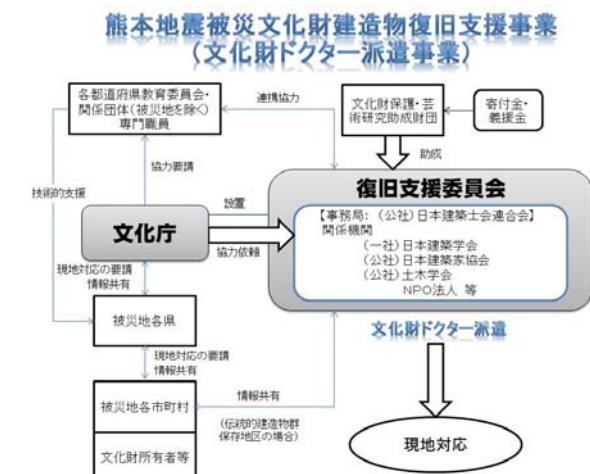


図4.4.1.1 文化財ドクター派遣事業 事業のスキーム

九州各县の建築士会のヘリテージ・マネージャーが連携し、大規模災害時の歴史的建造物の救済を想定した模擬訓練を行っていた。今回はその訓練がそのまま実地に移されることとなる。

また、調査対象は、指定、未指定を問わず、歴史的に価値がある建造物が対象となる。建築学会では、各種の調査報告書等をもとに、各地の歴史的建造物のデータベースを準備しており（“歴史的建築総目録データベース”という）、建築士会連合会、建築家協会は、災害時の有効利用を想定し、建築学会のデータベースの共同利用の協定を結んでいた。今回は、その活用第1号となった。

調査の概要

調査は、被災状況の概要を外観から判断する1次調査と、内部を含む詳細調査を実施する2次調査からなる。

まずは歴史的建築総目録データベースを用いて調査対象建造物を決定し、調査チームを割り当てた。1次調査は国登録、県市町村指定、景観重要建造物等公的な位置づけがあるものを優先し、無指定の建造物については歴史的な地区に存するものを重点調査した。また2次調査は1次調査実施の建造物のうち、当該建造物の所有者等からさらに詳細な調査依頼があったものを対象に、技術的な支援のために必要となる図面作成を含む調査を実施した。6月25日から熊本県で調査が開始され、9月12日からは大分県でも実施された。2016年度の調査は断続的に2017年3月まで続けられた。この結果、1次調査は熊本県、大分県全体でのべ3,941人を動員し、1,687件、2次調査は210人が参加し435件の調査が行われ、報告書を刊行し

た。

この調査が実施されるなか、熊本県では、未指定の建造物を含めた歴史的建造物について、被災文化財等復旧復興基金を活用して復旧支援することを決定した。まず、2016年10月に熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例が制定され、2017年4月には、それに基づき熊本地震被災文化財等復旧復興支援事業を開始することとなった。従来、復旧経費が国庫補助の対象とならない登録文化財をはじめ、未指定の歴史的建造物の復旧が、復興基金による支援の対象となったことは画期的なことである。支援は文化財ドクター派遣事業で2次調査を行ったものが対象とされた。ここに、地震発生→専門家派遣による被災調査と技術支援→復興基金による復旧という、歴史的建造物が被災した場合の復旧に向けた流れが構築できた。これが今後の災害によって被災した歴史的建造物支援の事業スキームとして広く受け継がれていくことが期待される。

同様の試みは熊本市でも実施され、2017年2月から熊本市文化財災害復旧支援金を募り、それを熊本市文化財保存修復基金に積み立て、市内にある熊本城以外の文化財建造物への支援を開始した。

2017年度以降の取組

2017年度も文化庁委託事業として文化財ドクター派遣事業を継続した。中心は、熊本県の復興基金の活用に向けて行う所有者への技術的アドバイスである。7月28日に建築士会連合会と委託契約を結び、前年に引き続き九州エリアの建築士会、建築家協会の歴史的建造物の専門家を中心に調査計画を立案し、熊本県、被災市町村の文化財担当者と連携を取りながら進められた。対象は、2次調査対象のうち、さらに支援が必要な114件、2016年度の文化財ドクター派遣事業の調査から漏れたもので市町村から改めて推薦のあった45件である。これら対象物件の所有者に専門家が個別に訪問し、基金による補助制度を周知し、現在抱える問題点の聞き取りや、保存意志の確認等を行った。また、詳細調査を実施し、文化財的な修理として行う復旧方法の提示や経費の算出等、復旧に向けた実務的な側面をトータルでサポートした。これを3次調査とする。

この結果、2018年5月現在で対象件数159件のうち、保存したいと回答したものが128件、検討中が6件、保存困難が25件と、8割が保存に前向きな意向を示した。2017年4月の調査では、3割のみが

保存したいと回答していたことから考えると、個別訪問によるフォローアップが所有者の保存への意向を飛躍的に引き出したものといえる。この間、所有者のケアをふくめた献身的なサポートを行った個々の専門家の方々に感謝したい。2018年10月現在で保存意向は131件となり、このうち基金による支援事業が採択されたものが51件、申請予定は28件、検討中は8件で、残りは、すでに修理済等の物件であった。

支援事業の採択にあたっては、県に基金活用の検討委員会を設置し、事業選定や、文化財としての復旧方法についてアドバイスを行っている(2017年10月～)。2018年度からは、専門家の関与は復旧事業の設計監理という実務に移行することから、初期活動を支援する文化庁の委託事業はいったん完了し、2017年度の報告書を刊行した。2018年度以降は、基金からの支出で活動は継続されている。

おわりに

文化財ドクター派遣事業に端を発する、復興基金を活用した未指定を含む被災文化財建造物の復旧事業は、初期の被災調査を経て実際の復旧工事のフェーズに入った。基金を活用しても残る所有者負担の問題や、経験ある専門家、職人の不足、基金の対象とならない宗教建築の救済等、課題はある。それでも東日本大震災を契機として開始された文化財ドクター派遣事業は、熊本地震により実質的な取組として進展した。この間、建築士会連合会がまとめた『被災歴史的建造物の調査・復旧方法の対応マニュアル』や、地域ブロック単位での相互支援体制等が実地に活かされる等、まさにこれまでの準備活動が成果をあげたことが特筆される。

今後も、熊本地震の復旧支援事業の推移を見守りながら、文化財ドクター派遣事業が、少しでも多くの被災した歴史的建造物の救済につながっていくことを願ってやまない。

4.4.2 文化財ドクター活動

歴史的建造物への支援の取組みは文化庁による「文化財ドクター派遣事業」（文化財ドクター派遣事業 1・2 次調査）と熊本県の「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を活用した復旧支援事業（補助金）」（文化財ドクター派遣事業 3 次調査）の 2 段階で進められている。

文化財ドクター派遣事業 1・2 次調査

文化財ドクター派遣事業とは復旧支援のために文化財建造物の専門家を派遣する国の事業。事業を担う復旧支援委員会に登録された支援員が応急措置や復旧に向けての技術的な助言を行う。発災 1 か月後から平成 29 年 3 月までに未指定であるが文化財価値が把握されている建造物 1687 件の状況把握調査（1 次調査）、その中でも緊急性が高く所有者の要請があった 435 件（2 次調査）について被害状況の詳細調査（内部調査、作図、聞き取り等）を行い、それに基づき復旧計画立案のための技術的助言を行った。



（文化庁・県・建築士会）
文化財ドクター派遣事業
(1次・2次調査)

- 期間 平成 28 年 5 月～平成 29 年 3 月
- 目的 被災状況の把握と復旧の道筋を示す。
- 内容
 - [1 次調査] H28.5～H28.8 県内外の歴史的建造物の専門家（ヘリテージマネージャー）が熊本地震が被災した歴史的建造物の被災状況を調査
 - 対象 1,687 件

- [2 次調査] H28.8～H29.3
- 更に所有者等からの要請に応じ、応急措置及び復旧に向けた技術的アドバイスを行う。
- 対象 435 件

「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興事業」

歴史的建造物への支援の取り組み (文化財ドクター派遣事業)※



歴史的価値のある建造物を保全し
後世に継承することを目指しましょう

（県・建築士会・文化庁）
復旧支援事業（補助金）
(文化財ドクター派遣事業)
3 次調査

- 期間 平成 29 年 3 月～
- 目的
 - ・被災した歴史的価値を有する建造物の復旧のための所有者負担の軽減を図り、保存意識の高揚を図る。
- 内容
 - ・平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を活用した助成金交付
 - [補助率] 1/2～(2/3※)
 - ※国登録有形文化財となることに同意した場合 2/3 となる。
 - ※今後、登録有形文化財の拡大を図る。
 - ・保存への判断材料の提示と助成金申請の支援
 - ・修理事業の指導・監督・確認



図 4.4.2 歴史的建造物の支援の取り組み

4.5 文化財レスキュー

4.5.1 文化財レスキュー制度

文化財防災ネットワーク推進事業

文化財レスキュー事業は、被災した動産文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸や盗難の被害から防ぐため、広く文化財、博物館、美術館等の機関・団体及び専門家等の協力を得て行う国（文化庁）主導の救援事業であり、1995年1月の阪神・淡路大震災後の取組を嚆矢とする。

2011年3月の東日本大震災に際しても、文化庁は発災直後から、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業」（いわゆる「文化財レスキュー事業」）を開始し、独立行政法人国立文化財機構を事務局として2012年度末までの2年間、文化財の指定・登録の有無を問わず、また、美術工芸品だけでなく、広く美術品や自然史系資料、公文書、図書等も含む被災文化財等の一時避難・応急措置を行った。

その後も、福島第一原子力発電所の事故により、福島県内の旧警戒区域をはじめこれまで立ち入ることができなかった地域において、なお多くの文化財が必要な措置がなされないまま残されていたことから、国立文化財機構が主体となって「福島県内被災文化財等救援事業（福島文化財レスキュー事業）」を実施し、福島県の支援を行った。

国立文化財機構では、このような文化財救出等の経験を踏まえ、今後、発生が予想されている南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などの大規模災害の際の文化財防災や被災文化財の救出活動を行うための体制構築が急務であるとの認識に立ち、2014年7月に非常災害時における文化財等の防災に関するネットワーク構築を目的とする「文化財防災ネットワーク推進本部」を設置した。同時に、文化庁の支援を得て関係組織・団体等から構成される「文化財防災ネットワーク推進事業」をスタートさせ、現在も継続的に活動を続けている。

熊本地震における取組

2016年4月に熊本県及び大分県を中心に相次いで発生した熊本地震発生直後の救出活動は、熊本県内の大学教員や博物館学芸員らで設立した「熊本被災史料レスキューネットワーク」のほか、熊本県立美術館、熊本市立熊本博物館、熊本県博物館ネットワークセンター（熊本県内の博物館・美術館を支援する施設）などが自主的に取り組んだ。例えば、熊本県立美術館の

場合、本震直後の4月18日に市内の寺院から国の重要文化財の仏像を搬出し、4月27日には熊本大付属小学校が所蔵していた画家の藤田嗣治の作品を搬出した。

文化庁の呼びかけによる「文化財レスキュー事業」は、同年7月から開始し、既に実施していた団体もこの事業に合流した。従来の文化財レスキュー事業と同様に、被災した所有者の要請を受けて救出が必要か判断し、文化財を安全な場所まで運搬、カビやほこりの除去、乾燥、燻蒸などの応急処置を施し、所有者に返還するまで一時保管する、という流れで事業を進めた。

作業に必要な専門家については、九州・山口の博物館や研究施設などに要請した。2016年度「文化財レスキュー事業」として救出を実施したのは28件、救出資料件数は約14,400点、派遣された人員は延べ996人に上り、2017年以降も継続中である。

熊本地震の場合、熊本県教育委員会が指定文化財候補を把握する目的で、市町村指定や未指定の文化財を1998年までにまとめていた。しかしながら、被害が広域な上に、余震が長期化し、なかなか手がつけられず、地震発生からレスキュー事業発動まで3ヶ月かかってしまったことが反省点としてあげられる。調査から約20年が経過しているながらリストの更新がなされておらず、所有者が代替わりして文化財所有を把握していなかった例や、リストになかった文化財を救出した例などもあった。

一方で、地震直後から活動した「熊本被災史料レスキューネットワーク」や熊本県立美術館などは、日頃の研究・展示活動で交流があった文化財の所有者からの情報で動いていた。また、熊本県教委は、5月中旬にリストに挙がっていた文化財3,000件について、所在や被害の有無の調査を郷土史家らに依頼したが、結果が判明するまで2週間かかっており、熊本県教委は「行政としては出遅れ感があった」と反省している。

文化財レスキュー事業開始に時間がかかったもう一つの理由は、文化財の応急処置の作業場や保管場所の確保が挙げられる。住民避難の場所が優先されたため、保管場所を見つけることが難しかったということがあり、同様の問題は東日本大震災の際も課題とされた。（現在は、博物館ネットワークセンター（宇城市）で応急処置を施し、益城町及び八代市の余裕校舎などで

保管を行っており、同センターで被災文化財等の企画展示も行っている。）また、倒壊建物の公費解体が進まなかっただため、解体が進むたびに救出すべき動産文化財が新たに見つかる例が多く、結果的にレスキュー事業が長期化したという点も指摘できる。現在は、熊本県主導による文化財レスキュー体制を整備し、救出した文化財の指定等を目指した保存処理や所有者への返還を行っている。

なお、熊本県には石室や羨道に彩色、線刻等を施した装飾古墳が数多く存在し、熊本地震によってその多くが石材の亀裂や落下、崩落等の被害を受けた。これに対し文化庁は検討委員会を設け、熊本県と共同で市町村の協力を得ながら状況調査を行った。現在、奈良文化財研究所を中心に詳細な学術調査を行い、装飾古墳の修理に向けた検討を進めている。

4.5.2 熊本における被災文化財レスキュー活動—何

を救出したか—

民間所有の古文書

周知のように、文化財には文化財保護法によって価値の高いものとして指定された文化財と、未指定の文化財がある。国や自治体の指定文化財は、行政が被害確認にあたり、国及び県の指定の場合には保存修復に公的補助が出るが、未指定にはそれらがない。所有者宅が被災すれば水損汚損を受け、置き場を失い、処分されてしまうこともある。じつは、民間所有の古文書等の動産文化財のほぼ全てが未指定であり、それらの救出が急務となったのだ。なぜ、こうした未指定文化財の救出が重要課題となるのだろうか。民間所有の古文書について指摘しておこう。

日本の近世＝江戸時代には極めて大量の文書が作成された。その作成主体は、当該社会の構造に対応して重層的に存在していた。かつて大名領国地帯であった熊本の場合、その存在形態は、およそ次のように理解されるであろう。

①大名家文書（藩庁史料）

②家老文書

③家臣家文書

④惣庄屋（地域行政）文書

⑤村民・町人（村政）文書

⑥百姓・町人（地域住民）文書

近世文書群は、日本近世社会を構成する基礎的社会組織であった身分ごとの家や、重層的に機能していた行政組織の要所で、継続的に作成・蓄積され、それぞ

れの文書群を作成した組織によって管理されてきた。熊本の場合、①は公益財団法人永青文庫が所有し熊本大学附属図書館に寄託されている「永青文庫細川家資料」約58,000点、②としては熊本大学附属図書館と八代市立博物館が管理している旧熊本藩筆頭家老松井家文書数万点がある。熊本のみならず、近世の大名家文書群は公的機関にて管理されているケースが大半である。耐震構造の貴重書庫で管理されている細川家文書や松井家文書も被災は免れた。しかし、③～⑤の文書群の大半は、現在も作成主体の系譜を引く私人によって所有され、その方の家屋や土蔵内に保管されている。

未指定の民間所有文書の「価値」は低いと思われがちだが、それは大きな間違いである。例えば、熊本地震直後の4月末にレスキューした上益城郡内のある村庄屋文書群の中には、村内の荒地開発について具体的かつ詳細な計画を立て、それに必要な夫役人の雇賃の拝借を惣庄屋に願い出た文書の控えが含まれていた。地域行政の責任者である惣庄屋（大庄屋）は、熊本藩内の地域ごとに50余名が任命され、その管轄地域を「手永」と呼んだ。手永・惣庄屋のレベルでは、こうした村々からの要求をうけて、農業基盤やインフラの整備そして災害復興にかかる政策原案が練り上げられ、惣庄屋から熊本藩庁の担当部局へと頻繁に上申された。さらにそれは藩庁部局内で検討されて藩の政策となり、手永レベルで実施された。

農業基盤整備、道や石橋の建設、災害復興といった熊本藩の主要な地域政策は、意外にも地域自治を前提としたボトムアップ型の政策形成システムによって具体化され、実現されたのであった。③惣庄屋文書と④村庄屋文書には、政策原案の自治的な形成過程等が克明に記録されている。つまり、民間所有文書群の内容を踏まえなければ、①大名家の藩政史料や②家老文書を正しく理解することなどできないのである。これら各レベルの文書群相互の関連に留意することではじめて、江戸時代の社会の総体を把握することが可能となるのだ。

このように、民間所有文書の存在は、地域の歴史の証言であるとともに、日本の近世社会を根底から捉え直すという歴史学上の大きな問題とも関わっているのである。熊本地震に際しての文化財レスキュー活動の対象とされたのは、このような民間所有文書群、そして、それらとセットで保管してきた美術工芸品や諸道具、武具などであった。

レスキュー活動の展開

次に震災直後の未指定動産文化財のレスキュー活動展開の経緯を述べておこう。

被災文化財の救出には組織的な活動が不可欠だ。それは 1995 年の阪神・淡路大震災以来の経験から予測していたことであり、熊本でも大災害が発生したら文化財レスキューの組織を立ち上げなければならないことは自覚していた。しかし、そのためのシミュレーションは研究者や学芸員それぞれの頭の中に存在するだけで、具体的な準備は何ひとつなかったのだ。

それでも 4 月 23 日、熊本の大学教員や博物館の学芸員によって「熊本被災史料レスキューネットワーク」(代表・稻葉継陽) が結成され、未指動産定文化財のレスキュー活動を開始した。次いで 7 月 13 日には、文化庁・国立文化財機構が呼びかけて九州国立博物館内に救援対策本部を置く「文化財レスキュー事業」が発動され、その時点から熊本被災史料レスキューネットワークも当該事業の中に入って活動することになった。さらに、2017 年度からは熊本県が事業を引き継ぎ、レスキュー活動を継続している。

熊本地震の特徴は、大きな余震が長期間にわたって継続したところにあったから、文化財の被災状況の把握自体が容易なことではなく、公的枠組みに基づくレスキュー活動の開始までに発災から約 3 か月間を要したのも致し方ない面がある。その間、地元の人々によるボランタリーなレスキュー活動がなされたことは、評価されてよい。

2018 年 12 月の時点でまとめた未指定動産文化財のレスキュー活動の成果は以下のとおり。レスキュー活動の対象となって救出（一時預かり）された被災動産文化財は 47 件。うち 17 件は所有者に返却済み、あるいは所有者が公的機関等への寄贈等を希望しているために返却不要となった。救出資料点数は未確定だが、古文書・美術工芸品・武具・仏像など合計 36,000 点を超えるとみられる。

4.6 民間の中間支援組織（熊本まちなみトラスト）による支援活動

熊本まちなみトラスト（以下「KMT」と略記）は、取り壊し寸前の旧第一銀行社屋（1919 年建造）の保存に成功したことを契機として 1997 年に設立され、その後近代建築の顕彰や保存活動を行ってきた。10 年ほど前からは、新町古町地区の町屋調査および町屋の活用と再生についての活動が多くなっていた。

震災から 1 年 2016 年の取組み

そのような中で平成 28 年熊本地震によって、新町古町地区の町屋と近代建築が激しく被災し、KMT は一度に多くのプロジェクトに向き合い、寄り添って支援していくことが必要となった。震災から 4 日後の 4 月 20 日、震災前から予定していた 4 月例会には、血の気の引いた顔で 6 人のメンバーが集まった。それぞれに分かる範囲で新町古町を中心とした歴史的建造物の被害状況をホワイトボードに書き出しながら、平時の対応ではない特別の活動が必要だ、という漠然とした思いに駆られた。

続く 4 月の終わりから 5 月の連休にかけて日本イコモス国内委員会の調査団が熊本県内各地の文化財の被害状況の調査を実施、5 月 12 日には緊急アピール文が出された。KMT は、この調査の新町古町地区に



写真 4.6.1 被災建造物構造相談会 2016 年 5 月



写真 4.6.2 被連協設立総会 2016 年 11 月

加わり、緊急アピール文にある「未指定建造物の救済」というコンセプトを共有しながら連携した活動を行った。6月のKMT総会での決議に基づき、7月から9月末までの3か月間、被災して使えなくなった町屋カフェを借りてKMTコアメンバーが毎日交代で常駐する現場事務所を開設した。被災した町屋の修復やグループ補助金の相談、大学の調査やボランティア団体の紹介等の具体的な作業とともに、常駐者が居ることによる安心感という面からも地域住民からの一定の評価を得た。しかし、半年を過ぎて台風の影響で被災した建物の劣化が進む一方で具体的な復旧資金の見通しが立たないことへの関係者の焦りもこのころから生まれてきた。

そのような切羽詰った状態の中で「被災文化遺産所有者等連絡協議会」が設立された。

準備会を経て2016年11月12日に設立総会を開き、「未指定文化財への支援制度」を行政に働きかけていくことが決議された。同協議会の設立と設立後の運営事務局を今日までKMTが担っている。

震災から2年目 2017年の取組み

協議会活動の成果として文化財基金を財源とする「文化財等復旧復興補助金」が熊本県の制度として創設され、震災1年後の2017年3月から施行される



写真 4.6.3 KMT (NPO 法人) 設立総会 2017 年 3 月



写真 4.6.4 WMF パートナーシップ契約発表 2017 年 8 月

ことになった。しかし、被害の大きかった2件の重要な文化遺産が過大な自己負担に耐えられず6月、7月に相次いで解体された。

KMTが大震災という緊急事態に対応して民間資金の導入や町屋再生事業へ対応するためには法人化が必要とされた。そこで、2016年末から準備に取り掛かり、2017年3月の設立総会を経て5月23日に認証を受けて、NPO法人となった。

震災直後の日本イコモス国内委員会調査団の一員として参加していたワールド・モニュメント財団(WMF)日本代表の勧めで、KMTは同財団への支援申請を進め、2017年7月にパートナーシップ契約を結び、同財団がリーディングプロジェクトと考える5件の被災文化遺産の修復工事への支援金を予約することができた。

震災から3年目 2018年の活動

同財団からの支援対象には、熊本まちなみトラストが実施する啓発イベント等も含まれており、2016年-2017年と引き続いているいくつかのイベントを開催した。

①新町古町復興イベント「おでんを食べて城下町を語り継ぐ」(1月27日)

新町古町の校区の自治協議会、熊本県、熊本市の後援、新町古町復興プロジェクトの協力を得て、KMTとWMFの主催で実施。校区のPTAへの案内を厚く行ったので親子連れを中心に200人以上の住民の方に明八橋の上で新町おでんと古町おでんを食べ比べていただき、近くの町屋で開催した「語る会」にも参加いただいた。パネル展示や子ども遊び、模擬店も出展した(写真4.6.5)。

②清永本店おかたづけワークショップ(3月24日/31日)

清永本店が解体を回避し修復工事に着手することになり、工務店はまだ決まっていなかったが、KMTの呼びかけで熊本大学、県立大学学生ボランティアも参



写真 4.6.5 明八橋で復興イベント 2018 年 1 月

4. 復旧に向けた支援制度、支援活動



写真 4.6.6 おかつづけワークショップ 2018年3月



写真 4.6.7 被連協シンポジウム 2018年4月



写真 4.6.8 清永本店寄付金贈呈式 2018年12月

加して蔵のガレキ処理やかたづけを実施した。作業が終わった後は、おでんを囲みながら神戸からの参加者によるインドネシアの震災復興報告をまじえた交流会も行われた（写真 4.6.6）。

③被災文化遺産所有者等連絡協議会総会シンポジウム（4月14日）

発災から2周年にあたる4月14日に被災文化遺産

所有者等連絡協議会の総会シンポジウムを開催した。被災文化遺産の修復工事を担当する設計者に新町古町の「デザインコード」についての解説をいただき、地域らしい景観を持続していく方法を参加者みんなで考えた（写真 4.6.7）。

④清永本店寄付金贈呈式（12月18日）

KMTが2018年4月から清永本店の修復工事費の募金活動を開始したところ、11月末で40人のかたから100万円を超す寄付金が集まったので一時募集の成果として寄付金贈呈式を行った。地域の自治協議会、熊本県・熊本市の関係課列席のもと、寄付者への感謝をこめて開催された（写真 4.6.8）。

一連の被災文化遺産の救出とそれに伴う復興支援活動に加え、地震被害はほとんどなかったが支店機能の移転に伴い社屋の存続が危ぶまれた銀行支店（昭和9年築）の保存活用に関しても2017年末から取り組んでいた。協議会による要望活動、シンポジウムの開催、

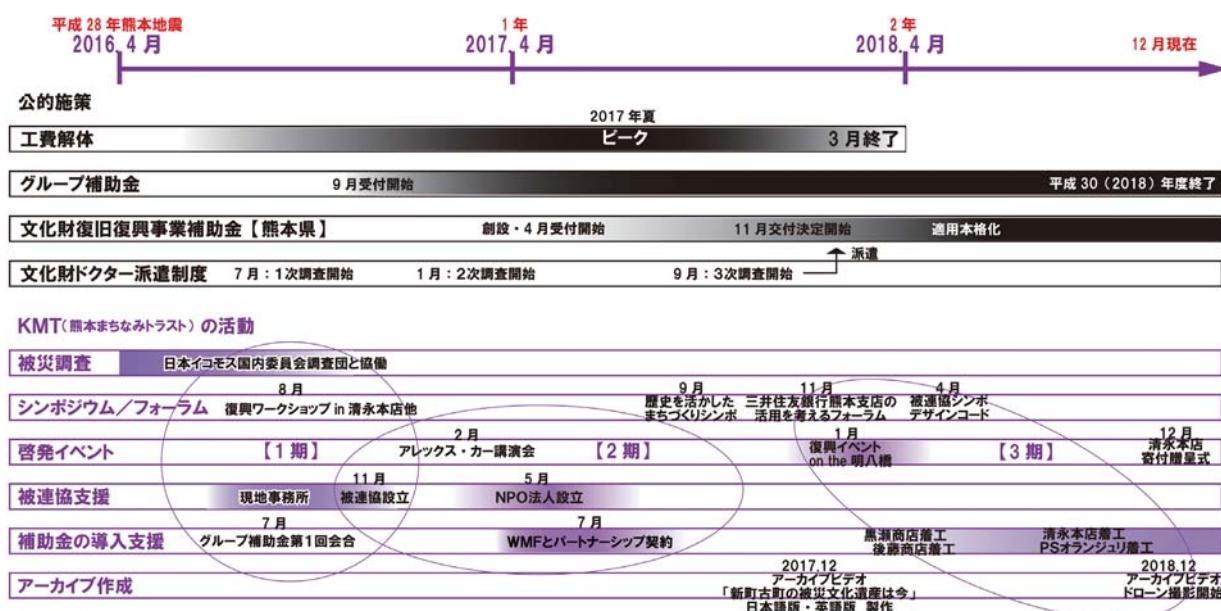


図 4.6.1 熊本まちなみトラストの活動タイムライン



写真 4.6.9 三井住友銀行熊本支店



写真 4.6.10 三井住友銀行熊本支店の活用を考えるシンポジウム 2017年11月

新聞投稿など一連の活動が実を結び 2018 年末に活用を前提とした買取り手が決まり、現在買取り手との間で見学会の開催などについて協議を重ねている。

震災から 3 年 8 か月の熊本まちなみトラストの活動を総括すると、下図のように現場事務所の運営を中心とした第 1 期【~2016 年 11 月】、NPO 法人設立を軸に被連協の設立、WMF とのパートナーシップ契約を達成した第 2 期【~2017 年 9 月】、被連協会員の復旧工事着工が相次いだ第 3 期【~2018 年 12 月】とまとめられる。

4.7 熊本地震 ワールド・ミュニメント財団 (WMF) の支援活動

はじめに

2016 年熊本地震の被災後間もない 5 月の連休中に同行した被災文化遺産調査では、その直接的起因は異なるものの、その被害状況は東日本大震災の津波により被災した建造物文化遺産を思い起こさせるほど大きく、また地域的な広がりもあり、その復旧には官民協働と国際協力が欠かせないと想いを強くした。

被災建造物は、広く報道されている熊本城や阿蘇神社など、多くの人に知られ、親しまれているものから、創建が江戸後期と思われる山間の神社本殿のように、地域の人々以外には知られず、永く埋もれていたものなど多岐にわたり、そのどれもが其々の地域社会で暮らす人々の心の拠り所として保存・継承されてきたものである。

災害時における被災文化遺産復旧のプロセスは、一般的な災害復旧計画と同じく、「緊急即応」を経て、「本格復旧」を目指すということである。そして、熊本地震被災地においても、「不必要的取り壊し、それによる喪失を未然に防ぐ」ということが、「緊急即応」活動としてまず求められており、より多くの被災文化遺産を救うためにこの初動プロセスが如何に大切かということは、東日本大震災の教訓でもある。

特に公的な文化財指定により復旧費補助が見込めない未指定などの被災した文化遺産に関しては、その所有者の気持ちに寄り添い、復旧・保存へ繋げようという地域的主体の活動を支援することが欠かせない。不用意な取り壊しを最小化し、多くの文化遺産が修復・保存される可能性を残すためには、その支援の必要性に如何に早く応じられるかが、被災後 1 年半過ぎた今も問われている。

災害復旧支援は WM の活動理念の一つ

WMF の最初の災害復旧支援は 1966 年のベニスの大洪水に始まる。爾来、災害時の被災文化遺産復旧支援を通じて地域社会復興に貢献する、ということを活動理念の一つとして、WMF は日本の東日本大震災を含め、緊急即応や長期的な本格復旧支援活動を世界中で展開してきている。

熊本での WMF 支援活動

現地調査結果を踏まえ 2016 年の 11 月初旬に WMF パートナーであるフリーマン財団（米国）とともに熊本県内の被災地域を再訪し、特に城下町新町古

町の歴史的町並みの被害状況、復興計画について意見交換をした（写真 4.7.1）。

そして、被害を受けた熊本城下町「新町古町」の被災歴史的建造物群を復旧し、その歴史的町並みを保存することを目的に活動する NPO 法人「熊本まちなみトラスト（KMT）」とパートナーシップを締結し、国際協のもと支援していくことを決定し、2017 年 8 月 3 日に発表した（写真 4.7.2,3）。

これは、WMF がフリーマン財団（米国）の協力を得て、現在地域社会で始動しつつある、国・県・市を含めた官民協働の熊本城下町復旧活動を支援するもので、支援内容には、KMT の「熊本城下町歴史的景観保存継承プロジェクト」5 件の歴史的建造物修復の他、城下町復興記録制作、地域社会活動などが含まれる。以下 3 点は、今回の支援背景である。

(1) 熊本地震前に約 350 件を数えた熊本城下町「新町古町」の歴史的景観を構成する建造物は、その殆どが被災し、今残る約 300 の多くが取り壊しの危機に直面している。それらは城下町熊本の生活文化を象徴する文化遺産のひとつでもあり、その救済と持続的保存・継承を図ることは熊本城下町のみならず、熊本地

域社会の復興と発展に繋がる。

(2) 約 400 年以上の歴史をもつ熊本城下町は 1877 年の西南戦争で焼失。その後、伝統的町家建築やモダニズム建築など多様な建築意匠の建造物でその景観が形成されてきた。今回修復される 5 件はその特徴を表した建造物群であり、文化遺産復旧の象徴となる。

(3) 被災後の修復・保存へ即座に対応できる公的制度や民間の仕組みが十分でないために貴重な文化遺産が失われる、という危険性は世界中に共通している。熊本地震においても、市内外の多くが、取り壊しなどの危機状況にある。声が届き始めてはいるが、そのスピードを早めるためには、より広く且つ効果的にその支援の必要性を呼び掛けることが求められる。今回の復旧プロジェクトが城下町のみならず、市内外の多くの被災文化遺産の復旧に資するような役割を果たすことを期待する。

具体的な支援活動

2017 年 8 月に熊本町並みトラストとパートナーシップ提携を結び、清永本店、ピーエスオランジリー、塩胡椒、ナチュラル H.P., 西村邸の被災建造物 5 駒を熊本城下町新町・古町を象徴する建造物文化遺



写真 4.7.1 城下町での意見交換会



写真 4.7.2 熊本まちなみトラスト (KMT) との提携

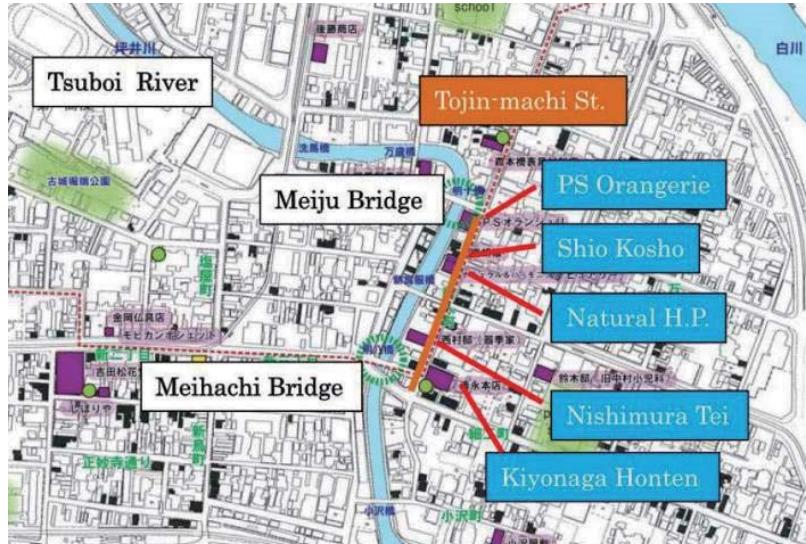


図 4.7.1 Five historic buildings including modern architecture in the project

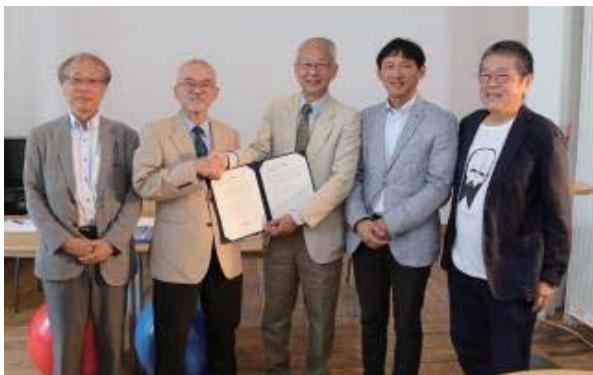


写真 4.7.3 2017 年 8 月

産として修復し、城下町の活性化を図るとともに、城下町全体の復興につなげようとするプロジェクトを開始し、フリーマン財団（本部：米国ハワイ）の協力を得て、順次修復作業にとりかかった。2018 年 11 月時点では塩胡椒、ナチュラル H.P.、西村邸の第一次修復プロジェクトは完了し、次の第二次プロジェクトとして清永本店と PS オランジュリーの修復作業が進められているに至っている。

有形も無形も文化遺産の持続的な保存には地域社会の関わりが欠かせない。官民協働の地域社会の主体的な動きが始まりつつある今日、WMF はその動きに応えこれからも協力していきたい。

4.8 日本イコモスによる熊本地震被災文化財保存支援活動

熊本地震は、2016 年 4 月 14 日に前震、16 日に本震が発生し、指定、登録、未指定を含めて文化財に甚大な被害があった。日本イコモスでは、「熊本地震被災文化財支援特別委員会」を設置して支援活動を行っていくことにした。資金は、個人（松浦昭次〔選定保存技術者、故人〕）や団体（文化財保存計画協会、国際インテリアデザイン協会日本支部）の寄付金、日本財団からの助成金を充てている。

現地調査

日本イコモス国内委員会では、日本建築学会、WMF (World Monuments Fund) と合同で 5 月 3、4、5 日（一部 6 日）に現地に調査団を派遣した。日本イコモス国内委員会は、4 月 16 日の本震後、筆者（熊本県西原村出身）は翌日に現地入りし、熊本在住のイコモス会員と連絡を取り、歴史的建造物等の被害が甚大であることを確認した。文化財被害の調査が現地入りする時期は、生活支援が本格的になり被災者が一息ついた時期から始めるべきではあるが、遅すぎても被災文化財所有者に対する適時適切アドバイスができない。

そこで、日本イコモスと日本建築学会などの合同調査団を編成し、現地調査にあたった。日本イコモス・建築学会からは、苅谷勇雅副委員長、益田兼房理事 (ICORP)、花里利一理事 (ISCCARS AH)、鰯坂徹氏 (ISC20C)、矢野和之事務局長の他、九州大学山口謙太郎教授、福岡大学高山峯夫教授、熊本大学伊藤龍一教授、同伊藤重剛名誉教授、東京都市大学佐々木健客員研究員、WMF からは稻垣光彦氏他 2 名、熊本市在住イコモス会員の富士川一裕氏、協力として文化財保存計画協会の文化財修理専門家 4 名、地元の建築家 1 名、総計 19 名が参加した。

3 日に大津町の重文江藤家住宅、西原村の断層直上で被災が激しかった布田地区の集落と同所にある未指定片岡家住宅、門出地区の登録有形文化財矢野家住宅（本宅・新宅）、宮山地区の未指定八王社、4 日に熊本市内の熊本城、古町・新町界隈の登録有形文化財の PS オランジュリー（旧第一銀行熊本支店）や熊本市景観重要建造物鈴木家住宅（旧中村小児科医院）、登録有形文化財本妙寺仁王門、5 日に熊本市の県指定ジェーンズ邸、御船町の県指定八勢眼鏡橋、名勝水前寺成趣園、益城町の集落、6 日に熊本大学五校記念館などを観察した。

この中で、熊本城では、多くの石垣が崩れ、櫓などの建造物が崩落するなどの甚大な被害が出ている。これから、安全性を確保した保存修理の施工と、観光という難しい課題と向き合った長期にわたる事業計画が必要であろうし、修理のための今までと異なる体制整備が必要であろう。

国指定物件は時間がかかっても保存修理は全うされることになるだろうが、登録有形文化財や未指定の重要な歴史的建造物などにも被災が広がっており、このような災害時に修理工事費を援助する仕組みがないと、多くの重要な歴史的建造物が解体処分されてしまうだろう。熊本市内の古町・新町は西南戦争で焦土と化した後、復興した古い町並みが部分的に残っており、城下町としての佇まいがあるところであるが、その町屋の多くが家屋の緊急判定で赤紙（危険表示）を貼られて、存亡の危機にあるといえる。その意味では城は残っても城下町は消えるという瀬戸際であった。

報告書の刊行と緊急アピール

日本イコモスの現地調査結果を基に、熊本地震被災緊急報告（英文）をイコモス本部に提出し、世界に向けて情報発信した。5月12日に「熊本地震で被災した文化財等の保存に向けた緊急アピール」（日文・英文）をまとめ、関係機関へ送付した。緊急アピールは、「民間からの寄付を含む文化遺産復興基金の創設」、「官民の有機的連携体制構築、歴史をいかしたまちづくり政策での復旧対策推進」、「全国的な未指定建造物の登録推進に向けた戦略構築」、「文化財登録・保存に携わるヘリテージマネージャー等技術者集団の養成・認定の推進」といった内容である。日本建築学会の緊急報告会が東工大で行われた際に、この緊急アピール文を配布した。さらには6月11日に「2016年熊本地震日本イコモス国内委員会報告書—文化財建造物の被害状況と復旧への展望—」をまとめ刊行した。

7月30日、熊本学園大学で「熊本地震被災歴史的建造物保全フォーラム」を日本イコモス主催で行った。このフォーラムには、歴史的建造物所有者、文化財や景観等の行政担当者、ヘリテージマネージャー、文化財建造物修理専門家、大学等研究者・学生、地元選出国会議員、市議会議員、一般市民、メディアなど180名が参加した。フォーラムは、苅谷勇雅日本イコモス副委員長の被災概要報告の後、兵庫県教育委員会の村上裕道参事から「阪神淡路大震災の経験から」と題した講演が行われ、未指定を含む歴史的建造物の

支援について報告があった。地元熊本の新町・古町の震災後の動きを熊本まちなみトラストの一裕事務局長から報告があり、熊本大学の伊東重剛教授から文化財ドクター『中間報告会』の提言内容が紹介された。

支援の動き

7月に「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」が発足し、被災文化財支援のための募金が開始された。この動きを受け、熊本県、熊本市などの地方自治体に未指定の歴史的建造物の保存に対して働きかけてきた。一方、文化庁の支援する文化財ドクターによる一次調査が行われ、報告会が9月22日に熊本大学で工学院大学の後藤治教授などが参加して行われた。二次調査が10月から行われている。「平成28年熊本地震被災文化財等復興基金」が熊本県に設置され、支援方法が検討され始めた。

11月2・3日にWMFとフリーマン財団幹部を西原村、益城町、熊本市の新町・古町等を案内し、同財団の支援の可能性を探った。

11月には熊本市内の被災文化財等所有者による「被災文化遺産所有者等連絡協議会」が結成され、行政に要望することとなった。日本イコモスとしては残すべき歴史的建造物の所有者等へのアドバイスを各方面と連携をとりながら行ってきた。

2017年に入って公費解体が進み始め、被災し空き家になっているような古い家屋がなくなる状況が迫っている。このため、2017年2月、熊本県選出国会議員等に対し「被災文化財の緊急支援に関する要望書」を提出し、「復興基金からの文化財復旧支援」並びに「激甚災害指定地における被災登録文化財等の支援を可能にする法律の制定」に対する協力を求めた

2017年2月9日にイコモス会員で東洋文化研究家のアレックス・カーを熊本に招いて、日本イコモス国内委員会と被災文化遺産所有者等連絡協議会と共に開催した。アレックス・カーは歴史的建造物の活用事例や歴史的景観の保全などについて講演した。講演の後、所有者の窮状と今後の見通しについて活発な意見交換がなされた。

2月15日には、熊本県文化課は、「被災文化財等復旧復興基金」を活用して民間が所有する未指定の町屋や武家屋敷等に最大2/3（登録文化財または登録文化財への移行同意のもの）、歴史的建造物と価値が認められたものには1/2を補助することが発表された。

文化財復興基金は、150 の文化財の支援を目標としているが、熊本城や阿蘇神社の他にどの程度支援が広がるか、この時点ではまだ不透明ではあった。

文化財復旧復興の開始

2017 年、熊本地震から 1 年を過ぎ、現地はやや落ち着きを取り戻した感もあるが、本格的な復旧復興はこれからである。

熊本地震被災文化財の修復工事が、国指定重要文化財である江藤家住宅や阿蘇神社、特別史跡熊本城などで開始されている。このような指定物件の他、登録文化財や未指定文化財の支援については、いち早く中小企業庁の「グループ補助金」での修復が始まっていたが、文化財については、ようやく「被災文化財等復旧復興基金」が正式に運用され始めた。登録有形文化財の設計監理に関しては、国、県、基金併せて 90%、登録または登録への同意をした歴史的建造物には工事費の 2/3 の支援、歴史的建造物としての価値が認められたものに関しては 1/2 の支援が行われることになった。また、各集落にある神社社殿に関しては復興基金からコミュニティ施設として最大 1 千万円の 1/2 が支援されることになった。

日本イコモスや建築学会・建築士会連合会などの要望が一定の成果を上げたといえるが、中には、工事費が 5 千万円以上となるものがあり、個人所有者の負担が数千万円に達するとなると、公費解体を選ばざるを得ない状況にたちいている所有者もいる。やはり高齢化の中で 1 千万円以上の支出はかなり厳しい現実がある。5 月末に熊本市内で一番原型を保ってきたとされる町屋である「森本襖表具材料店」と洋風建築である「鈴木邸」が公費解体された。保存できるかどうかの時間との勝負が始まったといえる。

神社などの修復に関しても、例えば西原村の「八王社」は修復に 5 千万円は必要で、1 千万円限度（補助 500 万円）という復興基金からの支援では、被災した氏子達にとっては役に立たないことも考えられる。村の指定文化財にして別の支援を考えなければ、江戸時代の優秀な意匠を持つ社殿も解体せざるを得なくなるのではない。このため、文化財指定を条件として 2/3 を「被災文化財等復旧復興基金」から助成できることになった。

今回の文化財復旧支援で重要だと感じたのは、行政と所有者の間に中間支援組織としての民間プラット

フォームが重要な役割を果たすことである。行政と協力し所有者に対し様々なアドバイスを行う、ボランティアを基本とする団体が必要である。長年熊本市のまちづくりの活動をしてきた「熊本まちなみトラスト」を NPO 法人化して被災文化財のこれからの支援を行うこととなった。理事長は伊藤重剛氏、事務局長は富士川一裕氏で、共にイコモス会員である。将来国の指定を目指したり、都市の歴史的景観を保つめであったり、また観光のために現在絶対残さなければならない歴史的建造物に対してきめの細かい支援をしていくこととしている。

保存のための一時的な負担もさることながら、所有者が高齢化している場合、次世代に負担をかけたくないという思いが公費解体を選択したと考えられる。今後は、宿泊施設やレストランといった商業施設などの様々な活用を視野にいれた保存を目指すことも積極的に進めるこによって、解体を阻止していく活動が必要である。

8 月 3 日には、熊本市 WMF の熊本地震支援が決定し、その伝達書が、WMF 日本支部稻垣代表から受け皿である NPO 法人「熊本まちなみトラスト」の伊藤重剛理事長に渡された。

また、日本財団から日本イコモスの熊本地震文化財の復興支援活動への資金提供（815 万円）が決定し、技術的難易度の高い修理への技術支援、未登録文化財の登録文化財や地方自治体指定文化財への協力、シンポジウムの開催、熊本市の歴史まちづくり計画立案の協力、熊本地震の英文報告書の発行を行うこととした。

9 月 24 日には、日本イコモス主催、熊本市共催、文化庁・国土交通省などの後援でシンポジウム「歴史を活かしたまちづくり～熊本地震からの復興～」を開催し、文化庁・国土交通省・農林水産省の共同所管



写真 4.8.1 「歴史を活かしたまちづくり」シンポジウム
(2017 年 9 月 24 日)

である「歴史まちづくり法」の適用による被災文化財の復旧復興支援を進めることとなった。なお、このシンポジウムには西村幸夫東京大学教授（日本イコモス委員長）、後藤治工学院大学教授（イコモス会員）、舟引敏明宮城大学教授（イコモス会員）、大西一史熊本市長が講演し、矢野和之事務局長が司会を務め、約200人の参加をみた。

2016イコモス総会（デリー）での熊本地震の報告活動

ネパール地震、イタリアペルージャ地方での地震、韓国での地震など世界での地震被害が頻発している中で、日本の地震被害と復興の状況が注目されている。このため、2016年12月インド・デリーで行われたイコモス総会で英文報告書をまとめて配布した。報告書は『The Kumamoto Earthquake ~Report on the Damage to the Cultural Heritage~』95ページで、印刷物として200部、USBメモリー600個を参加者に提供した。2013年フィレンツェ総会での東日本大震災中間報告書に続いての報告書について日本イコモスの活動が評価されている。

日本イコモス専門家による技術指導

登録文化財、未指定文化財建造物の中で、技術的・計画的に難しいものについて日本イコモスの専門家によって指導助言を行っているものは以下のとおりである。

- ・登録文化財ピース熊本センター
(旧第一銀行熊本支店)
- ・登録文化財本妙寺楼門
- ・登録文化財矢野家住宅（本宅・新宅）
- ・吉田松花堂
- ・木村家住宅
- ・清永本店
- ・瑞鷹酒造
- ・八王社
- ・その他

熊本地震被災文化財復興アーカイブ

日本財団の支援により、今まで日本イコモスではシンポジウムの開催、英文報告書の刊行、歴史的建造物の登録・指定にむけての支援、登録文化財や未指定文化財の修理技術指導を行ってきた。今後、未指定を含めた文化財の救済という観点から熊本地震でなにが起こったかを検証する必要がある。人命救助で72時間の壁があるといわれ、初期の救出活動が生死を分かつとされるが、文化財救済の場合も、初動期の効果的

な支援が重要である。

一方、家屋の危険度判定や公費解体制度は、被災者の安全を確保したり支援することを目的としているが、歴史的建造物の保存では保存と逆の作用をしていることも見受けられる。つまり、危険度判定で「危険」という赤い紙が貼られると復旧の意思が削がれる。

熊本地震で、最初に支援が動き出したのは、中小企業庁のグループ補助金で、その後熊本県による熊本地震被災文化財等復旧復興事業補助金が動き出した。また、調査では2週間後に日本イコモスの被災状況調査、2か月後に文化庁による文化財ドクター派遣事業が始まり、ヘリテージマネージャーの活動が始まった。これらの活動が速やかに行われるには、ベースとなる未指定の文化財のリストが重要であることは言うまでもない。

このため、熊本地震被災文化財支援特別委員会では、熊本県下の熊本市（新町・古町地区、川尻地区、及びその他地区）、益城町、西原村、大津町、宇城市等を対象とし、行政から基礎的データの収集、関係者ヒヤリング、座談会（グループインタビュー）、公費解体者へのアンケート（制度利用までの軌跡、利用の理由、解体後の土地の処理他）を行い、実態を把握し、災害後の支援等の在り方についてまとめていった。

熊本地震における文化財の被災からその復興に関するドキュメントをまとめるために「熊本地震文化財文化財復興アーカイブズ」をイコモス会員及び有志をつけて立ち上げて作業した。

なお、今後全国で起こりうる災害による被災文化財の復興復旧のための提言をまとめた。

これからの展望

これからは、災害という緊急時にあって、保存可能な歴史的建造物などを救うシステム（基金の創設、官民の有機的連携体制の構築等）の構築が求められるとともに、長期的な復興支援を行うことが、都市や地域の品格を維持し、さらには文化的観光による地域活性化に通じていくと思われる。今回の熊本地震の場合、歴史・文化をベースとした BBB (Build Back Better) を実践するよい機会と捉えて行動することが必要ではなかろうか。

文化庁・国土交通省をはじめ、熊本県、熊本市、各市町村、そして文化財ドクターを担当する日本建築士連合会、建築学会等と連携をとっていく予定である。

5. 復興に向けた道筋

5.1 復興タイムライン

集落や町並みの復旧及び復興では、単に歴史文化遺産を保護するためのプロセスを考えれば良いわけではない。個人の生活や地域コミュニティの再建と、それに関わる公的な事務手続きなどとの関連もある。その過程では、被災直後の混沌と高まる不安の中で、地域の文化遺産に対する人々の感情など客観的には評価が難しい要素も考慮していかなくてはならない。災害の度に歴史文化遺産が滅失していくことを繰り返さないために、災害を経験した地域における経験知を暗黙知にとどめることなく、その過程で生じる支援の繋がりや携わるステークホルダーの連関などを体系的に“見える化”しておくことが望まれる。

そこで、先に纏められた個々の建造物や町並みの復旧状況や、それを支援した事業等について、それらを時系列（タイムライン）で整理し互いの連関を俯瞰する。ここでは、熊本市新町・古町地区の流れを中心に、前章までに纏められた内容や筆者らが災害発生後から行ってきた現地調査¹⁾で得た知見及び、公表資料²⁾⁻⁸⁾に記された情報を整理した。図 5.1.1 には、そこから

主要な経過を類型化し、新町古町地区における支援と建造物の復旧の流れを体系的に示している。本誌で取り上げているすべての地域を網羅しているわけではないことに留意されたい。以下では、整理した復興タイムラインから見てとれる状況やその時の課題等について、初動期・応急期・復旧復興期の3段階に分けて考察する。

(初動期) ~ボランティアによる共助や地域コミュニティによる互助への期待~

歴史的市街地における伝統的建造物の復旧は、生活再建と一体的に進められるべきであるが、災害直後は人々の安全衛生や生活再建に寄り添う公的支援が先行するのが一般的である。2016年熊本地震においても例外ではなかった。2次災害を防止するための応急危険度判定や生活再建支援に紐付けされることが多い罹災証明、復旧工事の促進を図るための公費解体などが、既定の災害対策のシナリオに則り早期に着手されるものの、歴史文化遺産の支援がそこに連動することはなかった。また、仮に公的な経済及び人材支援の体制が早期に実現できたとしても、職人不足や材料調達の難航、工事費の高騰などを背景に、早急に工事に着手できないのが現実であった。しかし、早急に適切な処置

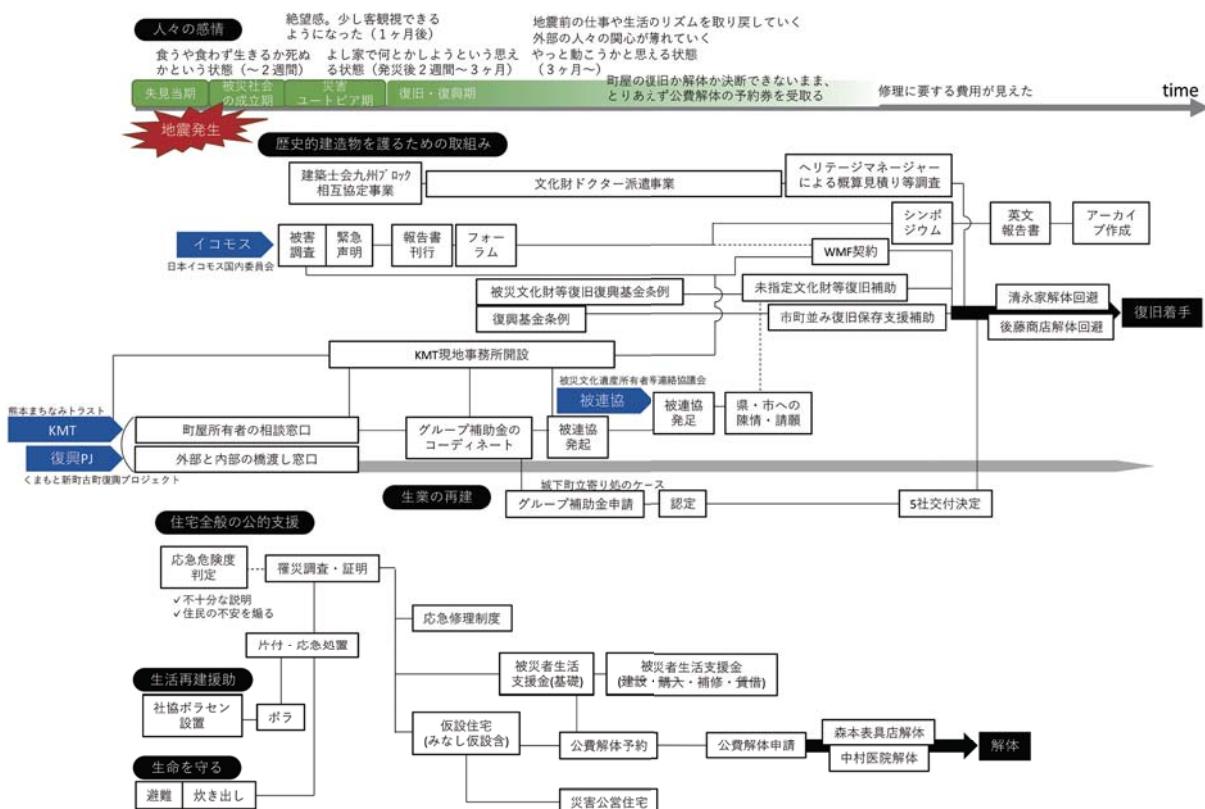


図 5.1.1 熊本市新町古町地区における復興経過の体系

を施さなければ損傷が進行し、所有者の経済的負担が大きくなると同時に、復旧する意欲も失いかねない。そのため、災害直後の迅速かつ適切な応急処置が大切であり、その担い手をどのように確保していくかが重要といえる。そのため、災害直後はボランティアによる共助や地域コミュニティによる互助が期待される。

熊本市では、発災後速やかに社会福祉協議会によって熊本市災害ボランティアセンター（災害 VC）が立ち上げられ、ボランティアの受け入れ体制が整えられた。しかし、災害 VC では生活再建や要支援者の手助けが優先され、さらに災害 VC が派遣するボランティアに危険作業を担わせることが難しかった。生活を再建すべく全ての被災者が苦悩する中で、文化財所有者にとっては文化遺産の片付けなどを災害 VC に依頼できる状況ではなかった。

一方、熊本市新町古町地区では、震災前より町並みの保存活動に取り組んでいた「熊本まちなみトラスト（以下、KMT）」と、震災後に市民の有志によって結成された「くまもと新町古町復興プロジェクト（以下、復興 PJ）」が連携して、地域のボランティア活動や相談対応などの地域住民に寄り添う支援が続けられ町屋所有者の不安を和らげた。復興 PJ は平時から地域活動に積極的だった地元飲食店店主の発案によって、震災直後から避難所としている小学校で炊き出しが行われ、それに協力したメンバーが中心となり結成された市民による有志グループである。応急危険度判定の結果なども受けて所有者らの不安が高まる災害直後の状況下で、この支援活動を通じて町屋の解体を一旦踏み止まる所有者も多かったことと思われる。

さらに、復興 PJ は、支援金や支援物資の受け入れと同時に「おせっかいし隊」と称したボランティア活動により、被災した建物への物資の提供や瓦礫撤去及

び屋根へのシート掛け等の応急処置活動を開始した。特に屋根や壁の応急的な養生を担う職人の確保が出来ない中、復興 PJ が仲介して、それを得意とするボランティア団体や関東の職人集団などによる無償の支援も行われた。これにより、風雨による文化財建造物の損傷の進行を抑え、2 次災害を防ぐことも出来た。写真 5.1.1 は、清永本店の写真である。風雨に曝された被災建造物の東側妻壁が 2016 年 7 月 13 日の大雨によって大規模に崩落した。崩落した壁は、奥の寺院や駐車場に繋がる路地に面する部分で、日頃より人や車の通行があったが幸いにも人的及び物的被害はなかった。2 次災害の恐れもあり早急な手当てが必要だった中で、その路地の幅は 1 間ほどしかなく、仮設足場を設置することもできなかった。高所作業による危険が伴う工事であることに加えて、地元の施工業者を手配できない状態も続き、8 月に北関東の職人らによるボランティアによって応急処置が施された（写真 5.1.2）。なお、熊本市川尻地区においても、全国の大工らで構成される全国的ネットワークの有志による専門的なボランティア活動が進められた。

熊本市では、2016 年 4 月末日からは、ブルーシート張りやブロック解体などの土木作業技術を要する活動を展開していた DAW ボランティアセンターと連携して、東区を中心とした関連案件に対するボランティア活動が行われるようになった。同時に、同様の活動を行うことが出来る消防ボランティアグループ（九州内在住者）が駆けつけ、東区を中心とした必要な案件に対して活動が進められた。DAW ボランティアセンターは、4 月 17 日から活動を開始し、4 月末日より災害 VC と連携を開始した。災害 VC では対応困難だった応急危険度判定による「危険（赤紙）」、「要注意（黄紙）」が貼られた現場での作業を中心に展開



写真 5.1.1 土壁崩落前後の清永本店





写真 5.1.2 北関東の職人らによるボランティアによって応急処置の様子

し、危険作業についてはボランティア団体の人的ネットワークを活用して、高所作業経験者や消防関係者、大工などの専門職によるボランティアが全国から駆けつけた。

近年の繰り返し発生する災害を通じてボランティアへの期待がより一層高まっている。文化財に対しても例外ではなく、学芸員や建築士などの専門性の高いボランティアだけでなく、発災からの時間経過に応じた様々な支援が求められる。文化財に対するボランティアについては、DAW のような災害 VC と連携した専門 VC の構築が望まれ、その実現のためには平時からの人的ネットワークの形成とボランティアセンターの運営を担える人材の育成なども必要である。

(応急期) ~早期の公的支援方針の決定と発信~

インフラの復旧が完了し震災から 2~3 か月が経過すると、住居の応急修理や仮住まいへの引越しが済み、生活のペースが落ち着き始めた。町屋所有者へのヒアリングでは、震災後 1 か月が過ぎて家で何かをしようと考えだし、3 か月が経ちやっと動こうかと思えるようになったという話も聞くことができた。復興 PJ のメンバーも震災前と同様の生活感や仕事感を取り戻し、この頃から災害直後のようにメンバー全員が定例会合に集まるることは少なくなった。

図 5.1.2 には復興 PJ の facebook ページの投稿数やページに対する「いいね」の推移を示している。震災後 2~3 か月を機に運営側の復興 PJ の投稿頻度が鈍り、一方の閲覧側のフォロワーも頭打ちになっており、地域内部及び外部の震災に対する意識や団結心が薄らぎつつある様子が見られる。また、熊本県社会福祉協議会が公表している熊本市における日別ボランティア活動人数の推移（図 5.1.3）を見ると、発災後 2 か月ほ

どでボランティア活動における依頼や処理状況が徐々に落ち着きを見せ、発災後 3 か月を経過するとボランティア活動人数はピーク時から大幅に減少している。

生活再建に向けた基本的な公的支援のメニューも整い、6 月 13 日からは公費解体の予約券の配布が始まった。歴史的建造物への対応として、2011 年の東日本大震災において発災 1 か月程度の段階までは「3箇月以内、公費解体が始まることで勝負。」との認識があった⁹⁾。東日本大震災で町並みが甚大な被害を受けた茨城県桜川市真壁地区においては、発災から 14 日後には町屋所有者らに対して復旧に向けた行政のポリシーを配布し、3 か月後には公的支援の補助率などを決定している¹⁰⁾。これは、重要伝統的建造物群保存地区に選定されていたことや、その周辺エリアも含めて歴史的風致維持向上計画の認定都市になっていたために成し易かった状況もあったと思われるが、未曾有の状況下で自治体の対応は比較的迅速だったと言えよう。

今回の災害で、指定文化財から未指定文化財にわたる公的支援の幅広い枠組みが設けられたことは、今後起こり得る大災害に向けての大きな希望となった。しかし、その一方で、未指定文化財に対する公的支援が決定するまでに発災からおよそ 10 か月を要し、所有者が様々な事情を抱える中で公的支援の決定を待てずして解体を決断せざるを得なかった建物があることは非常に残念な結果である。歴史文化遺産に対する支援の枠組みの決定が遅れ、被災建造物の放置される時間が長引くと、損傷が進行し、修理に向けた所有者の経済的負担の増加や修理意欲の低下を招くといった負の連鎖を導く。したがって、災害規模等にも依るが、人々の関心や気力に変化が起る震災後 3 か月をリミットとして、歴史文化遺産の復旧に対する何らかの方向



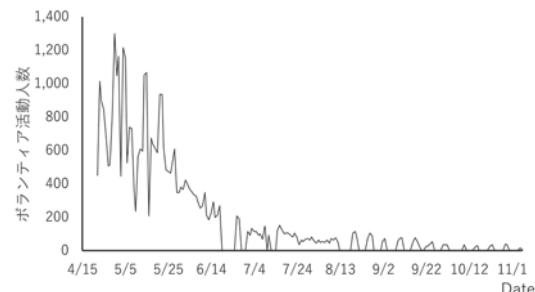
図 5.1.2 復興PJのfacebookページの投稿や「いいね」の推移

性が示され、それを行政と地域のステークホルダーが共有できることが望ましかったと考える。

(復旧期) ~建築技術者との連携による被害把握から修理方針の提示までの迅速化~

県復興基金が未指定文化財にも適用できるようになったことや、熊本市で新町・古町地区や川尻地区の町屋復旧に対する補助制度が創設されたことは、文化財所有者の負担を緩和し、町並みの歴史文化的価値を保つ上で大いに救われた。しかし、被災文化財等復旧復興事業補助金で未指定文化財が対象にできることが発表されるまでに発災から10か月を要し、その後も数か月は申請者があらわれることが無かった。2017年6月から実施されたヘリテージマネージャーによる概算見積もり調査などによって、ようやく所有者も具体的な自己負担額等を理解でき、公的支援を活用した復旧が軌道にのり始めた様子が調査から見てとれる。したがって、被害状況を適確に把握した後に、公的支援策の決定を経て、修理の技術的方針や費用の提示までを円滑かつ早急に行うことが重要であり、そのためにはヘリテージマネージャー等の建築士と行政が連携するなどして、平時からの未指定文化財も含めた漏れの無いリストティングなどを進めていくことの重要性が認識できた災害であった。

なお、地域の人々は公的支援に頼るばかりではなく、地域の貴重な資産として自活性に歴史文化遺産を維持していくことも重要である。そのためには、未指定文化財においてはその活用を中心とした地域づくりを地域の人々の力によって推進し、マチの価値を高めていくことが重要であろう。歴史的建造物の活用にあたっては、解決すべき法的課題なども多い。歴史的価値を損なわずに、法的課題を解決できる修理方法や設計手法等のノウハウを蓄積していくことも復興に向けた課題と言えるだろう。

図 5.1.3 熊本市内で活動したボランティアの日別人数
(熊本県社会福祉協議会公表データより)

【参考文献】

- 1) 高橋佑太朗、横内基:歴史的市街地の災害復旧・復興のプロセスに関する研究(その1 熊本市新町・古町地区の震災後1年間の経過調査)、日本建築学会大会学術講演梗概集、都市計画、pp.779-780、2017.9
- 2) 熊本市:平成28年熊本地震被災者支援制度、第3・5・7~13版
- 3) 熊本市:平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの1年間の記録、2018.3
- 4) 熊本市議会:平成28年熊本地震「熊本市議会の動き」、2017.9
- 5) 熊本市:熊本市震災復興計画、2016.10
- 6) 熊本県教育庁:熊本地震の対応に関する検証報告書、2018.3
- 7) 熊本県:平成28年熊本地震 熊本県はいかに動いたか(初動・応急対応編)、2018.3
- 8) 熊本県:熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書、2018.3
- 9) 東日本大震災合同調査報告書編集委員会:東日本大震災合同調査報告 建築編4 木造建築物、歴史的建造物の被害、日本建築学会、2015.7
- 10) Hajime Yokouchi : Proposal and Practice of Comprehensive Disaster Mitigation Depending on Communities in Preservation Districts for Traditional Buildings, Journal of Disaster Research, Vol.10 No.5, pp.857-873, 2015.10

5.2 地区別、文化財種別による復旧の経過

先の章では、多くの被災建造物がある中で、主要な建造物の被災状況や復旧状況が示された。しかし、そこで示された建造物の他にも多くの文化財建造物が現在復旧の歩みを進めている。今後、全国の多種多様な被災文化財建造物の復旧に有益な情報を残すべく、本節では熊本市と益城町における文化財建造物の文化財種別や建物規模、被災状況、復旧に向けた活用財源等を一覧表で整理する。さらに、一覧には残念ながら解体されてしまったものも示している。

震災からおよそ1年で国・県・市町村指定等文化財及び未指定の歴史的建造物、動産文化財復旧等の民間所有者負担については、「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」を活用した補助制度が創設された。熊本市では、さらに新町古町地区及び川尻地区の伝統的町屋を対象として、復興基金を活用した補助制度が創設された。これらにより、国・県・市町村指定文化財から、未指定でも歴史的価値のある建造物、動産文化財に至るまで、切れ目のない支援の枠組みが完成した。建造物個々の事情等によって活用する補助メニューが選択され、多様な補助メニューの組合せによって復旧工事が進められていることが一覧表より理解できる。

このリストを参考に熊本市を例に復旧費用の負担を整理すると、概ね図5.2.1～図5.2.3に示すような割合で復旧工事が進められている。ここで、図5.2.1は熊本市における国・県・市文化財の修理に要する費用負担割合を、図5.2.2は未指定文化財（文化財ドクター派遣事業の対象建造物）の工事費の負担割合を、図5.2.3は店舗部分にグループ補助金を利用する未指定文化財の工事費負担割合を示している。なお、補助メニューによっては負担割合だけでなく、補助上限額などが設定されている場合もあることに留意いただきたい。

このような切れ目のない支援は、過去の震災でも例のない規模の取組みであり、今後の災害対策において有益な成果と言える。ただし、復興基金は民間からの寄付金を原資としたものであり、国指定以外の文化財についての国庫補助制度の創設は実現できていない。さらに、その切れ目のない支援は、自治体によって対応が異なり、今後は国庫の活用もしくは災害直後に速やかに発動できる基金や支援制度の体制など、具体的な事業スキームの構築と全国的な実装が望まれる。

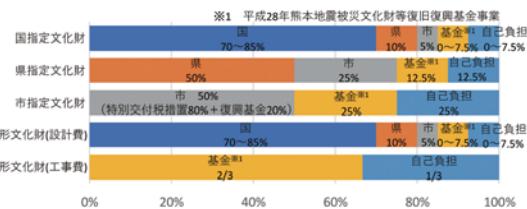


図 5.2.1 国・県・市文化財の復旧財源

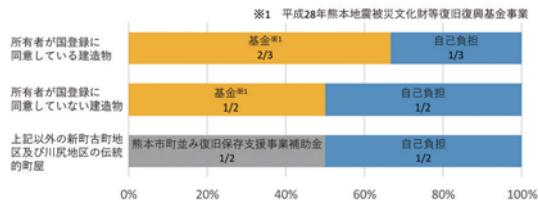
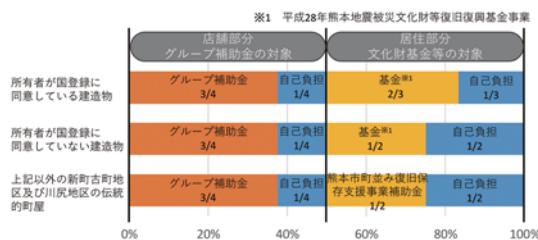
図 5.2.2 未指定文化財(工事費)の復旧財源
※文化財ドクター派遣事業の対象建造物

図 5.2.3 グループ補助金を活用する場合の未指定文化財(工事費)（店舗部分と居住部分の面積割合を50%ずつと仮定した場合）

表 5.2.1 被災建造物の概要と復旧状況および財源

文化財種別	国指定 (史跡)	国指定 (重文)	県指定 (史跡)	県指定 (重文)	県指定 (重文)
地域	熊本市川尻	熊本市内 その他	熊本市川尻	熊本市内 その他	熊本市内 その他
建物名	川尻米蔵 (西蔵)	旧第五高等学校 中学校本館	大慈寺境内	旧細川刑部邸	洋学校教師館
建物種別	木造平屋	レンガ造 2階建	木造平屋	木造2階建	木造2階建
用途	米蔵	大学	寺院山門	記念館	記念館
建築年代	弘化34年 (1846~1847)	明治22年 (1889)	不明	江戸末期・明治	明治4年 (1871)
規模	942m ²	922m ²	不明	671m ²	489m ²
被災状況 (罹災判定)	瓦ずれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	外壁亀裂、柱亀裂、煙突落下、内壁塗喰剥落	瓦ずれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦ずれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	全壊
復旧状況 (H30.11.1時点)	復旧中	復旧中	復旧中	復旧設計中	復旧設計中
復旧財源 (所有者負担以外)	国補助、県補助	国補助	民間基金	寄付金	国補助

文化財種別	市指定 (有形)	市指定 (有形)	町指定 (重文)	町指定 (重文)	町指定 (重文)
地域	熊本市内 その他	熊本市内 その他	益城町	益城町	益城町
建物名	四時軒	清田家住宅	木山神宮	皆乗寺	浄信寺
建物種別	木造平屋	木造2階建	神社	寺院	寺院
用途	記念館	住宅・蔵等	本殿	本堂	山門
建築年代	安政2年 (1855)?	明治6~9年 (1873~1876)	宝曆2年	文化14年	
規模	182m ²				
被災状況 (罹災判定)	全壊	瓦ずれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	(全壊)	(全壊)	(全壊)
復旧状況 (H30.11.1時点)	復旧設計中	完了	解体工事中	解体工事中	調査中
復旧財源 (所有者負担以外)	国補助	市補助、復興基金※	復興基金※、市町村基金	復興基金※、市町村基金	復興基金※、市町村基金

5. 復興に向けた道筋

文化財種別	国登録	国登録	国登録	国登録
地域	熊本市新町古町	熊本市新町古町	熊本市川尻	熊本市内その他
建物名	N店	P事務所	I邸	本妙寺仁王門
建物種別	木造2階	レンガ造2階建	木造平屋	RC造
用途	店舗	事務所	住宅	門
建築年代	大正13年(1925)	大正8年(1920)	江戸末期	大正9年(1921)
規模	175m ²	332m ²	191m ²	高さ15m間口13m
被災状況(罹災判定)	瓦ずれ・落下外壁亀裂、内壁・天井剥落	内壁破損	外壁亀裂、柱亀裂、建物傾斜	瓦ずれ・落下、土壁剥落、建物傾斜
復旧状況(H30.11.1時点)	復旧設計中	復旧中	復旧中	未定
復旧財源(所有者負担以外)	(設計監理費)国補助、県補助、市補助、復興基金※(復旧工事費)グループ補助金	(設計監理費)国補助、県補助、市補助、復興基金※(復旧工事費)グループ補助金	復興基金※	(設計監理費)国補助、市補助、復興基金※(復旧工事費)グループ補助金
文化財種別	国登録	景観重要建造物	景観重要建造物	景観重要建造物
地域	熊本市内その他	熊本市新町古町	熊本市新町古町	熊本市川尻
建物名	H店	N邸	Y邸	Z店2棟
建物種別		木造2階建	木造2階建	木造2階建
用途	主屋、洋館	店舗部分	住宅部分	住宅
建築年代	江戸末期～明治	大正6年(1918)	大正6年(1918)	明治末期
規模	69m ²	不明	366m ²	791m ²
被災状況(罹災判定)	瓦ずれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落、組積防火壁亀裂	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜
復旧状況(H30.11.1時点)	復旧中	復旧中	復旧中	復旧中
復旧財源(所有者負担以外)	(設計監理費)県補助、市補助、復興基金※(復旧工事費)復興基金※	市景観補助	復興基金※	グループ補助金
文化財種別	景観重要建造物	景観形成建造物	景観形成建造物	景観形成建造物
地域	熊本市川尻	熊本市新町古町	熊本市新町古町	熊本市新町古町
建物名	S邸	Y邸	Y邸	G店
建物種別	木造2階建	木造2階建	木造2階建	木造2階建
用途	蔵	店舗、工場部分	住宅部分	店舗部分
建築年代	明治中期	明治10～15年(1877～1882)		大正9年(1921)
規模	30m ²	92m ²	744m ²	395m ²
被災状況(罹災判定)	土壁剥落	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜
復旧状況(H30.11.1時点)	復旧中	復旧中	復旧中	復旧中
復旧財源(所有者負担以外)	グループ補助金	グループ補助金	復興基金※	復興基金※
文化財種別	景観形成建造物	景観形成建造物	景観形成建造物	景観形成建造物
地域	熊本市新町古町	熊本市川尻	熊本市内その他	熊本市新町古町
建物名	N店	Z店	K邸	M店
建物種別	木造2階建地下1階	木造2階建	木造2階建	木造2階建
用途	店舗	賃貸事務所	住宅	店舗、住宅
建築年代	明治初期	明治末期	江戸末期	明治19年(1986)
規模	不明	80m ²	不明	不明
被災状況(罹災判定)	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜
復旧状況(H30.11.1時点)	復旧完了	復旧中	復旧中	解体
復旧財源(所有者負担以外)	グループ補助金	復興基金※	復興基金※	

文化財種別	景観形成建造物	未指定	未指定	未指定
地域	熊本市内その他	熊本市新町古町	熊本市新町古町	熊本市新町古町
建物名	K邸	K1店	K1店	K2店
建物種別	木造2階建	木造2階建	木造2階建	木造2階建
用途	住宅	店舗部分	住宅部分	店舗部分
建築年代	明治10年以前			大正初期?
規模	不明	636m ²	225m ²	不明
被災状況(罹災判定)	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜、塙倒壊	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜
復旧状況(H30.11.1時点)	解体	復旧中	復旧中	復旧中
復旧財源(所有者負担以外)		復興基金※、グループ補助金	復興基金※、グループ補助金	グループ補助金
文化財種別	未指定	未指定	未指定	未指定
地域	熊本市新町古町	熊本市新町古町	熊本市新町古町	熊本市川尻
建物名	R邸	O邸	N邸	T邸
建物種別	木造2階建	木造2階建	木造2階建	木造
用途	店舗、住宅	店舗、住宅	住宅	事務所
建築年代	明治23年(1890)	江戸末期～明治30年(1897)	不明	大正7年(1919)
規模	不明	157m ²	72m ²	104m ²
被災状況(罹災判定)	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落	瓦すれ・落下、土壁剥落	瓦すれ・落下、土壁剥落
復旧状況(H30.11.1時点)	復旧設計中	未定	復旧完了	復旧完了
復旧財源(所有者負担以外)	復興基金※	復興基金※	市町村基金	市町村基金
文化財種別	未指定	未指定	未指定	未指定
地域	熊本市川尻	熊本市新町古町	熊本市新町古町	熊本市内その他
建物名	K邸	Y邸	S院	T工場
建物種別	木造平屋	木造2階建	木造2階建	木造2階他
用途	住宅	住宅	店舗・住宅	店舗・住宅・工場
建築年代	昭和8年(1935)	明治13年(1880)	明治期	大正7年(1919)
規模	77m ²	不明	不明	不明
被災状況(罹災判定)	瓦すれ・落下、土壁剥落、建物傾斜	瓦すれ・落下、土壁剥落	瓦すれ・落下、土壁剥落	(大規模半壊)
復旧状況(H30.11.1時点)	復旧完了	解体	解体	解体
復旧財源(所有者負担以外)	市町村基金			復興基金※
文化財種別	未指定	未指定	未指定	未指定
地域	益城町	益城町	益城町	益城町
建物名	K家	H家	S家	F家
建物種別	木造2階建	木造2階建	木造2階建	木造2階建
用途	住宅	住宅	住宅	住宅
建築年代	明治	万延2年(1861)	大正4年(1915)	江戸末期
規模	310m ²	285m ²	242m ²	82m ²
被災状況(罹災判定)	(半壊)	(大規模半壊)	(一部損壊)	(全壊)
復旧状況(H30.11.1時点)	復旧設計中	復旧設計中	復旧設計中	復旧方法検討中
復旧財源(所有者負担以外)	復興基金※	復興基金※	復興基金※	復興基金※
文化財種別	未指定	未指定	未指定	未指定
地域	益城町	益城町	益城町	益城町
建物名	S家	S家	S家	F家
建物種別	木造2階建	木造2階建	木造2階建	木造2階建
用途	住宅	住宅	住宅	住宅
建築年代	明治	万延2年(1861)	大正4年(1915)	江戸末期
規模	343m ²	285m ²	242m ²	82m ²
被災状況(罹災判定)	(全壊)	(大規模半壊)	(全壊)	(全壊)
復旧状況(H30.11.1時点)	復旧設計中	復旧設計中	復旧設計中	復旧設計中
復旧財源(所有者負担以外)	復興基金※	復興基金※	復興基金※	復興基金※
文化財種別	未指定	未指定	未指定	未指定
地域	益城町	益城町	益城町	益城町
建物名	S家	A家	N家	S家
建物種別	木造2階建	木造2階建	木造2階建	木造2階建
用途	住宅	住宅	住宅	住宅
建築年代	江戸末期	明治	明治10年(1877)	文政以前
規模	172m ²	172m ²	172m ²	172m ²
被災状況(罹災判定)	(全壊)	(大規模半壊)	(全壊)	(全壊)
復旧状況(H30.11.1時点)	復旧設計中	復旧設計中	復旧設計中	解体
復旧財源(所有者負担以外)	復興基金※	復興基金※	復興基金※	復興基金※
文化財種別	未指定	未指定	未指定	未指定
地域	益城町	益城町	益城町	益城町
建物名	S家	K家	K家	K家
建物種別	木造2階建	木造2階建	木造2階建	木造2階建
用途	長屋門	蔵	長屋門	長屋門
建築年代	江戸末期	明治	明治10年(1877)	文政以前
規模	172m ²	172m ²	172m ²	172m ²
被災状況(罹災判定)	(全壊)	(大規模半壊)	(全壊)	(全壊)
復旧状況(H30.11.1時点)	解体	解体	解体	解体
復旧財源(所有者負担以外)	復興基金※	復興基金※	復興基金※	復興基金※

※平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金

5.3 町屋居住者へのアンケート調査

新町・古町の町屋居住者を対象に実施した2016年12月のアンケート調査では、先述（3.1）のとおり、震災前に保存修理を終えた町屋の場合は、被害が少ないことを確認した。

震災2年半後の今回の調査では、川尻地区と宇城市小川町の町屋を新たな対象に加え、公的制度や様々な支援を受けながらも結果として解体を選択された、または保存修理を選択された居住者等に改めてアンケート調査を実施（2018年8～9月）し、震災後2年半の間にどのような困難を経験し、または決断されたかを明らかにすることとした。今後起こりうる大規模な震災で被害を受ける可能性のある歴史的な街並や町屋等の減少を防ぐ為に、そしてなによりも、被災者にとって有効となり得る支援や制度のあり方などを考える上で、今回の震災で被災された方々の貴重なご意見を参考にして頂きたい。

調査の概要

アンケートは新町14件、古町16件、川尻8件、小川12件から回答があり、計50件となった。アンケート調査の内容は、所有や居住形態などの「一般事項」、町屋の竣工年、規模、修理履歴などの「町屋の基本情報」、応急危険度判定、罹災証明、公費解体、補助金修理などの「地震後の町屋と公的制度の利用実態」、「公的制度への意識」に関する全35問で構成した。また、歴史的街並や修理・解体に関するご意見を「自由記述欄に記載して頂いた。

町屋の竣工時代は、新町・古町・小川は主に明治期で、川尻は昭和初期であった。建物の用途は店舗付を含む居住用が8割で、店舗専用は8棟、蔵は3棟であった。なお、アンケート調査は町屋の居住（利用）者を対象としたが、賃貸者が1割で所有者は9割であった。応急危険度判定は新町・古町・川尻で行われ（小川は未実施）、赤（危険）と黄（要注意）がほぼ同数で、緑（調査済）判定は少ない。一方、罹災証明の判定は半壊が21棟と多く、大規模半壊が11棟で続き、全壊も5棟あった。なお、罹災証明で判定無の中にも応急危険度で黄（要注意）が2棟あり、赤（危険）でも半壊が5棟あるように、二つの判定結果には多少の幅がある（表5.3.1）。

また、解体を選択された町屋の所有者から10件の貴重な回答があり、地域別では新町4件、古町3件、川尻2件、小川1件であった。解体を選択された方

からは記述欄に多くの想いが記載され、文面から解体に至るまでの所有者の苦惱の跡を窺い知ることができる。中には、アンケートの締め切り間近に速達で送付された方もいらした。

町屋、解体の選択

解体を選択された10棟の町屋の竣工した時代は明治8棟、昭和初期1棟、不明1棟であった。町屋が解体された要因として被害の大きさが考えられ、被害の大きさを客観的に測る指標に罹災証明の判定がある。実際、全壊判定された5棟の中で3棟が解体されていた。しかし、全壊でも2棟が修理を、半壊や一部損壊でも5棟が解体されたように、被害の大小だけが解体や修理に繋がる要因とは限らない。一方、震災前（過去）に修理をした町屋の解体事例は15%に対し、震災前に修理をしなかった町屋の解体事例は29%となり、解体される割合が高くなることから、継続的な修理の実施が古い町屋を使い続けることに繋がる面も窺える（表5.3.2）。

解体を選択された10棟の所有者の解体理由の中で、複数の所有者が唯一回答されたのは「罹災証明の発行を受け」で3件あった。専門家の助言に関する設問でも「罹災証明発行時点で修理費用、補助金を示してほしかった」との回答が3件ある。このことから、罹災証明の発行が解体の契機となり、同時にこの時期に修理や補助金に関する専門家の助言も必要であったと言える。なお、これ以外の解体理由は個々に別れたが、「修理して住み続ける気力が無くなった」、「全てが傷んでしまい住める状態ではなくなった」、「これ以上住み続けるのは不可能と判断。疲れた。。。」、「修理しても使用者がいない為」といった、町屋の被害を目の当たりにして精神的に追いつめられた被災者の状況や将来への不安が読み取れる。また、「応急修理やブルーシート掛けが遅かった。低い屋根は自分で登ったが、高い屋根は自分で限度があり、降雨後に家中が水浸し。時間の経過で状態が悪化し手が付けられなくなり解体を決めた」等の状況は、多くの町屋の被災者に共通する。このように震災直後に屋根上での危険を伴う作業があり、古い町屋の場合は構造補強が必要な建物も多い。ところが、公的支援を受ける為の罹災証明の発行時期は2016年4月が1件、5月が12件、6月が12件、7月が8件、8月以降が4件と、多くが震災から1~4か月過ぎた時点で確定したことから所有者は罹災証明の発行を待つ間に修理を諦める心理

状況となったことも否めない。それゆえ、被害の大きな町屋を残す為には被害の程度を震災直後の早い段階で判断し、当面の応急的な構造補強と雨仕舞を同時に確保する専門の技能者（伝統木造の修理経験者）による支援の仕組み（ボランティアなど）が期待される。

また、公費解体制度に関しては「公費解体の期限（1年）を知り解体の意識が高まった」が4件あり、申請期限の設定が町屋の損失に繋がったことは残念であり、今後改善の必要がある。ただし、「残す必要のあるもの、ないものの判定基準が自分ではわからない。一定の基準が必要と思う」との意見があるように、歴史的な街並を構成する町屋などの保存対象を認定する平時の取り組みがなければ、震災のような緊急時に対応する術がないことも事実である。

なお、城下町や歴史的な町並への設問に対して、「歴史都市の記憶として町屋を残すことが必要」、「歴史的街並と調和する為の熊本市景観条例の義務化が必要」、「歴史都市としての街並の再形成が必要」を選択した所有者が6～7件と多く、これらの所有者は歴史的な街並の重要性をわかった上で苦渋の決断で解体を選択されたと思われる。その一方で、「他所はきちんと街並として残っているのに熊本市は今更では。祖父母の代に市役所に陳情に行ったが、聞いてもらえないかった。そこで暮らす人がどれだけ大変な思いをしているか、今迄のような商売をしてみるといい。その家があり暮らして初めて価値がある。そこでの生計が成り立たなくなった時点で全部リセットするべきだと思う。町の中の固定資産税の高さは分からないだろう。机上の空論はゴメンだ」と切実な想いが書かれており、町屋の保存に対する長い苦悩も窺える。合わせて、歴史的な街並や町屋の保存に関する市のこれまでの姿勢

（景観条例を義務化してこなかった等）が現在の状況を招いたことも否定の出来ない事実であろう。

その他、自由記述欄には「地震後、当たりはマンション、駐車場、更地ばかりが目立つ街となっています」、「土壁の損傷が著しく、修理して住み続ける気力が無くなった。現状のままで売却する方針で買手を探した」、「公費解体された隣地に家が建てば解体できなくなると思われ道路から離れた蔵を解体した」、「公費で解体でき、本当に助かりました」、「全国からの寄付金や国や県、市の支援金などとても助けて頂いています」などの意見があった。

以上、苦渋の決断で解体を決断された町屋の所有者の思いや貴重な意見が集められた。災害大国の日本においては今回、解体を選択された被災者の教訓を生かすことが、何よりも大切であろう。特に、歴史的な街並や町屋を大切にされる全国各地の自治体では、今後起きた大規模な震災に備え、上記の内容を含め、災害時に想定される課題を平時から町屋の所有者や居住者と共にし、歴史的な街並や町屋の選定、条例の制定と義務化、固定資産税の優遇措置等を含め、具体的な解決策を講じておくことが重要と考えられる。また、同時に、町屋の所有者や居住（利用）者も歴史的価値のある建物を長く利用する為には定期的で継続的な修理が求められる。例えば、熊本市の認定町屋制度の取り組みも参考になる。ただし、この制度の運用に当たり、専門の技能者（伝統木造の修理経験者）を平時において拡充し、震災直後の早い段階で応急的な修理（構造補強と雨仕舞）を執行できる法的枠組みや人的体制を構築しておくことも重要であると考えられ、全国の自治体の今後の取り組みに期待したい。

表 5.3.1 アンケート回答の概要（町屋の竣工、用途、判定、解体等）

回答数	竣工時代			建物の用途				応急危険度判定				罹災証明判定				解体・修理		
	明治	大正	昭和	住居	店舗付 住居	店舗 専用	蔵	赤	黄	緑	未実 施	全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	判定 無	解体	修理
新町	14	12	1		10	4		3	7	4		1	3	6	2	2	4	10
古町	16	13	2	1	5	8	3	8	7	1		2	3	8	2	1	3	13
川尻	8		1	5		4	4	2			6	2	2	2		2	2	6
小川	12	9	3		2	6	1	3			12		3	5		4	1	11
計	50	34	7	6	17	22	8	3	13	14	5	18	5	11	21	4	9	40

表 5.3.2 解体・修理の選択と罹災証明判定・過去の修理履歴

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	判定無	計	過去に修理有	過去に修理無
解体を選択	3	1	3	2	1	10	5(15%)	5(29%)
修理を選択	2	10	18	2	8	40	28(85%)	12(71%)
計	5	11	21	4	9	50	33(100%)	17(100%)

町屋、保存修理の選択

町屋を解体せず、保存修理を選択した 40 件の中で、修理の補助金利用は 32 件あった。町屋の修理に使われた補助金には主に、「グループ補助金(事業用資産)」、「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興補助金(以下、復興補助金)」、「熊本市街並復旧保存支援事業の実施に関する補助金(以下、熊本市補助金)」、「災害援護資金貸付」、「民間補助金」があり、中でも最も早く運用されたグループ補助金の利用が 14 件と多く、建物の用途は店舗か店舗付住宅であった。次に、復興補助金が 12 件で続き、建物の用途が住宅や蔵等でも利用された。一方、熊本市補助金は熊本市で 6 件あり、古町で 4 件利用されたが、小川町(宇城市)の町屋は対象外であった。

なお、修理の補助金を申請した理由としては、「建替えるより修理の方が安価」15 件、「住み慣れた町への愛着」14 件、「罹災証明の判定を受け」11 件、「応急修理では生活を継続するには不十分だった」9 件、「補助金を獲得できた」8 件、「歴史的街並の保全」5 件であった。これらの補助金があることで修理を選択できた町屋がある一方で、グループ補助金以外の補助金制度の運用開始や周知が遅く、既に解体された町屋も数多くあったと考えられる。歴史的な街並や町屋を大切にされる自治体では、予め対象となる町屋等を平時に想定し、災害後に速やかに被災した町屋等の修理事業を執行する為の事前の準備が求められる。

一方、修理の補助金未利用は 8 件(1 件は熊本市補助金申請予定)あり、その中で自己資金修理は 5 件、特別な修理をせず居住は 3 件となった。修理の補助金未利用の理由には「自己資金がなく、修理の為に借金をしたくなかった」、「H28 夏時点で市に問い合わせたが、復興補助金や熊本市補助金はなかった」、「補助金申請手続きが簡便であれば補助金修理をした」であった。突然の予期せぬ災害に対して予め修理の資金を準備しておくことは難しく、また、精神的にも大変な時期の複雑な手続きは、自治体側で平時に改善する等の準備をすべきであろう。なお、補助金に関しては、「町屋を住み継ぐ後継者がいない場合でも歴史的建物を残せる制度や補助金が必要」が 12 件あり、住民の代わりに多様な主体が町屋等の歴史的建物の価値を受け継ぐ仕組みが求められ、また必要な時代にもなっていると考えられる。

城下町や歴史的な町並に関しては、「歴史都市の記



写真 5.3.1 開発ラッシュ(古町)

憶として町屋を残すことが必要」が 34 件、「歴史的街並と調和する為の熊本市景観条例の義務化が必要」が 20 件、「歴史都市としての街並の再形成が必要」が 20 件あり、保存修理を選択された所有者の歴史都市への誇りと保存への意欲が感じられる。なお、「現代生活の利便性に合わせた都市開発が必要」も 5 件あり、歴史都市の記憶と現代生活の利便性の共存を期待している結果と考えられる。例えば、街に駐車場が増えることは歴史都市の記憶と現代生活の利便性の共存の表れでもあるが中高層のマンション等と同様に歴史的景観を壊してもいる。歴史的街並を再形成する際に、通りに面した部分だけでも伝統的な町屋の意匠を景観条例で制定するなど、歴史的街並や景観への配慮も期待したい。

その他、自由記述欄には、「公費解体制度は新町古町の町屋の減少に貢献したのでは。公費解体の補助金がそのまま修理に使えばもっと町屋が残ったかも知れない」、「少しでも家を残したいので部分解体を希望したが、部分解体は認められず解体を断念した」、「公費解体を進める前に修復可能な建物に修理の助成金が出ればここまで空地は増えなかった」、「歴史的な建物を残した後の補助が欲しい」、「グループ補助金を選択したが本当に手続きが繁雑でもう少し簡単にならないか」など、震災後の復興や支援制度への課題が指摘された。その一方で、「市の応急修理補助等は助かり、改めて町屋に居住している意識を強くした」、「屋根下地の後、工事が中断している間の 2017 年 2 月に登録文化財の修復工事 2/3 補助が決定しコロニアル葺きの予定から従来の瓦葺きに変えた」のように、震災後の支援制度が効果的であった面も指摘された。さらに、「地震前に瓦葺替を済ませ補強をしたので最小限の被害で済んだ」、「災害当初、右も左もわからぬ中、



写真 5.3.2 町屋4棟を解体し更地へ(古町)

まちなみトラストのアドバイスに勇気づけられ御蔭で元の状況に戻れた、「かかりつけの大工さんがいち早く屋根にブルーシートを掛けたので雨漏りが少なかった」、「町屋の中でも修理せずに放置された家は傾き、瓦も破損し公費解体のケースが見られた」、「格子戸の外観、豊の仏間、中庭の泉水は大切に保存していきたい」、「熊本で地震は考えられず地震保険に加入していなかった。半壊判定で修理費用が相当負担になり保険の必要性を考えている」といった、大工さんやまちなみトラスト等との日頃の関係構築や、建物を保存修理して大切に使い続ける居住者の思いも重要であることがわかる。

その一方で、「解体も修理も手付かずで工務店の見積もりは高くなる。部屋数は11もあり、妻と二人暮らしなので後々のことを考えるとこのままか解体か」、「借家人ですが修理されず、私が出れば取り壊されると思う」、「地震から2年半、崩壊した家は姿を消し、パーキングが小さな町内にいくつも並ぶ町並みになった」、「古い家が数軒でも残っていれば歴史的街並が偲ばれるが我が家と向かいのお茶屋のみ。私達世代が元気な内は残りますが」などのように、辛うじて町屋を残したが、今後はさらに減ること等への懸念が示された。

このように、記述には、震災後の復興や支援制度への課題と共に効果的な面も示された。また、日常の修理や日頃の大工さん等との関係構築、震災直後のブルーシート掛けによる雨漏り対策の重要性なども指摘された。中でも印象的なのは、今回の大震災で街中から多くの歴史的な景観と町屋が姿を消したことに対する無念な想いであった。町屋のように修理して使い続ける歴史的建造物にとって、公費解体制度が結果として町屋の解体を助長する制度になっていたとすれば誠に残念である。



写真 5.3.3 町屋からパーキングへ(古町)

町屋を残す為に

多くの住民にとって熊本でこのように大きな地震が起きることを想定していなかったであろう。昭和初期から明治期に建てられた町屋は既に築80年から150年が経過しており、修理をしなければ脆弱な建物も多い。新町・古町では、2008年に447棟あった町屋が震災前に357棟となり、さらに、2年後の2018年7月には201棟まで減少していた。この震災で一気に44%（156棟）もの町屋が失われ、2008年と比較すると55%（246棟）が滅失し半数以下になったこととなる。

繰り返される近年の地震災害を振返れば今後同じような大震災が他の地域でも起こり得ることを疑う余地はない。しかし、過去の教訓を生かさなければ、全国の歴史的な街並や町屋の保存に関しても同様の苦い経験が繰り返され、所有者だけでなく自治体にとっても大きな損失となる。

震災により、歴史的な街並が一度に失われることを繰り返さないための、現代の知恵が試されているのかもしれない。

アンケートにご協力頂き貴重な回答をご提供いただいた居住者の皆様に感謝すると共に、全国の多くの地域において、これらの貴重な教訓を活かして頂くことが、回答者へのご恩に報いることになるのであろう。

6. 被災文化財の復旧・復興と今後の保存・活用の健全な発展への提言

熊本地震の発生から間もなく3年となるが、被災した多くの文化財は現在も復旧・復興の途上にある。文化財の修理事業への資金援助や専門家派遣等の人的援助などの復旧支援の仕組みは、阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめ、新潟中越地震・中越沖地震、能登半島地震等を経て、徐々に整備されてきた。現実には、文化財担当者やまちづくり担当者、そして民間有志の連携と努力によって少なからず達成されてきたといえる。これに加えて、熊本地震では「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」も実現するなど、支援への新たな枠組みもできた。しかし、被災文化財の適切な復旧・復興にはまだまだ不十分で、新たな課題も明確になってきた。

災害から守るべきものとして生命や財産、生活があるが、文化の継承も極めて重要な要素であることを国民共有の認識としておく必要がある。文化を形づくる有形無形の文化財は、被災後に速やかに復旧復興することが望ましい。文化財の保存と活用の両立をめざす改正文化財保護法が本年4月から施行されるが、こうした新しい動きの中で、被災文化財の復旧・復興後の状態が被災前より良いものとなるよう、今回の熊本地震の経験を踏まえて、提言を以下の通りまとめた。

6.1 被災文化財建造物への緊急措置と支援

6.1.1 緊急措置の行動マニュアル

被害拡大防止や危険防止のための屋根のシート掛けや仮補強材の設置、仮修理など被災直後の緊急処置に関しては、被災者は日ごろ付き合いある地元の建築士や工務店に相談するケースが多い。しかし、被災直後、工務店などは多忙を極め対応できないことが多かった。また、相談する適切な工務店等がない被災者も多かった。

被災直後は相談相手として行政の役割も重要であるが、行政は震災直後、他の業務にあたることを強いられ、文化財には手が回らないのが現実であった。

このため、文化財所有者、行政、建築士、工務店等で緊急措置を敏速かつ適確に実施するための行動マニュアルを充実させておくことが必要である。

6.1.2 災害ボランティアの支援活動の調整統括

上記の緊急処置に関しては大工、左官などの職能団体、建築士会等多くの団体がボランティア活動を行つて成果を上げた。また、日本財団は熊本にボランティア活動のための支部を設け活動した。

ところで、これらボランティアメンバーは支援対象の文化財には指定文化財や登録文化財だけでなく、多くの未指定文化財も含まれることを十分承知している必要がある。緊急支援で派遣される自衛隊員も同様である。また、これら文化財の特性や価値を理解し、適切に緊急支援のボランティア活動を調整統括できる者を決めておく必要がある。

6.2 文化財の被災調査開始時期と復旧等の支援のあり方

日本イコモスの調査団は地震の3週間後に現地に入った。被災直後は人命救助・安全確保や生活支援が最優先で、その時点での調査は邪魔な存在である。我々は被災後2週間から1か月くらい後からが、被災建造物等をどうするかを検討する時期であると推察した。被災後の人命救助では、72時間過ぎると極端に救命率が下がることから、「72時間の壁」と呼ばれている。被災文化財建造物等も、あまり時間が経つと、所有者の復旧への意欲が失われてしまい、解体へと傾くことになる。このため、復旧に関する所有者への助言開始の時期が重要で、時間の壁があることを認識しておくべきである。したがって、被災調査の開始時期は重要で、その後の復興支援を含めて適切なタイムラインを想定して調査にあたることが望ましい。

また、被災直後は、様々な組織がそれぞれバラバラで調査や支援に入ることになりやすい。これらの組織を統括し、それが機動的に活動できるよう組織間の連絡協議体制を被災前からつくり、調査や活動方針・段取りを調整しておくことが望ましい。この組織は調査から復旧・復興支援へとシームレスに移行できるようにしておく。

以下、文化財の指定等（未指定を含む）の別に対応を記述する。

6.2.1 国指定文化財

熊本地震では国指定文化財の被災状況は当該市町村を通じて文化庁へいち早く報告され、文化庁の係官も現地で早期に確認し、対応した。重文江藤家住宅、重文阿蘇神社については、文化財修理専門機関の文化財建造物保存修理主任技術者(以下「主任技術者」という)

のもと、国庫補助事業で順調に修理が進んでいる。災害復旧事業は文化庁からの補助率が割増されるが、事業費が巨額となることが多いこともあり、県・市町村からの支援も含めてさらに手厚い対応が必要である。

6.2.2 地方指定文化財

熊本県や県内の市町村では、財政的困難と専門職員の不足により域内の建造物の文化財指定が進んでおらず、特に災害時における保護の課題が浮き彫りとなつた。また、被災した古民家が県指定建造物であるにも拘わらず、その解体・抹消が許可された事例があったことは、地方指定文化財の災害対応の脆弱性をあからさまにした。地方指定文化財建造物の災害復旧についても、専門家の関与と補助金の上乗せ分が5.3で記す「被災文化財等復旧復興基金」から支出できるようすべきであろう。

今回、益城町では、宗教法人所有の歴史的建造物（神社本殿等）は、未指定のままでは復旧補助金の対象とできないため、急遽、町の文化財に指定して当該建造物の復旧修理を可能とした。今後、地方指定文化財を拡充するためにも注目すべき事例である。

6.2.3 登録有形文化財

登録文化財については、文化庁は県及び市町村を通じて実状を把握するとともに、係官を早期に派遣した。熊本地震では、今まで工事費への補助がなかった登録有形文化財に対し「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」から支援が得られるようになった。今後、災害時におけるこのような補助制度が常設されれば、登録文化財への登録熱意がさらに高まっていくことであろう。

登録文化財の修理設計及び監理はヘリテージマネージャー等が担い、その技術指導を主任技術者が行っているケースが多い。

被災した登録文化財の内、破損して解体し保管されたものはあるが、現在までに登録抹消されたものはない。ただし、被災調査と構造調査は終わったものの、修理方法と資金の調達に課題があり、まだ修理の目途が立っていないものもある。修理工事費が巨額となるものに対しては補助率の割り増しが必要である。その場合は、「記録」と「可逆性」を十分に確保した適切な修理を実施するため、主任技術者等専門家の指導・助言が早い段階から必要である。その際、所有者の経済的負担を考慮した上で、かならずしも重要文化財級のていねいな修理をめざす必要はないことも了解したい。

6.2.4 熊本市景観重要建造物・景観形成建造物及び「認定町屋制度」

熊本市の景観重要建造物・景観形成建造物及び2012年に新町・古町地区にて城下町の風情を感じさせる街並みづくりを目的とした既存の町屋等への修理に対する助成制度（以下「認定町屋制度」という）はどちらも歴史的景観の保存を目的とした制度で、修理への補助は外観部分に限られるため支援額が少なく、地震にはあまり有効ではないと考えられていた。しかし、「認定町屋制度」を利用した町屋の被害は、明らかに軽微であった。外観修理が目的ではあったが、蟻害など構造的な問題があれば補助対象外であっても自主的に修理をしていたので、結果として一定の安全性は確保されていたのだろう。すなわち、これらの外観保存の制度を利用して、同時に構造部分の修理をしておくことは、災害時のリスクを軽減することに大きな効果を発揮すると言える。

この両制度による指定、認定の適用を受けていても、被災までに修理等がなされていなかったものもあり、残念ながら一部の建造物は解体された。今後これら景観行政による指定・認定物件についても、外観だけではなく構造的な補強に助成するなど支援の在り方を再考し、またその対象物件数を拡充すれば、歴史的建造物が災害時に大きな被害を受けずに残る可能性が高くなる。

6.2.5 未指定文化財

未指定文化財修理等への支援は、予めリストがあり、支援方針が決まつていれば、被災1か月後くらいからは調査結果に応じて修理などの相談にのることが可能である。早期の相談開始は被災者の安心と希望に繋がる。このように指定文化財と同様に敏感に対応できれば、より多くの建物が救われる可能性がでてくる。

なお、未指定文化財については、文化財としての社会的位置付けがない、後継者がいないなどにより建物所有者が修理・復旧を躊躇するケースが非常に多く、除却されて更地が広がる結果ともなった。調査により価値を確認した上で文化財として周知し、指定・登録等も検討するとともに、所有者が修理や維持等の負担に耐えられない場合に備えて、建物を社会的に受け継ぐ仕組みが必要である。

6.3 応急危険度判定・公費解体の問題と修理・復旧に係る制度的課題

6.3.1 応急危険度判定の課題

人命に関わる二次災害の防止を目的とする「応急危険度判定」における「危険判定」（赤紙）は、建物が倒壊寸前と判定されたとの誤解も多く、また罹災証明の「全壊」と混同されたケースもあり、所有者の建物解体への決断を後押しする結果となった。このことから、「危険判定」（赤紙）には、「この判定は、建物がすぐに倒壊する危険があることを意味するものではありません」等の説明を別途、必ず加えるべきである。

6.3.2 罹災判定区分と公費解体の問題

罹災判定区分には「全壊」（50%以上）、「大規模半壊」（40%以上～50%未満）、「半壊」（20%以上40%未満）、「一部損壊」（20%未満）がある。罹災判定が「全壊」及び「大規模半壊」の場合は制度上公費負担で解体できるが、熊本地震の場合は「半壊」以上でも適用可能となった。被災者によっては朗報であったと思われるが、住宅の「半壊」程度では制度上義援金・支援金等の支給が少ない。そこで「半壊」の建物を所有者が解体すれば、「全壊世帯」として義援金・支援金等の支給が増す。この仕組みにより未指定の歴史的建造物の一部は失われた。これに、復旧復興支援の制度成立の遅れや専門家等の技術的支援の不足等もあいまって、多くの文化財建造物所有の被災者が悩み、結果として解体を選択した例もあった。

しかし、歴史的建造物は、公費解体を選ばずとも、「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」に全壊・半壊世帯への支援金を加えて修理費用に充当する事などにより、住宅や店舗、観光施設等へ再生・活用の可能性があり、経済的にも理に適っている。これを所有者に早期に理解してもらうことが重要で、その魅力ある成功事例を提示する必要がある。

6.3.3 建築基準法等の適用除外の課題

歴史的建造物は建築基準法上既存不適格建造物であることが多い。既存不適格建造物であっても大規模修理の場合は建築基準法に適合させる必要があり、このために文化財としての価値が損なわれることも生じる。特に、市街地は「防火地域」、「準防火地域」に指定されていることが多いが、歴史的建造物をこの規定に適合させるのは容易ではない。

国指定文化財の場合は建築基準法第3条第1項1・2号により建築基準法の適用が除外される。一方、地

方指定文化財及びその他の歴史的建造物に関しては、自治体が同第1項第3号の文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（「保存建築物」）として建築審査会の同意を得て指定したものについては、建築基準法の適用が除外される。自治体は文化財保護条例のほか「その他の条例」ができるだけ早く整備し、地方指定文化財及びその他の歴史的建造物の修理・復旧及び活用に支障のないようにしておくことが重要である。この「その他の条例」の制定については、国土交通省が2018年3月に「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を作成している。

6.4 文化財の復旧支援にかかる各機関の役割と課題

6.4.1 文化庁

国指定、国登録の文化財の被災状況等については速やかに文化庁に報告され、復旧への対応も速やかに行われた。未指定文化財については文化財ドクター支援制度によって被災状況調査が行われた。この制度をさらに進化させるとともに、文化財ドクター制度を主として担うヘリテージマネージャーの資質の全国的な底上げを行う施策が必要である。

今回、建造物を対象とする文化財ドクターと美術工芸品や歴史資料を対象とする文化財レスキューは別々に活動したが、被災した歴史的建造物の中に美術工芸品や歴史資料が存在する例も多く、両分野の専門家が情報交換をしていくことが必要である。

なお、災害時の対応は文化庁の既存の人員では不十分で、都道府県の専門職員の活用など、緊急時の人的対応ができるようにシステムの構築が必要である。

6.4.2 都道府県

教育委員会の文化財担当部局には考古学の専門職員が多いが、有形文化財、特に建造物の専門家は極めて少ない。緊急時の文化財ドクター制度や文化財レスキュー制度、また被災文化財等復旧復興基金の運用等に支障をきたさないよう専門家の大幅な増員・強化が必要である。また、他の都道府県からの緊急時の応援システムも被害の規模および特性に応じた専門家の種類人数などを想定しておく必要がある。

6.4.3 市町村

県と同様、市町村に建造物の専門家が極めて少ないとことが明らかになった。被災した所有者への対応の他、復旧復興マニュアル作りや益城町で実施された被災した未指定文化財の町文化財への指定推進など、緊急対応の体制整備が重要である。

6.4.4 中間支援組織等

熊本地震では「NPO 法人熊本まちなみトラスト」という中間支援組織の活動が被災文化財の復旧等に大きな力を発揮した。また、川尻地区のように地域に根付いた活動をしている建築家・建築士の活躍も大きかった。このような団体等は日頃住民と密接に交流していたため、今回も被災直後から支援活動が可能であった。このような団体等の組織化や継続・発展を促し、励ます社会的仕組みを構築する必要がある。

6.4.5 大学、専門職能団体及び助成財団

被災直後にはいくつかの大学、日本建築学会、日本建築士会、日本建築家協会及び文化財コンサルタント等の機関がそれぞれ独自の調査活動を行った。たとえば建築士会九州ブロック会は、平成 26 年(2014)11 月に締結した「被災歴史的建造物被災調査活動に必要な相互応援に関する協定」に基づき、被災直後の平成 28 年 5 月 20 日から被災歴史的建造物調査を実施している。また、日本建築士連合会が同 5 月 18 日に文化庁の委託を受け、文化財ドクターの活動を始めている。

さらに、文化財保護・芸術研究助成財団による「熊本地震被災文化財復旧支援事業」や日本財団による「災害復興特別基金」等の助成制度は一定の成果を挙げたが、さらに効果的な制度活用のため、助成内容の被災者への周知が必要である。

さらに、これら大学、専門職能団体及び助成財団等と行政がスムーズに連携できるよう連絡調整機関が常設されることが望ましい。

6.4.6 文化財ドクター事業とヘリテージマネージャーの課題

今回の熊本地震では、文化庁が(公社)日本建築士会連合会に文化財ドクター事業を委託し、(一社)日本建築学会、(公社)日本建築家協会等と連携して、指定・未指定を問わず文化財である建造物の被災状況の調査、応急措置及び復旧に向けた技術的支援を行った。(公社)日本建築士会連合会は熊本県をはじめ広域支援協定に基づいて福岡県等の周辺県の建築士会メンバー、特にヘリテージマネージャーを動員して 1

次調査・2 次調査を行った。学会のデータベースもあったため調査はスムーズに運んだ。その後、寄付金を原資とする「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」が創設され、修理着手のための実施設計が必要となった。ヘリテージマネージャーは文化財修理等の設計監理の専門家として本来の業務が発揮できると思われたが實際にはそうならならず、基金の運用者(熊本県)は、ヘリテージマネージャーに設計監理の専門家を管理する業務を課した。その責任内容(現地調査、助成金申請、実施計画案の確認、工事内容の確認、指導、毎月工程月報提出、実績報告者、竣工確認等)の重責を交通費程度で行うのは無理があり、業務に見合う正当な対価を支払うべきと考えられる。

また、復旧設計基準も「文化財的な価値を損なわない」という抽象的な基準であった為、事業に参加しているヘリテージマネージャーや設計者間で具体的な修理方針について、開かれた中での議論が必要であった。建造物の規模や被災程度は様々であり、被災した所有者の資金能力も様々である。完全な修理から応急的な修理まで、所有者の資金能力に応じて、いくつかの選択肢が考えられる中で、柔軟に修理方針を検討すべきであった。いずれの修理の場合も仕様、材料、工法等、修理の過程は詳細に記録し可逆的な修理を行うことを原則とする。そのうえで、将来の追加修理及び再修理への支援も可能とする制度が必要である。

地元での活動経験がある建築士が、被災者の意向に寄り添いながら、ヘリテージマネージャーとしての能力を活用して修理の設計監理に携わるのが望ましいのは当然であり、文化財ドクター事業制度の業務内容の仕分けや報酬等の改善、さらには復旧設計基準の策定や所有者の資金能力に応じて再支援できる制度が必要である。あわせて、文化財ドクターやヘリテージマネージャーの活動を支援する地方自治体職員の人材確保や能力向上ならびに自治体間の相互支援が必須である。

6.5 文化財の復旧復興事業への補助・支援と被災文化財等復旧復興基金

6.5.1 国の復旧復興予算の限界

東日本大震災では、政府は復興庁を設置し、各方面への支援を現在も行っているが、熊本地震ではそのような政府組織は設置されなかった。

熊本地震に対する国の復旧復興予算は地震 1 か月後に成立し、その後 2 度の補正が行われた。この予

算は国指定以外の文化財修理への支出も期待されたが、地域の神社等が文化財としてではなく、コミュニティの核となる施設としてその修理に上限 500 万円（1,000 万円の 1/2）の補助があてられるのみであった。このため、国指定以外の被災した文化財、特に未指定文化財は危機に瀕することとなった。

6.5.2 グループ補助金

被災後いち早く利用できたのは、東日本大震災で創設された中小企業に対する復旧・復興を国と県が支援する「グループ補助金」であった。ただ、町屋建築では店舗部分は補助対象となるが住居部分は対象外となるなど、建築全体には補助が出ない制度であるため、建築全体の復旧には下記の「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」と併用する必要がある。

6.5.3 熊本県地震被災文化財等復旧復興基金

今回の熊本地震では熊本県が平成 28 年（2016）10 月に「熊本地震被災文化財等復旧復興基金（熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金という民間寄付を原資とする）」を設置し、登録文化財、未指定文化財に対する保存修理への助成が行われている。これは今までにない画期的な制度で危機に瀕した未指定文化財の保存修理に貢献している。ただし、その決定及び施行が地震発生 1 年半後であったため、その間に公費解体等により失われた歴史的建造物も多かった。

この基金による支援は、所有者が将来登録文化財にすることに同意した場合には事業費の 2/3、他の場合には 1/2 の補助が得られるという画期的な内容で、これにより救われた建物も多い。ただ、所有者が高齢化していることもあり、規模、被災程度によっては支援が不十分で、地方や国指定文化財を将来的に目指すべき重要な建造物が十分な修理ができなかった例や解体されてしまった例がある。

なお、熊本市は独自に未指定の町屋などの復旧支援のため、町並み復旧保存支援事業制度をつくり、一定の成果を挙げている。

6.5.4 文化財の復旧復興のための常設の基金の必要性

上記のように、国指定以外の文化財、特に未指定文化財の復旧復興については被災後長期間にわたって有効な経済的支援が得られず、公費解体制度もあいまって、多くの貴重な歴史的建造物が失われていった。

このため、被災が甚大で広範囲に及ぶ場合、特に国から激甚災害等の認定を受けた場合、文化財（特に未指定文化財）の復旧に迅速に対応できる常設の基金を

用意するべきである。たとえば災害救助法に基づく都道府県の災害救助基金のように、公的に位置付けた文化財の復旧復興のための常設の基金の創設や、地震保険を文化財適用へ拡大し一部を公的資金で賄うことを検討する必要がある。

熊本地震の場合、民間の基金として、文化財保護・芸術研究助成財団（熊本地震被災文化財復旧支援事業）や日本財団（災害復興特別基金）、WMF（ワールドモニュメント財団／米国）などが活用された。このような民間による基金も充実させ、活用していくべきであろう。

6.6 文化財の復旧復興と今後の防災のために

6.6.1 未指定・未登録文化財のリスト作成

今回の熊本地震時は近代和風建築の調査中であったため、町屋や古い住宅に関してはある程度のリストが作成されていた。これが、被災状況の把握には一定の力を發揮した。しかし、そのリストも十分なものではなく、新町・古町地区の町屋の大半が含まれていないなど多くの漏れがあり、また、近世社寺建築等も把握しきれていないなど、不十分であった。このため、京都府の「暫定登録文化財制度」のような歴史的建造物のリストづくりを都道府県の主導の下、市町村単位でも進めることが必要である。これらの未指定文化財リスト、暫定登録文化財リストを作成し、公的な位置付けとして整備する必要がある。

6.6.2 歴史的地区のリスト作成—面的保全のための群的把握

歴史的建造物単体のリストだけでなく、伝統的建造物群や文化的景観のような面的に歴史的文化的に価値のある地区的リストが必要で、熊本市の新町・古町地区や川尻地区などのように事前の把握が重要である。これらの歴史的地区的リストは、地区居住者の理解と参加・協力を得て実施し、作成後も定期的なモニタリングを行うことが望ましい。

6.6.3 耐震調査及び構造補強の実施と総合的な防災・減災計画の策定

歴史的建造物については、今回の被災状況に照らして、速やかに耐震強度の調査を実施し、必要に応じて耐震補強を行う必要がある。これと併行して、地震をはじめ風水害など自然災害に対応するための総合的な防災・減災計画を文化財や地域の実状にあわせて詳細に策定し、着実に実施する必要がある。

6.6.4 復旧後の活用と地域の商業活動との連携

被災文化財の復旧・復興後はその保存と活用が十全に図られ、リビングヘリテージとしての価値を持続することが望ましい。このためには、地域の商業活動や観光振興計画等においても、復旧・復興した文化財の保存と積極的な活用を位置づけることが望ましい。

6.7 文化財の復旧・復興及びその後の適切な保存・活用のための総合的な計画策定

6.7.1 文化財保存活用地域計画等の策定と推進

本年4月から施行される改正文化財保護法では、各地域において中・長期的な観点から未指定文化財を含めた文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施できるようとするため、都道府県による文化財保存活用地域計画（以下「大綱」）、市町村による文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」）、個別の国指定等文化財について所有者等が作成する保存活用計画を文化庁長官が認定する制度が設けられた。いずれも、いわゆる「できる」規定であるが、事実上義務化されたものと言って良いだろう。

文化庁が本年3月に定めた「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」では、この地域計画は法定計画として市町村の行政体系に位置づけられるもので、このことにより文化財の保存・活用の必要性・重要性が増すとともに、地域住民の関心や理解の促進、さらには地域のアイデンティティーの醸成が期待される、としている。

この策定等に関する方針に基づいて、熊本県は大綱、熊本市その他市町村は地域計画、文化財所有者等は保存活用計画を早期に策定し、文化財の復旧・復興及びその後の保存と活用を計画的に進めることができることを望ましい。

6.7.1.1 防犯・防災対策、災害発生時の対応

「策定等に関する指針」では、文化財の保存・活用に関する措置の重要事項として、「防犯・防災対策、災害発生時の対応」を挙げ、具体的には文化財の耐震化や防犯・防火設備の整備等を記述するとともに、災害発生時における緊急的なレスキュー活動、専門家等による被害状況の調査や修理方法等に関する技術的指導・助言などについてあらかじめ定めておくことが有効である、としている。

この指針に限らず、地域計画には防災・減災、復旧・

復興に向けた具体的な取り組みを詳細に記述することやこのための人員配置や応援態勢等についても定める必要がある。

6.7.1.2 未指定文化財を含む文化財リストの作成と国への登録候補の提案

上記の「策定等に関する指針」では、未指定文化財を含む文化財リストを適切に作成することは災害発生時における被災状況の把握に重要である等と記している。さらに地域計画作成過程で調査・把握された未指定文化財で、登録基準を満たすものについて市町村は登録文化財候補として国に「提案」できるとしている。

これらを踏まえ、自治体は積極的に未指定文化財の登録を進め、平時の保存活用をはじめ、災害後の復旧等においてもより良い支援をすべきである。

6.7.1.3 歴史的建造物の活用推進のための建築基準法の適用除外の取組等

地域計画では未指定文化財等である歴史的建造物の活用にあたっての文化財保護条例等の整備による建築基準法の適用除外などの取組の方針やそのための関係部局との連携について記述することも奨励している。

また、地域計画では「文化財保存活用区域」の設定について、地域計画の要素として必要に応じて記述するものとしている。

6.7.2 歴史的風致維持向上計画の策定

私たちは、今後の熊本市の復旧復興及びその後の文化財を生かした歴史まちづくりに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年）による「歴史的風致維持向上計画」の策定と推進が大きな効果を挙げると確信し、同市に早い段階から提案してきた。幸い、熊本市はその提案を受け入れ、平成30年4月から計画策定に取り組んでいる。私たちはその計画内容の充実を見守るとともに、早期の国による認定と実施を期待している。また、他の市町村でもこの計画策定が奨励される。

6.7.3 地域防災計画に文化財保護を位置づける必要性

災害対策基本法は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としているが、文化や文化財は国民の生命や財産、公共の福祉等に深く関連し、国民にとって無くてはならないものであり、災害から保護すべき重要な要素である。このことを法で明確にした上で、文化財保護法による大綱や地域計画策定と連携しながら、都道府県及び市町村が策定す

る地域防災計画に具体的な保護の施策や復興復旧への支援方策を盛り込むことが必要である。

すでに内閣府発行の復旧復興ハンドブックには、「文化の再生」として文化財の保護・復旧や文化財所有者との協議等が記されており、これに実質をどのように与えるかが、自治体等での課題である。

6.8 自治体の文化財関連人材の充実と支援体制について

熊本地震直後の文化財の被災状況把握、応急措置、支援制度の創設・運用等について、自治体の文化財関係部局は限られた職員に業務が集中して機能不全におちいった。人員不足、特に建築専門職員の不足があからさまになった。今後の文化財の復旧復興を着実に実施し、保存・活用を進めるためには、文化財建造物等の専門職員の配置、その配置が困難な場合でも他部局の建築専門職員等に併任させるなどの体制の整備、また緊急時に備えて、他県・他市町村の職員の応援ネットワーク構築等の充実が必要である。担当職員は文化財保存活用への自覚的意志や基礎的知識を持つことが必要で、建築専門以外の職員もヘリテージマネージャー講座の受講が奨励される。

6.9 結び

災害後に起こる文化財に対する支援の在り方や進め方等の問題については、災害の度に同様の指摘がされる。一部地域ではその経験が生かされるものの、多くの地域では過去と同じ課題や問題が繰り返し現れる。

私たちは熊本地震について、その発生直後から共同で現地調査や被災所有者等へのヒヤリングや話し合い、復旧復興のための技術的助言や制度創設の提言、またこれらに関するシンポジウムの開催など、多様な活動を行ってきた。この報告書はその活動を記したものであり、上記のように、実践から明らかになった課題や問題点の指摘と将来への提言をまとめた。

文化財の熊本地震からの復旧復興はもとより、他地域も含めた将来の防災・減災と文化財の保存・活用の健全な発展に役立つことを願っている。

資料編

〈緊急アピール〉

2016年5月12日

- ・熊本地震で被災した文化財等の保存に向けた緊急アピール
- ・An Urgent Appeal for Protection of Cultural Properties damaged by the Kumamoto Earthquakes

〈報告書〉

2016年6月11日刊行

- ・2016年熊本地震 日本イコモス調査報告書 —文化財建造物の被害状況と復旧への展望—

2017年12月1日刊行

- ・The Kumamoto Earthquake —Report on the Damage to the Cultural Heritage

〈シンポジウム〉

2016年7月30日開催

- ・平成28年熊本地震 被災歴史的建造物保全フォーラム —文化遺産の復興と継承—

2017年9月24日開催

- ・歴史を活かしたまちづくり ~熊本地震からの復興~



INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES
JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F, Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan 101-0003
Tel & Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

熊本地震で被災した文化財等の保存に向けた緊急アピール

日本イコモス国内委員会
委員長 西村幸夫



2016年4月14日から熊本県等で、連続発生している地震により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震による文化財等の被害は、熊本県と大分県を中心に国指定及び登録文化財134件、地方自治体指定230件、計364件（5月11日時点）とされています。この他、多くの未指定の古い社寺や家屋等が被災しており、今後実態が明らかになるにつれ、被災件数が増えると思われます。

日本イコモス国内委員会は、日本建築学会、ワールド・マニュメント財団等と合同で、5月3～6日に総勢18名の調査団を現地派遣しました。

調査団も確認した通り、熊本城では多くの石垣が崩れ、櫓などの建造物が崩落する等の甚大な被害が出ています。これらの保存修理には長期にわたる事業が必要ですが、その間、保存修理を的確に進めるとともに、安全を確保しながら観光活用を図る等の配慮が望まれます。ほかにも、重要文化財阿蘇神社楼門や熊本県指定の熊本洋学校教師館ジェーンズ邸、重要文化財江藤家住宅等、名勝水前寺成趣園の苑池等、被災程度に応じて国の支援を拡充し、復旧の見通しを立てる必要があります。

上記のような国等の指定文化財の保存修理事業は時間がかかるても完全に達成される仕組みが整っていますが、今回の地震では登録文化財や景観重要建造物、さらには未指定の重要な歴史的建造物にも大きな被害が広がっています。これら登録文化財や景観重要建造物に関しては、通常は工事費の補助がないか、あっても上限が設定されています。このような大災害時の緊急事態にあたり、修理工事費を援助する仕組みがないと、多くの重要な歴史的建造物がこれから始まる公費での解体などで消滅するおそれがあります。

例えば、熊本市内の新町古町地区は、明治10年の西南戦争で焦土と化した後、復興した古い町並みが各所で部分的に残っており、城下町としての佇まいがあるところですが、その町屋の多くが応急危険度判定で赤紙（危険判定）を貼られて、所有者は取り壊しも考えざるを得ない状況です。これらの町屋は、表具店や伝統的製菓業やカフェ等として使われ、多くの動産文化財や歴史資料を内部に所蔵しています。誇りある家業を伝えたい所有者達は、応急の倒壊防止・所蔵文化財保護対策に追われつつ、今、家屋の保存修理の見通しを切実に必要としています。ここは歴史的な石橋や河川等の社会インフラとともに、市民が江戸時代以来の伝統文化を継承し、都市の景観として有形無形の記憶を蓄積してきた、貴重な場所です。その意味では「城は残っても、城下町は消える」という極めて深刻な瀬戸際に、熊本は立たされています。新町古町以外にも多くの登録文化財が今回の被災地の中に散在していますが、被災程度が大きい場

合、所有者に重い負担がのしかかります。登録文化財等への大災害時の公的な復旧経費支援が不可欠です。

また、別の例を挙げますと、大破した西原村宮山地区の八王社社殿（文化財未指定）は、祭礼行事など地域のコミュニティの核となっているもので、氏子達は自らも大きく被災しながらも、何とか残したいという想いに駆られています。この本殿は江戸期に遡る優秀な意匠をもつものですが、保存ができるかできないかは公的・私的な援助次第ということになり、地域で大切に護られてきた文化財等の保存継承の試金石となりうるでしょう。是非、震災復興基金などからの援助が必要です。

現在緊急に必要なことは、今回の熊本地震による文化財の被災の実態調査を迅速かつ的確に行い、補正予算等による支援の増強策を整え、指定文化財に限らず、地域の文化的遺産の修理復旧の計画を立て、実行していくことです。

さらには、日本列島は地震活動期にあり、また洪水等も含めた大災害が予想される中で、以下のような、緊急に文化財等を救うシステムの構築が強く求められます。

1. 民間資金からの寄付を含む文化遺産復興基金の創設
2. 官民の有機的連携体制構築
3. 歴史的まちづくり政策での復旧対策推進
4. 全国的な未指定建造物等の登録推進強化にむけた戦略構築
5. 文化財登録・保存に携わるヘリテージマネージャー等技術者集団の養成・認定の推進

このようなシステムを通して文化財等への長期的な復興支援を行うことが、各地における文化的観光による地域活性化に貢献していくと思われます。

今回の熊本地震は、2015年国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組みや文化遺産専門家会合勧告の柱である、BBB（Build Back Better・より良い復興）を実践するよい機会と捉えて、文化財等の総合的保存に向けて、官民が連携行動することが強く期待されます。日本イコモス国内委員会としても、熊本地震で被災した文化遺産の総合的保存に向けて積極的な役割を果たしていく所存です。

2016年5月12日

日本イコモス国内委員会事務局
〒101-0003
東京都千代田区一ツ橋2-5-5
岩波書店一ツ橋ビル13F
文化財保存計画協会気付
日本イコモス国内委員会
FAX: 03-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org
事務局長：矢野和之



INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES
JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F, Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan 101-0003
Tel & Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

12 May 2016

An Urgent Appeal for Protection of the Cultural Properties damaged by the Kumamoto Earthquakes

Yukio Nishimura

President, Japan ICOMOS National Committee

First of all, I would like to express my heartfelt sympathy to the people affected by the series of still on-going earthquakes in Kumamoto Prefecture and its neighboring region since 14 April 2016.

The series of earthquakes reportedly damaged 365 items of cultural properties primarily in Kumamoto and Oita Prefectures as of 11 May; among them, 134 items are nationally designated or registered cultural properties, and 230 of those are designated as such by local governments. In addition to that, a number of undesignated old shrines and temples, and traditional residential buildings are known to have been totally or partially destroyed. The total number of quake-affected buildings is expected to rise as the whole picture of the disaster damage eventually reveals itself.

Japan ICOMOS National Committee dispatched to the ground an investigation team made up of 18 experts from 3 to 6 May, jointly with the Architectural Institute of Japan and the World Monument Fund.

As the team confirmed, the Kumamoto Castle suffers tremendous damage; many sections of its stone bases crumbled and some constructions such as *yagura* watchtowers have collapsed. While it will take a long time to fully restore them, it is desirable to make these cultural properties somehow available for touristic use even during the rehabilitation, while ensuring the security. In addition, to other heritage buildings such as the main gate of the Aso Shrine and the Eto Residence, both designated as Important

Cultural Property, the Janes Residence (former teacher's residence of the Kumamoto Yogakko School) which is designated by the Kumamoto Prefecture, and Suizenji Jojuen garden, a nationally-designated Place of Scenic Beauty, more national assistance for recovery needs to be allocated, depending on the degree of damage, so that one can have outlook for rehabilitation.

While there is an established framework for total conservation and repair for these cultural properties which are designated nationally or locally, that is not the case for those which are categorized as Registered Cultural Properties and Structures of Landscape Importance, let alone undesignated constructions with historic importance. Yet, many of the buildings which are suffering grave damage fall into these categories. For Registered Cultural Properties and Structures of Landscape Importance, there is normally no subsidy available for repair works, or when available, it is with a ceiling. In such an emergency situation like this time, there is a serious risk that many of such historically important constructions go vanished due to soon-to-start public dismantling operation of collapsed houses, without some sort of rescue scheme to subsidize repair cost.

For instance, Shinmachi-Furumachi (literally “new town, old town”) area in Kumamoto City is known to have kept a historic feel of a castle town; an old townscape of what was revived after a major destruction caused by a civil conflict in 1877 has partially survived. However, many of the historic townhouses there got damaged and condemned as dangerous by emergency safety checks, which forces their owners to consider dismantlement as an option. The townhouses have been utilized as ateliers for traditional products such as papered doors and traditional medicine, or cafes, and they house many valuable materials such as movable cultural properties and historic documents. While busy applying emergency measures to prevent their buildings from total collapse and to protect cultural properties they own, the townhouse owners who hope to continue their family businesses that they are proud of are in dire need of a prospect for repairing their houses. The Shinmachi-Furumachi area not only has kept historic stone bridges and river landscape, but also traditional culture since the Edo

Period, kept alive by citizens, therefore it is an important place of tangible and intangible memories stored in an urban landscape. In that sense, Kumamoto is on the verge of extremely serious loss of its culture; it is feared to be the case of “a castle remains, but its castle town does not.” Even in areas other than Shinmachi-Furumachi, a number of damaged Registered Cultural Properties are found here are there. In case they are badly damaged, their owners must bear a heavy burden. Some kind of public financial assistance for repair at the time of major disaster is indispensable to save the Registered Cultural Properties.

Another example is the case of the smashed shrine pavilion of Haichiosha Shrine in Miyayama District, Nishihara Village. The shrine pavilion, which is an undesignated property, holds the local festival and is a core of the community. The shrine parishioners, despite their own significant suffering, are wishing to manage to revive the shrine. Parts of the pavilion’s design date back to the Edo Period, but its preservation depends whether or not public or private funding is available. Assistance from earthquake rehabilitation funds and the like is needed.

What is urgently needed now is to assess promptly and precisely the details of the damage on cultural properties, to reinforce the assistance measures by establishing supplementary budgets, to plan and execute repair works and rehabilitation of local cultural heritage regardless of its designation/registration status.

Furthermore, the Japanese archipelago being in a seismically active period, more natural disasters including new big earthquakes and floods as their consequence, are expected. In such circumstances, it is strongly desired to establish a system to save cultural properties in time of emergency. Proposed measures include:

1. Creating cultural heritage rehabilitation funds comprising donations from private funds.
2. Constructing an organic public-private cooperation system.
3. Promoting rehabilitation measures in the framework of historic

community renovation policies.

4. Building nation-wide strategies for promoting registration of historic buildings.
5. Promoting training of technical experts, and their certification, so that they can engage in cultural property registration and preservation as part-time conservation architects.

It is believed that long-term rehabilitation assistance through such measures as above will contribute to regional revitalization through cultural tourism.

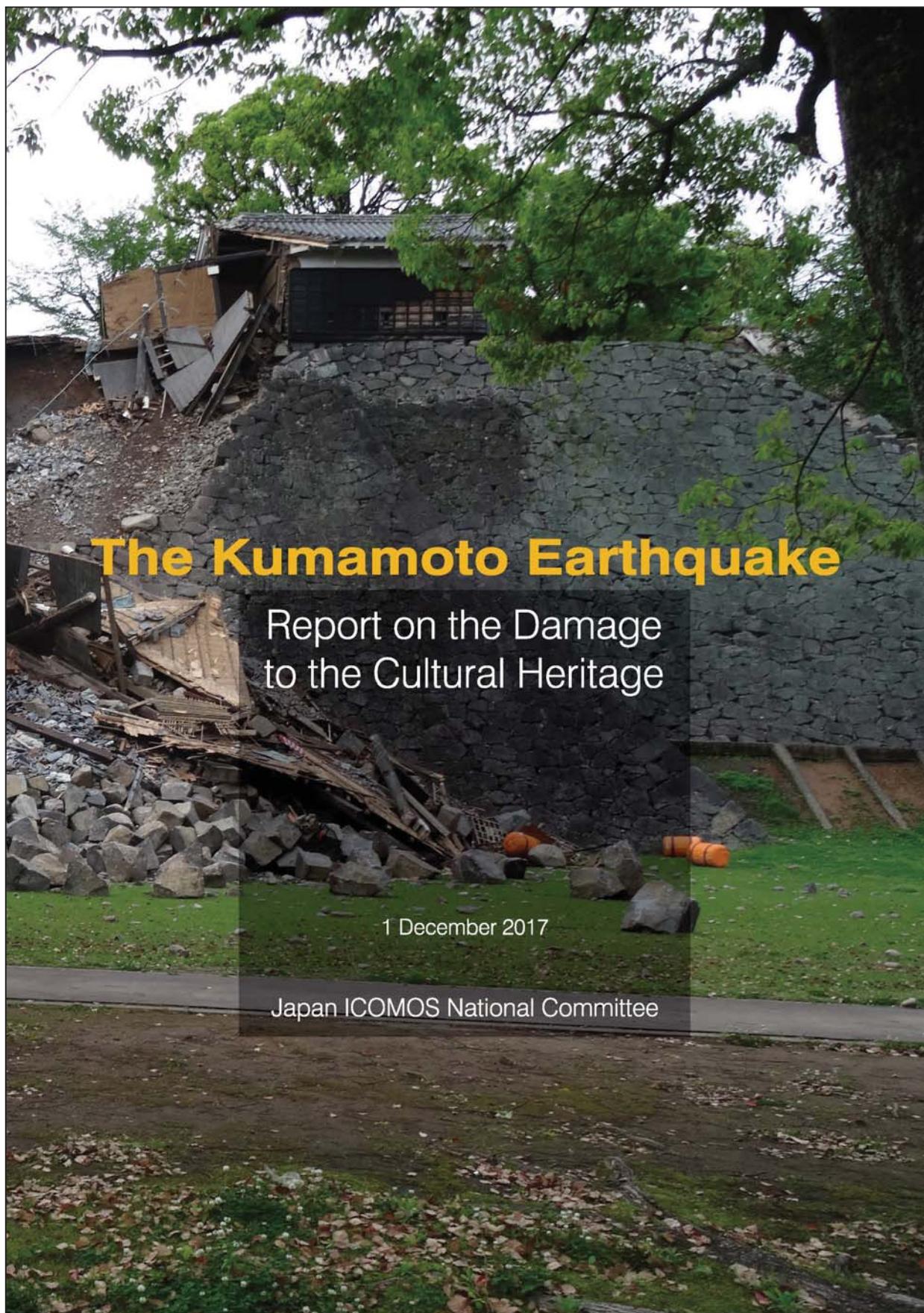
In 2015, at the time of the third UN World Conference on Disaster Risk Reduction, the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction was adopted and the Recommendation of the International Expert Meeting on Cultural Heritage and Disaster Resilient Communities was issued. It is considered a good opportunity to put into practice the concept of Build Back Better (BBB), which is the pillar of the both documents. It is expected that public and private sectors work hand-in-hand towards comprehensive protection of cultural properties. Japan ICOMOS is determined to play an active role in the preservation of cultural properties affected by the Kumamoto Earthquakes.

Japan ICOMOS National Committee
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku
Tokyo 101-0003, JAPAN
Tel&Fax: +81.3-3261-5303
E-mail:jpicomos@japan-icomos.org
Kazuyuki Yano
Secretary General of Japan ICOMOS

2016年熊本地震 日本イコモス調査報告書
—文化財建造物の被害状況と復旧への展望—

2016年6月11日

日本イコモス国内委員会





文化遺産の復興と継承

地震発生から3ヶ月遅れて、被災した歴史的建造物や、旧市街地でよく見られる歴史的建造物は、復旧・復興の自力が立ちてあります。この度日本イコモス国内委員会は熊本県教育委員会から村上裕道氏をお招きし、1995年阪神・淡路大震災時に被災した後、復興に大きな成果をあげた豊岡市、行政支援メニュー等具体的なお話を中心にご紹介頂きます。地域の皆様からの積極的なご参加、お待ちしております。

平成 28 年 7/30 (土)	午後 2 時 00 分 - 4 時 30 分 開場 1 時 30 分 熊本学園大学 11号館 7階 1173 教室 (熊本市中央区大江2-5) <small>当日は公共交通機関をご利用ください http://www.kumagaku.ac.jp/daijaku/map/access</small>
第1部 講演	村上 裕道 氏 熊本地震の歴史的建造物等の被災状況と復興の課題 <small>元文化庁文化政策官・日本イコモス国内委員会委員長</small>

事前申込制(定員 200名) 申込締切 7/27(水) 締切後、応相談

平成28年熊本地震 被災歴史的建造物保全フォーラム

文化遺産の復興と継承

日 時 平成28年7月30日(土)
午後2時00分-午後4時30分(開場午後1時30分)

会 場 熊本学園大学 11号館 1173教室
(熊本市中央区大江2-5)
※公共交通機関のご利用にご協力お願いします

主 催 日本国イコモス国内委員会

申 込 7月27日(水)締切

日本イコモス国内委員会事務局へFAXまたはメールで
本組織の申込フォーム(もしくは問い合わせ用のもの)を送信してください

登壇者 菊谷 勇雅 氏 かりや・ゆうが 氏 村上 裕道 氏 むらかみ・ゆうぢゆ
京都大学大学院修了後、京都府役所で歴史的建造物保存監修官として都道府県執行官として從事。現在は建設省保有の歴史的建造物等の修復工事の設計監修官として、熊本県立美術館の改修工事に携わる。平成4年より日本イコモス会員として活動。高齢者、子供たちの歴史的建造物に対する理解を深め、高齢者から若者まで誰もが歴史的建造物を楽しめるように取り組む。平成21年に国土交通省「文化財修復技術者賞」受賞。平成21年1月に山口県立工業高等専門学校にて「世界文化遺産の修復技術者賞」受賞。平成26年の熊本大震災では、被災地の被災後も被災して、文化財保護政策改訂として、熊本の町古里町を始め九州各地のまちづくりに取り組む。市長開拓翁山文政賞、NPO日本都市計画学会会員、昭和26年生まれ。

問合先 日本国イコモス国内委員会事務局
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-13階 株式会社文化財保存計画協会 気付
TEL/FAX: 03-3261-5303 E-mail: jpicomos@japan-icomos.org 事務局長 安野 和之 (やの かずゆき)

ご氏名	会員登録	ご所属
ご連絡先 (1つ以上) Email Fax	()	Tel () 本フォーラム開催を知ったきっかけ、紹介者等、その他 (空欄可)

宛先 Fax 03-3261-5303 Email jpicomos@japan-icomos.org 件名を「熊本地震フォーラム申込」とすること

イコモスとは? —What is ICOMOS?

ICOMOSは、国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites)のこと。文化遺産保護に関する国際的非政府組織(NGO)です。1964年にユネスコの支援を受けオーストリアで開かれた「国際記念物遺跡会議」(International Council on Monuments and Sites)が前身で、1972年に国際記念物遺跡会議の会員国が開いた「国際記念物遺跡会議第1回定期会議」で、記念物と道路の保存と修復に関する国際規範(通称グニス条約)が採択されました。これが受け入れ65年はICOMOSが設立されました。

人間の道徳・理想的建築物などを保護する責任を認識し、それらを保存し、継承していくという理念は、19世紀末世界中の多くの国で実現されました。しかし、そのような遺産の保存のための国際規範が構築されるようになったのは、第2次

世界戦争のこと、約20年の準備期間を経て1965年6月クラクフ(ポーランド)でICOMOS第1回定期会議が開かれました。それから半世紀、2016年現在は151もの国に会員のヨーロッパを中心に、内閣大臣が顧問され、科学技術評議会、技術委員会、国際委員会など、専門的な委員会が設置されています。

また1972年ユネスコ総会の世界遺産条約採択後、ユネスコをはじめとする国際規範と密接な関係をもつながら、世界文化遺産の保護・保存、そして創造的高揚のため重要な役割を果すとともに、世界文化遺産の選定、方針論、科学技術の応用などを実施しています。またICOMOSはユネスコの諮詢團體として世界遺産登録の審査、モニタリング活動も続けています。



歴史を活かしたまちづくり ～熊本地震からの復興～

熊本地震発生から1年半以上が経過し、未だ文化財や都市景観を構成する歴史的建造物の復旧は道半ばとなっています。また、熊本市の街並みにおいては歴史的建造物の復旧が進んでいます。

熊本は「歴史的風致街持向計画」の策定に向かって取り組んでおります。この計画が実施されることで歴史的景観が保護され、城下町としての風情を将来に継承していくことが期待されます。また、歴史的建造物の保存と活用は都市の品質向上やまちの活性化にも繋がっていくものです。

そこで日本イコモス国内委員会は、その本っかけとなるシルボジウムを熊本市と共に開催することになりました。是非、市民、行政、専門家の方々の参加を広く呼びかけるものです。



日時 平成 29年 9月 24 日(日) 14時 00 分 ~ 17時 00 分 (開場 13時 30分)	定員 300 人 申込不要・参加費無料
場所 熊本県役所 14階大ホール (熊本市中央区手取本町1番1号)	
14:00 ~ 14:05 開会	
14:05 ~ 14:35 講演1 西村幸夫	
14:35 ~ 15:05 講演2 舟引敏明	
15:05 ~ 15:35 講演3 舟引敏明	
15:35 ~ 15:45 休憩(10分)	
15:45 ~ 16:00 講演4 大西一史	
16:00 ~ 17:00 バネリストセッション	
司会 矢野和之(日本イコモス国内委員会事務局長)	

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

PROFILE

西村幸夫 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)
西村幸夫 氏 (にしむら・ゆきお)

イコモスとは? —What is ICOMOS?

イコモスは、国際記念物遺跡会議(ICOMOS International Council on Monuments and Sites)のこと。文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織(NGO)です。1964年にユネスコの支援を受けオーストリアで開かれた「国際記念物遺跡会議」(International Council on Monuments and Sites)が前身で、1972年にユネスコ総会で開かれたSecond International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments(第2回歴史記念建造物関係技術者国際会議)で「記念物と道路の保存と修復に関する国際憲章(通称ウェヌス憲章)」が採択されました。これを受け1965年はICOMOSが設立されました。

人類の遺跡や歴史的建造物などを文化財の重要な属性と認識し、それらを保存し、継承していくという行為は、19世紀末世界中の多くの国で実現されました。それから半世紀、2017年現在は153の国々の国に会員ネットワークがあり、国内委員会が各國で組織され、文化遺産保護が分野別の専門委員会や部門委員会が様々な活動を行っています。

また、1972年ユネスコ総会での世界遺産条約採択後、ユネスコをはじめとする国際規範と密接な関係をもつながら、世界文化遺産の保護・保存、そして創造的高揚のための重要な役割を果すようになりました。世界文化遺産の選定、方針論、科学技術の応用などを実施しています。またICOMOSはユネスコの諮問團體として、世界遺産登録の審査、モニタリング活動も行っています。

問い合わせ先

日本イコモス国内委員会事務局
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 波書店一ツ橋ビル

TEL/FAX: 03-3261-5303 E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

2016 年 熊本地震 日本イコモス報告書
文化財の被害状況と復旧
The 2016 Kumamoto Earthquake
Report on Damages to the cultural properties and
Recommendation for their restoration and rehabilitation

発行 2019 年 3 月 20 日

一般社団法人日本イコモス国内委員会
委員長 西村幸夫
事務局長 矢野和之
〒 101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13 階
株式会社 文化財保存計画協会 気付
Tel & Fax: 03-3261-5303
e-mail: jpicomos@japan-icomos.org
<http://www.japan-icomos.org/>

JAPAN ICOMOS National Committee Secretariat
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan
Tel & Fax: +81-3-3261-5303
e-mail: jpicomos@japan-icomos.org
<http://www.japan-icomos.org/>

Supported by  日本 THE NIPPON
Foundation

Supported by  日本 THE NIPPON
財團 FOUNDATION

